

平成19年度
包括外部監査の結果報告書

< 第1テーマ >

廃棄物処理事業に係る財務事務の執行について

< 第2テーマ >

株式会社仙台市環境整備公社の財務に関する事務の執行
及び管理の状況について

平成20年3月

仙台市包括外部監査人

公認会計士 那 須 和 良

目 次

< 第1テーマ > 廃棄物処理事業に係る財務事務の執行について

第1 . 外部監査の概要	1
1 . 外部監査の種類	1
2 . 選定した特定の事件	1
3 . 特定の事件を選定した理由	1
4 . 外部監査の方法	2
(1) 監査の着眼点と主な監査手続	2
(2) 監査対象年度	2
5 . 外部監査の実施期間	2
6 . 外部監査の実施者	3
第2 . 仙台市の廃棄物処理事業の概要	4
1 . 仙台市の廃棄物処理事業の沿革	4
2 . 事業推進体制	5
(1) 組織及び人員	5
(2) 稼働施設	7
3 . 廃棄物処理に係る歳入歳出の推移	8
(1) 決算の推移と予算の動向	8
(2) 増減分析	10
4 . 一般廃棄物処理基本計画	10
(1) 計画策定の趣旨	10
(2) 基本理念	11
(3) 計画の期間	11
(4) 計画の基本目標	11
(5) 施策の基本的方向	12
(6) 処理施設の整備計画	13
(7) 処理体制	13
5 . 一般廃棄物処理事業	13
(1) ごみ処理の流れ	13
(2) 中間処理	14
(3) 最終処分	15
(4) 人口とごみ処理量の推移	15
(5) 処理施設毎のごみ処分の推移	16
(6) ごみ処理費用	16

6.	ごみ減量・資源化事業	17
	(1)ごみ減量事業	17
	(2)資源化事業	18
7.	し尿処理事業	18
	(1)処理体系	18
	(2)収集量と対象人口	19
8.	産業廃棄物対策事業	19
	(1)発生と処理の状況	19
	(2)適正処理指導	20
9.	他都市との比較	20
	(1)研究の問題意識	20
	(2)環境評価指数	20
	(3)効率性評価指数	22
	(4)サービス評価指数	22
	(5)総合評価	23
10.	廃棄物処理に係る主な準拠法令等	25
11.	検討の方針	26
第3.	利害関係	27
第4.	外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見	29
1.	葛岡工場の運営管理について	29
	(1)施設の概要と役割	29
	(2)ごみ処理手数料の徴収事務	29
	(3)業務の外部委託事務	30
	(4)備品の管理	32
	(5)薬剤の発注、在庫管理	32
	(6)資源物等売却	32
	(7)結果及び意見	33
2.	松森工場の運営管理について	35
	(1)施設の概要と役割	35
	(2)ごみ処理手数料の徴収事務	35
	(3)金銭の出納、現金の管理	36
	(4)業務の外部委託事務	36
	(5)備品の管理	37
	(6)薬剤の発注、在庫管理	38
	(7)資源物売却処理	38
	(8)外部への温水、蒸気、電力の売却	38

(9) 結果及び意見	39
3. 今泉工場の運営管理について	40
(1) 施設の概要と役割	40
(2) ごみ処理手数料の徴収事務	40
(3) 金銭の出納、現金の管理	40
(4) 業務の外部委託事務	41
(5) 備品の管理	43
(6) 薬剤の発注、在庫管理	43
(7) 資源物売却処理の事務	43
(8) 外部への温水、蒸気、電力の売却	44
(9) 結果及び意見	44
4. 石積埋立処分場の運営管理について	46
(1) 施設の概要と役割	46
(2) ごみ処理手数料の徴収事務	46
(3) 業務の外部委託事務	47
(4) 薬剤の発注、在庫管理	47
(5) 結果及び意見	48
5. 環境事業所の運営管理	49
(1) 施設の概要と役割	49
(2) ごみ処理手数料の徴収事務	50
(3) 業務の外部委託事務	50
(4) 結果及び意見	51
6. 家庭ごみ収集運搬業務の委託事務	53
(1) 家庭ごみ収集業務民間委託への経緯	53
(2) 委託先と委託金額の推移	53
(3) 委託業者選定手続	54
(4) 委託料の算出方法	55
(5) 結果及び意見	56
7. リサイクル業務の委託事務について	62
(1) リサイクル対象廃棄物の処理の概要	62
(2) 缶・びん・ペットボトル等に係る処理の委託	63
(3) プラスチック製容器包装に係る処理の委託	64
(4) 業務委託料の算出方式について	65
(5) 結果及び意見	65
8. ごみ処理手数料等の収受と滞納管理	67
(1) 粗大ごみ処理手数料	67

(2) 犬猫等死体処理手数料	67
(3) し尿処理手数料	68
(4) 結果及び意見	68
9. 補助金等の交付事務	70
(1) 主要な補助金及び奨励金の概要	70
(2) 主要な奨励金等の内容と交付事務について	71
(3) その他の助成金等	72
(4) 結果及び意見	73
10. 原価計算について	74
(1) 原価計算の概要	74
(2) 結果及び意見	78
11. ごみ有料化に向けた対応について	88
(1) 有料化の背景	88
(2) 有料化の効果	88
(3) 有料化の決定	89
(4) 有料化に向けた対応(意見)	89

**< 第2テーマ > 株式会社仙台市環境整備公社の財務に関する事務の執行及び
管理の状況について**

第1 . 外部監査の概要	91
1 . 外部監査の種類	91
2 . 選定した特定の事件	91
3 . 特定の事件を選定した理由	91
4 . 外部監査の方法	92
(1) 監査の着眼点と主な監査手続	92
(2) 監査対象年度	92
5 . 外部監査の実施期間	92
6 . 外部監査の実施者	92
第2 . (株)仙台市環境整備公社の概要	93
1 . 会社設立の経緯	93
2 . 事業目的	93
3 . 資本金及び株主	93
4 . 役員	93
5 . 従業員数	94
6 . 事業所	94
7 . 事業用設備	95
8 . 仙台市よりの受託事業	95
9 . 財務状況(資産負債及び損益の推移)	95
第3 . 利害関係	98
第4 . 外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見	99
1 . 委託契約の方法と委託料の決定について	99
(1) 委託業務と委託料の推移	99
(2) 委託料の決定	99
(3) 意見	100
2 . 部門別事業原価の計算について	101
(1) 公社で実施している部門別原価計算	101
(2) 意見	102
3 . 人員構成、人件費対策	103
(1) 人員構成と賃金等支給額の推移	103
(2) 参考意見	103
4 . 財務諸表の作成について	105
(1) 公社が採用している会計方針について	105

(2)平成 19 年 3 月期の会計処理について	106
(3)指摘事項	107
(4)意見	109
5. 資産の管理について	109
(1)現金及び預金の管理	109
(2)固定資産の管理	109
(3)指摘事項	109
6. その他参考意見	110

包括外部監査の結果報告書 <第1テーマ>

「廃棄物処理事業に係る財務事務の執行について」

包括外部監査人 公認会計士 那 須 和 良

第1．外部監査の概要

1．外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項に定める仙台市との包括外部監査契約に基づく監査。

2．選定した特定の事件

廃棄物処理業に係る財務事務の執行について

3．特定の事件を選定した理由

仙台市における生活ごみと事業ごみを合わせたごみ総量は、平成18年度で42万2千トン余りとなっている。ごみ総量の直近のピークは平成12年度の48万3千トンで、その後現在のところでは減少の趨勢を示していることとなる。

仙台市では平成11年3月に「一般廃棄物処理基本計画」を全面的に改定し、次の3つの基本理念を掲げた。

ごみの発生や排出が抑制される循環型の社会経済システムへの転換を目指す

リサイクルを基調とした環境負荷の少ない循環型の処理システムを構築する

市民、事業者、市のパートナーシップによる取り組みを推進する

この基本理念のもと、目標年次の平成22年度において市民一人一日当たりのごみの排出量を平成10年度レベルから13%削減し1,107gとする等、ごみ抑制及び環境対応を考慮した取り組みが行われて来ている。

又、仙台市におけるごみ処理費を中心とした「環境費」は、平成18年度決算額で113億円となっており、これから年度の特種支出である施設整備費を除いても110億円で、この傾向は過年度及び19年度予算においても続いており、いわゆるごみ処理に係る歳出負担は年間100億円規模と大きなものとなっていると言える。

このような基本的理解のもと、仙台市における廃棄物処理事業が「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、財政負担を考慮しながら、その運営が地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に鑑み適切に実施されているかどうかについて調査することは有用であると判断した。

4．外部監査の方法

(1) 監査の着眼点と主な監査手続

< 着眼点 >

- 業務執行の適正性
- 契約事務の適正性、公平性
- 財産管理の適正性
- 業務委託の効率性
- 委託料積算の妥当性
- コスト管理の妥当性
- 市民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上の有効性

< 主な監査手続 >

- 施設の現場視察
- 関係部署の責任者及び担当者からの説明の聴取
- 契約書その他の関係証憑の査閲、関係諸法令への準拠性の検討
- 他都市とのデータ比較
- 問題点の抽出と改善策の検討

(2) 監査対象年度

平成18年度とするが必要に応じて過年度及び平成19年度の一部についても監査対象とする。

5．外部監査の実施期間

平成19年5月21日から平成20年3月11日まで

6 . 外部監査の実施者

包括外部監査人	公認会計士	那 須 和 良
同 補助者	公認会計士	菅 原 文 憲
同 補助者	公認会計士	小 川 高 広
同 補助者	公認会計士	有 倉 大 輔

第 2 . 仙台市の廃棄物処理事業の概要

1 . 仙台市の廃棄物処理事業の沿革

< 昭和年代 >

昭和 29 年の「清掃法」制定と同時に「仙台市清掃条例」を公布し、これを契機に民生部に清掃課を新設してごみ収集に対応し、昭和 31 年より全市直営による有料収集を開始した。

昭和 44 年から事業活動に伴って生じる「営業ごみ」と家庭生活から排出される「生活ごみ」を分離し、「生活ごみ」は市が収集処理にあたる一方、「営業ごみ」は排出者である事業者が責任をもって処理する体制を確立し、これに伴い「生活ごみ」の収集の無料化を実施した。

昭和 46 年 9 月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)が施行され、これに対応して仙台市では「仙台市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を制定し、廃棄物の適正処理の指導を開始した。廃棄物処理法施行後も、ごみ排出量増加の傾向は続き大きな社会問題となり、市民に対してごみ減量を訴えた。

市では次のような主要なごみ処理施設を設置し、対応してきた。

昭和 46 年 松森清掃工場 (焼却能力 300 t/日) 竣工

昭和 52 年 小鶴清掃工場 (焼却能力 600 t/日) 竣工

昭和 60 年 今泉清掃工場 (焼却能力 600 t/日) 竣工 松森清掃工場廃止

昭和 59 年 空き缶、空き瓶の分別回収を行なう(株)仙台市環境整備公社(第 3 セクター)を設立

< 平成年代初期 >

仙台市は平成元年 4 月周辺市町合併により政令指定都市へ移行し、ごみ処理体制の統一を図った。

廃棄物処理法の抜本的改正等に対応し、平成 5 年にそれまでの廃棄物に関する条例を全面改訂し「仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を制定した。

平成 7 年に葛岡工場 (焼却能力 600 t/日) を竣工し処理能力を強化した。

平成 9 年には「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法) 成立に対応し、ペットボトルの分別収集を開始した。

< 平成 10 年代 >

循環型社会の構築がさげられるようになり、平成 11 年度から仙台市各区に環

境事業所を設置してごみ排出への指導業務を強化する一方、家庭ごみの収集は段階的に民間委託に移行することが打ち出された。

平成 11 年 3 月に「仙台市一般廃棄物処理基本計画」を全面改訂し、資源循環型社会の構築を目指して「100 万人のごみ減量大作戦」を展開した。

平成 13 年 4 月には家電リサイクル法施行により家電 4 品目(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン) を粗大ごみ収集から除外し、粗大ごみについてはそれまでの無料収集から有料戸別収集方式に変更した。

平成 14 年 4 月には週 3 回の家庭ごみ収集のうち 1 回をプラスチック製容器包装の分別収集に振り分けた。

平成 14 年の「100 万人のごみ減量大作戦」キャンペーンに、キャンペーンキャラクターの「ワケルくん」が登場し、ごみの分別徹底を市民に呼びかけた。

平成 17 年に松森工場(焼却能力 600 t/日) が竣工し小鶴工場を廃止した。

平成 11 年 3 月に全面改訂した「仙台市一般廃棄物処理基本計画」を平成 17 年 3 月にさらに見直し、現在では平成 22 年度における市民一人一日当たりのごみ排出量を 1,107 g とすること(平成 10 年度から 13%削減) など目標に各種施策を推進している。

2 . 事業推進体制

(1) 組織及び人員

廃棄物処理業務は仙台市環境局の廃棄物事業部、施設部が主に所管している。以下に環境局の各課の平成 18 年 4 月 1 日現在の分掌事務の内訳と所属人員を記載する。人員には嘱託、臨時職員を含む。この外局長、次長、部長計 5 名が所属する。

(仙台市環境局事業概要より)

部	課公所名 (所属人員)	分掌事務
	総務課 (10 名)	<ul style="list-style-type: none"> ・ (株)仙台市環境整備公社に関すること ・ 局内の予算決算に関すること ・ 局内事務の連絡調整に関すること ・ 廃棄物に係る施策の企画調査及び調整に関すること ・ 一般廃棄物の処理計画に関すること ・ 仙台市廃棄物対策審議会に関すること

環境部	環境管理課 (12名)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全に係る総合的な企画及び調整に関すること ・ 自然環境の保全に関すること ・ 鳥獣保護及び狩猟に係る事務の総括に関すること ・ 環境影響評価に関すること ・ 仙台市環境審議会及び仙台市環境影響評価審議会に関すること ・ 部内事務の連絡調整に関すること
	環境都市推進課 (12名)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境教育及び環境学習に関すること ・ 地球環境保全対策に関すること
	環境対策課 (20名)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公害防止に係る総合的な企画及び調整に関すること ・ 公害防止に係る規制及び指導に関すること ・ 水質保全区域における行為の許可に関すること
廃棄物事業部	廃棄物管理課 (25名)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物の処理業務の総括に関すること ・ 一般廃棄物の処理施設への搬入の調整に関すること ・ 一般廃棄物処理手数料(他課所管は除く)の徴収に関すること ・ 一般廃棄物処理の指導及び啓発に関すること ・ 環境美化の推進に関すること ・ 環境事業所に関すること ・ 部内事務の連絡調整に関すること
	リサイクル推進課 (25名)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物の減量及び再生利用の推進に係る企画に関すること ・ 一般廃棄物の減量及び再生利用の指導及び啓発に関すること ・ 一般廃棄物の再生利用事業の推進に関すること ・ 一般廃棄物処理手数料(再生利用に限る)の徴収に関すること ・ リサイクルプラザに関すること
	廃棄物指導課 (22名)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物についての指導に関すること ・ 産業廃棄物の減量、再生利用及び処理に係る施策の企画調査及び調整に関すること ・ 廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可に関すること ・ 廃棄物再生利用業者の指定に関すること ・ 廃棄物処理施設の設置の許可に関すること ・ 使用済み自動車に係る引取業者およびフロン類回収業者の登録並びに解体業及び破碎業の許可に関すること
	環境事業所 (青葉、宮城野、若林、太白、泉)(114名)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ収集及び運搬に関すること ・ 一般廃棄物処理手数料(臨時収集に限る)の徴収に関すること ・ ごみ処理の指導及び相談に関すること ・ 浄化槽汚泥の処理に関すること(泉環境事業所に限る)

施設部	施設課 (37名)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物処理施設等の維持管理の総括及び建設に関すること ・ 一般廃棄物処理施設に係る技術開発の調査研究に関すること ・ 一般廃棄物の焼却業務の総括に関すること ・ 局の事業に係る廃棄物等の検査に関すること ・ 堆肥化センターの運転管理に関すること ・ 石積埋立管理事務所及び工場に関すること ・ 部内事務の連絡調整に関すること
	工場(今泉、葛岡、松森) (116名)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの焼却処理に関すること ・ ごみの破碎処理に関すること(松森工場を除く) ・ ごみ処理手数料の徴収に関すること
	(合計 393名)	

(2) 稼働施設

仙台市における主なる廃棄物処理施設は平成 18 年 4 月 1 日現在、次のようになっている。

< 焼却施設 >

施設名	概要
今泉工場	(所在) 若林区今泉字上新田 (竣工) 昭和 60 年 12 月 (処理能力) 600 t / 1 日
葛岡工場	(所在) 青葉区郷六字葛岡 (竣工) 平成 7 年 8 月 (処理能力) 600 t / 1 日
松森工場	(所在) 泉区松森字城前 (竣工) 平成 17 年 8 月 (処理能力) 600 t / 1 日

< 粗大ごみ処理施設 >

施設名	概要
今泉粗大ごみ処理施設	(所在) 今泉工場敷地内 (竣工) 昭和 61 年 7 月 (処理能力) 120 t / 5 h
葛岡粗大ごみ処理施設	(所在) 葛岡工場敷地内 (竣工) 平成 7 年 8 月 (処理能力) 140 t / 5 h

< 埋立処分場 >

施設名	概 要
石積埋立処分場	(所在) 富谷町石積字堀田 (建設年月) 昭和 61 年 4 月 (埋立容積) 6,412,000 m ²

< 資源化施設 >

施設名	概 要
葛岡資源化センター	(所在) 葛岡工場敷地内 (建設年月) 平成 7 年 8 月 (処理能力) 70 t / 5 h
松森資源化センター	(所在) 泉区松森字阿比古 (建設年月) 平成 4 年 8 月 (処理能力) 70 t / 5 h
(協)仙台清掃公社 再資源化工場	(所在) 宮城野区扇町 1 丁目 (建設年月) 平成 18 年 11 月 (処理能力) 40 t / 5 h
J F E 環境(株) 仙台プラスチックリサイクル工場	(所在) 宮城野区港 1 丁目 (建設年月) 平成 12 年 11 月 (処理能力) 70 t / 15 h

< し尿処理施設 >

施設名	概 要
南蒲生環境センター	(所在) 宮城野区蒲生字八郎兵卫谷地 (建設年月) 昭和 38 年 9 月 (処理能力) 160 k / 7 h (し尿処理)
松森し尿処理施設	(所在) 泉区松森字阿比古 (建設年月) 昭和 46 年 3 月 (処理能力) 50 k / 24 h (浄化槽汚泥処理)

3 . 廃棄物処理に係る歳入歳出の推移

(1) 決算の推移と予算の動向

廃棄物処理に係る歳入歳出の推移

< 歳入 >

(決):決算額 (予):予算額 (百万円)

項目	15年度(決)	16年度(決)	17年度(決)	18年度(決)	19年度(予)
1.ごみ処理手数料	2,001	1,949	1,775	1,744	1,688
自己搬入ごみ	1,850	1,808	1,629	1,586	1,539
粗大ごみ	84	75	75	85	82
ペット等死体	28	28	27	26	27
臨時ごみ	25	24	28	31	25
スプリングマットレス	11	10	12	12	11
資源物	4	4	4	4	4
2.し尿処理手数料	69	64	59	54	48
3.廃棄物諸手数料	46	35	34	37	38
4.環境局雑入	415	286	366	790	482
資源物売払代金	179	216	319	488	320
ごみ処理施設整備費負担金	199	41	22	80	150
その他	37	29	25	221	11

< 歳出 >

(百万円)

項目	15年度(決)	16年度(決)	17年度(決)	18年度(決)	19年度(予)
1.環境総務費	4,385	4,162	3,587	3,518	3,564
廃棄物対策審議会委員報酬等	77	78	73	73	74
職員給与費	4,038	3,816	3,240	3,183	3,188
ごみ減量・リサイクル推進事業費	186	192	186	169	189
産業廃棄物処理指導費	28	23	34	33	38
工場等検査業務経費	27	28	31	28	40
その他	28	23	23	31	35
2.環境保全費	409	379	321	293	285
3.ごみ処理費	6,132	6,130	6,576	6,861	7,438
ごみ収集運搬事業費	1,111	1,166	1,180	1,177	1,214
缶びんペットボトル等分別収集事業費	1,376	1,425	1,513	1,421	1,424
プラスチック容器包装分別収集事業費	738	756	755	735	771
環境事業所運営事業費	37	72	42	39	43
小鶴工場運営事業費	417	207	13	3	3
今泉工場運営事業費	722	632	585	593	666
葛岡工場運営事業費	1,015	985	991	966	1,011
松森工場運営事業費		127	726	1,126	1,541
石積埋立処分場運営事業費	196	191	233	226	225
今泉粗大ごみ処理施設運営事業費	197	182	201	191	165
葛岡粗大ごみ処理施設運営事業費	154	213	157	160	227
ペット等焼却処理施設運営管理費	39	46	47	44	45
リサイクルプラザ運営管理費	38	51	41	37	35
堆肥化センター運営管理費	44	48	53	53	52
その他	46	30	40	89	14
4.し尿処理費	408	399	359	341	348
5.施設整備費	12,946	1,799	2,026	328	432
葛岡工場整備費		197	165		
石積埋立処分場整備費	21	20	61	30	34
延寿埋立処分場整備費	23	10			
森郷埋立処分場整備費	162				
葛岡資源化センター整備費	56				
松森工場建設費	12,658	1,538	1,566		
松森工場PFI事業経費			192	257	261
その他	33	33	74	41	137
6.環境保全基金費	5	4	3	6	6
環境費合計	24,284	12,872	12,873	11,348	12,074
施設整備費を除いた環境費合計	11,338	11,074	10,847	11,020	11,642

(2) 増減分析

- ▶ 自己搬入ごみの受入手数料...17年度より減少傾向となっている。これは、17年4月から事業ごみのうち、再生可能な紙類の焼却工場への持込(自己搬入)を禁止したため、自己搬入量が大きく減少したことによっている。
- ▶ 環境総務費の職員給与費...ここ5年間減少傾向が続いている。これは、家庭ごみ収集の民間委託を11年度より17年度まで段階的に行なってきたことに伴い、直営で収集業務に携わる職員を毎年削減してきたことが主な要因となっている。
- ▶ ごみ収集運搬事業費...ここ5年間ほぼ横這いで推移している。これは、家庭ごみ収集を直営から委託に順次切り替えていったことにより、直営に係る車両コスト等の経費が減少する一方、委託地区の拡大による委託費の増加があったこと、又、粗大ごみ収集については、計画収集量が減少したことによる収集委託費の減少などがあったこと、などによるものと考えられる。
- ▶ 缶びんペットボトル等分別収集事業費、プラスチック容器包装分別収集事業費...これら事業費は、ここ5年間ほぼ横這いで推移している。これは、これらの分別対象品の収集処理量に大きな変化がないことが主要因と考えられる。
- ▶ 松森工場運営事業費...松森工場は平成17年8月より稼働を開始している。よって本格稼働による事業費は17年度半ばから発生し、18年度からは通年稼働による事業費の計上となっている。

4. 一般廃棄物処理基本計画

(1) 計画策定の趣旨

▶ 平成11年3月の策定

日常生活や産業活動において、ごみや生活排水の排出は避けて通ることができないものであり、特に、人口集中、産業集積の都市部においてはこれら廃棄物をいかに適正に処理していくかが大きな課題となる。

このような観点から、仙台市では平成3年3月に「ごみ処理基本計画」を、平成6年7月に「生活排水処理基本計画」を策定し、廃棄物の適正な処理体制の確保に努めてきた。

しかしながら、近年、地球規模での環境問題が叫ばれてきており、これに対応して省エネルギー、資源循環型の廃棄物処理システムへの転換が強く求められ、行政においても、「容器包装リサイクル法」や「家電リサイクル法」が制定され、法体系の整備が進められてきた。

この基本計画は、このような廃棄物を取り巻く諸情勢の変化に対応するためこれまでの計画を見直し、21世紀初頭までの間における仙台市のごみ及び生活排水の処理施策の基本的方向を明らかにするために策定されたものである。

➤平成17年3月の見直し

上記計画策定後、資源循環型社会の形成のため、事業者等の排出者責任、生産者の拡大生産者責任の考え方を基本とするリサイクルの枠組みが構築され、自動車リサイクル法の制定などリサイクルへの社会的取組みが拡大する傾向があらわれてきている。

このような傾向に対応し、仙台市では、粗大ごみの戸別有料収集制の導入やプラスチック製容器包装分別収集の実施、又ダイオキシン類の大幅排出削減のため既存焼却施設の改修、新鋭施設の建設などを進めてきた。

この基本計画では、平成22年度に、市民一人一日当たりごみ排出量1,107g、リサイクル率30%以上を達成することを目標としているが、そのためにはごみの発生抑制が最も重要であることの認識が必要となる。このため上記のように廃棄物を取り巻く情勢の変化、仙台市の現状の施策等を踏まえて基本目標達成に向けて基本計画の見直しを行なった。

(2) 基本理念

基本計画においては次の3つの基本理念を謳っている。

【基本理念1】	ごみの発生や排出が抑制される循環型の社会経済システムへの転換を目指す
【基本理念2】	リサイクルを基調とした環境負荷の少ない循環型の処理システムを構築する
【基本理念3】	市民、事業者、市のパートナーシップによる取組みを推進する

これらはいずれも地球的な環境問題に直面している今日にあって、市民一人ひとりがごみ問題解決への意識と自覚を持つことを求めるものとなっている。

(3) 計画の期間

計画の期間は平成11年度からの12年間とし、平成22年度を目標としている。

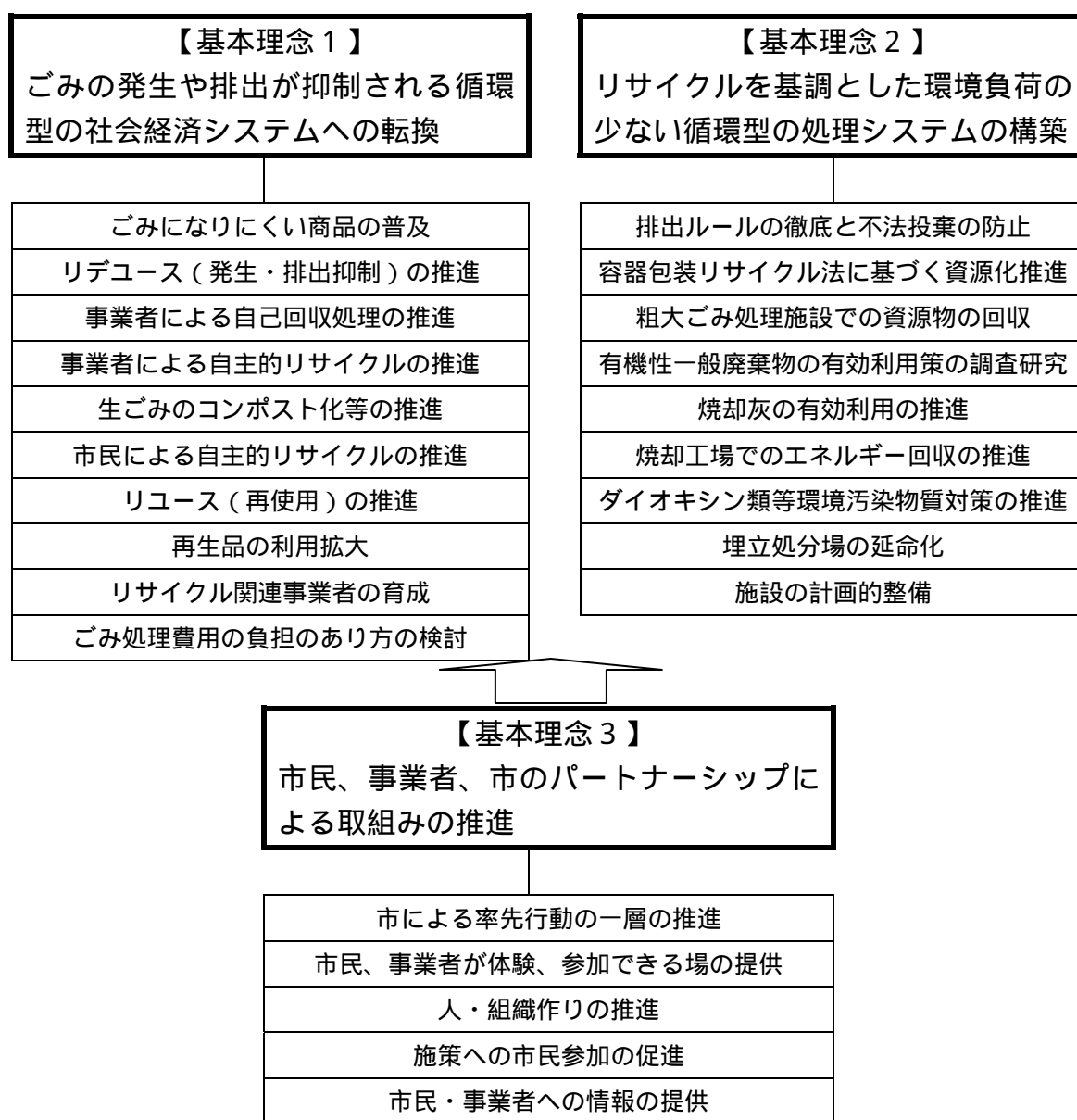
(4) 計画の基本目標

一人一日あたりのごみ排出量	平成22年度において1,107g(平成10年度から13%削減)
---------------	---------------------------------

リサイクル率	平成 22 年度において 30%以上とする
焼却処理率	リサイクル推進や環境負荷低減のため焼却処理を低下させていく
最終処分率	自然環境への影響などを考え直接埋立などの最終処分を低下させていく

(5) 施策の基本的方向

基本理念に沿った下図のような施策の体系を定め推進することとしている。



(6) 処理施設の整備計画

- ゴミ焼却施設...新工場として松森焼却場を建設し平成 17 年度より稼働。同工場には高効率発電システムと焼却灰溶融固化設備を導入。
- 資源化施設...新資源化センターの建設と早期稼働を目指す。
- 埋立処分場...現在の埋立処分場の延命化を図る。

(7) 処理体制

- 家庭ゴミ収集の民間への委託
平成 11 年度から段階的に民間委託を進め、平成 17 年度から完全民間委託となっている。
- 事業系資源物(再生可能な紙類)の民間リサイクルルートへの移行
許可業者や資源回収業者等の事業者によるリサイクルルートへの移行を図る。平成 17 年度より再生可能な紙類については焼却工場への持込を禁止している。

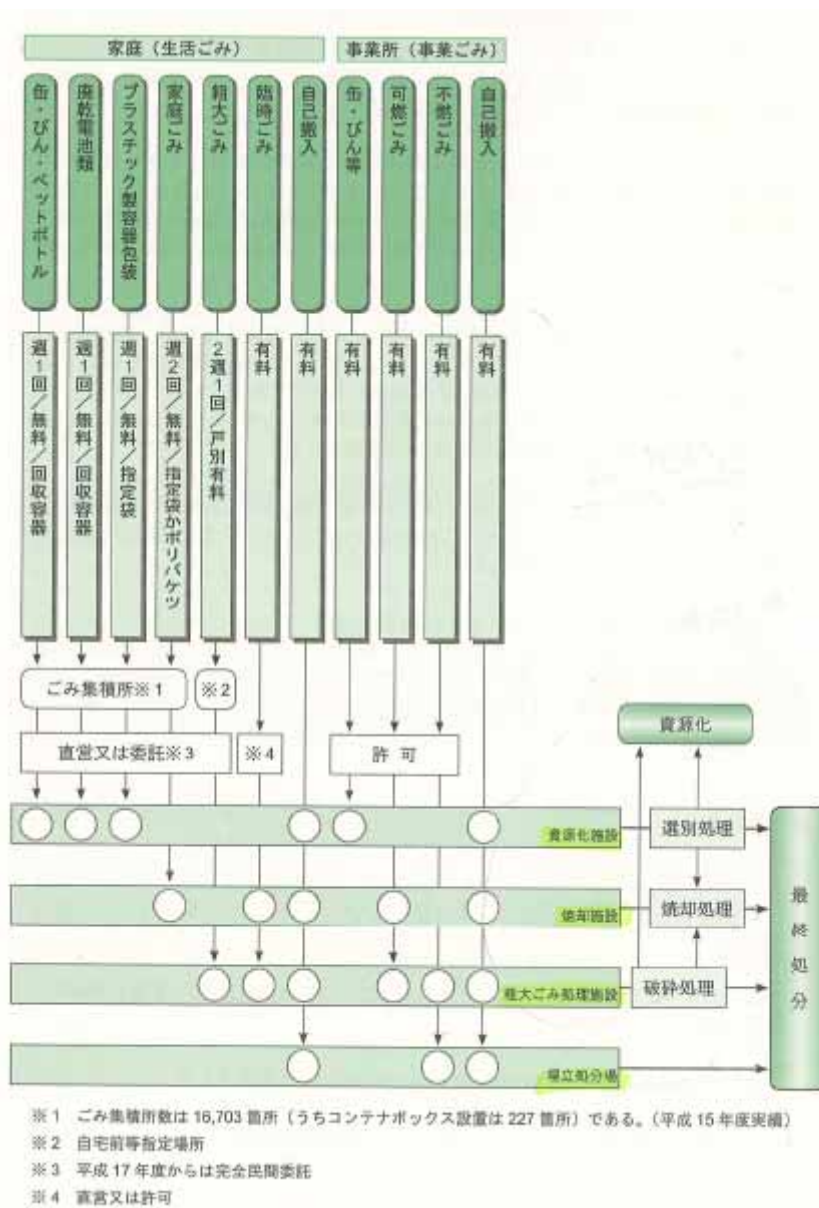
5 . 一般廃棄物処理事業

(1) ごみ処理の流れ

一般廃棄物を「生活ごみ」と「事業ごみ」に分け、それぞれ次の区分により収集、運搬が行われている。

- 生活ごみ...次の 6 つに区分し、主に委託業者により収集している。
 - 家庭ごみ (無料、週 2 回)
 - プラスチック製容器包装 (無料、週 1 回)
 - 缶・びん・ペットボトル (無料、週 1 回)
 - 廃乾電池類 (無料、週 1 回)
 - 粗大ごみ (有料、2 週 1 回)
 - 臨時ごみ (有料、随時)
 - 事業ごみ...次の 3 つに区分し、収集運搬は排出者責任の原則に基づき、排出者たる事業者が自己搬入するか又は許可業者に委託して、いずれも有料にて行なうこととなっている。
 - 可燃ごみ
 - 不燃ごみ
 - 缶・びん・ペットボトル
- 生活ごみ、事業ごみの処理の流れは下図のようになっている。

仙台市のごみ処理の流れ



（2）中間処理

中間処理は、事業系の一部の缶・びん等の処理を除き仙台市が実施しており、ごみの減容と資源化を促進するため、ごみの収集区分に応じ、焼却処理、破砕処理、資源化処理の3つの処理方法で対応している。

ごみ焼却施設や資源化センターなどの中間処理施設が整備され、中間処理率は年々着実に向上しており、平成18年度には直接焼却処理が81.2%（平成14

年度 82.2%) 破砕処理が 8.4% (同 8.3%) 資源化処理が 9.3% (同 8.7%) と合わせて 99.2% (同 99.2%) に達し、直接埋立処理は 0.8% (同 0.8%) となっている。特に缶・びん・ペットボトルやプラスチック製容器包装の分別収集の促進による資源化処理の向上が目立っている。

(3) 最終処分

最終処分は埋立により全量を仙台市が処分する体制としており、平成 18 年度の焼却灰等の埋立量は、ごみ処理量全体の 14.9% (平成 14 年度 14.9%) となっている。

埋立処分は石積埋立処分場で行われており、同処分場の使用期間は平成 22 年度までの計画となっているが、焼却灰のリサイクルや可燃ごみ、資源物の搬入抑制により、更に相当期間の埋立が可能と見込まれている。

(4) 人口とごみ処理量の推移

(仙台市環境局事業概要より)

項目		H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
人口	人口(10月1日)(千人)	1,019	1,023	1,025	1,025	1,027
	対前年度比	+0.5%	+0.4%	+0.3%	-0.1%	+0.2%
	対14年度指数	100	100	101	101	101
ごみ総量	年間(t)	444,200	449,189	439,774	425,191	422,613
	対前年度比	-3.4%	+1.1%	-2.1%	-3.3%	-0.6%
	対14年度指数	100	101	99	96	95
	1人1日当り排出量(g)	1,194	1,203	1,175	1,136	1,127
処分の内訳	焼却処分量(t)	398,461	403,989	396,851	382,755	380,755
	対前年度比	-6.7%	+1.4%	-1.8%	-3.6%	-0.5%
	対14年度指数	100	101	100	96	96
	構成比	89.7	89.9	90.2	90.0	90.1
	埋立処分量(t)	7,726	6,759	6,940	6,307	6,004
	対前年度比	-0.4%	-12.5%	+2.7%	-9.1%	-4.8%
	対14年度指数	100	87	90	82	78
	構成比	1.7	1.5	1.6	1.5	1.4
	資源化処分量(t)	38,013	38,441	35,983	35,487	35,854
	対前年度比	+52.3%	+1.1%	-6.4%	-1.4%	+1.0%
	対14年度指数	100	101	95	93	94
	構成比	8.6	8.6	8.2	8.3	8.5

仙台市の人口は平成 18 年度に至る 5 年間は微増しているが、ごみ総量は横ばいしないしは微減の傾向にある。ごみ処分として焼却処分が 9 割前後を占め続けているが、リサイクル等の資源化処分量は、5 年前よりごみ処分全体の 8% 台に定

着している。

(5) 処理施設毎のごみ処分の推移

中間処理施設、最終処分施設での処理量の推移は次のようになっている。

(仙台市環境局事業概要より)

項目	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
焼却処理施設処理					
処理量(t)	398,461	403,989	396,851	382,755	380,755
対前年度比	-6.7%	+1.4%	-1.8%	-3.6%	-0.5%
対14年度指数	100	101	100	96	96
破碎処理施設処理					
処理量(t)	37,116	39,583	40,758	39,425	36,699
対前年度比	+9.4%	+6.6%	+3.0%	-3.3%	-6.9%
対14年度指数	100	107	110	106	99
資源化施設処理					
処理量(t)	41,355	41,166	39,547	39,196	39,297
対前年度比	+49.5%	-0.5%	-3.9%	-0.9%	+0.3%
対14年度指数	100	100	96	95	95
埋立処分施設処理					
処理量(t)	67,323	73,398	66,999	62,385	62,940
対前年度比	6.4%	+9.0%	-8.7%	-6.9%	+0.9%
対14年度指数	100	109	99	93	93

(6) ごみ処理費用

原価計算について

市においては、廃棄物処理事業の行政効果や経済性を検討する資料とするため、廃棄物処理についての原価計算を行なっている。原価計算は処理費用を大きく「ごみ」と「し尿」の2部門に分けて集計し、原価要素は、人件費、物件費（減価償却費を含む）、起債利子の3費目とし、年度中に発生した費用を歳出決算額等から集計する。（詳細は別項で検討する）

ごみ処理原価の推移

上記の原価計算の「ごみ」部門の集計値により、ごみ処理原価を、ごみ収集、ごみ処分（焼却、埋立、破碎）に区分して、ごみ1トン当たりの処理原価について年度別推移を見ると次のようになっている。

トン当たりごみ処理原価(円/トン)

(仙台市環境局事業概要より)

項目 \ 年度		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
ごみ収集(A)		10,315	8,417	8,161	6,302	6,962
ごみ処分(B)		15,348	14,942	14,277	16,914	16,954
処分 内 訳	焼却	16,020	15,849	14,782	17,944	18,256
	埋立	8,602	7,875	8,390	9,693	7,829
	破碎	19,980	18,412	18,644	18,275	19,035
ごみ収集+処分 (A+B)		25,663	23,359	22,438	23,216	23,916
指 数 (14年度=100)		100.0	91.0	87.4	90.5	93.2

上記の内、ごみ収集原価は低下傾向が続き、17年度で底をうって18年度は増加に転じている。これは家庭ごみの収集運搬業務が11年度から段階的に民間委託に切り替わり、17年度で全地区が民間による収集運搬となった効果が現れたものと思われる。ごみ処分原価については、焼却原価が17年度より大きく増加している。これは松森工場が17年度よりフル稼働となった事が大きい。

以上の結果ごみ処理原価合計のトン当たり原価は、指数の傾向に見るとおり16年度までの低下傾向から、17年度より増加傾向に転じてきている。

6. ごみ減量・資源化事業

(1) ごみ減量事業

仙台市では、一般廃棄物処理基本計画で定めた、平成22年度までに市民一人一日当たりのごみ排出量1,107gを目標に、主に、生ごみを中心とした次のような排出抑制策を実施している。

- 生ごみ堆肥化容器購入費補助事業
- 家庭用電気式生ごみ処理機購入費補助事業
- 乾燥生ごみと野菜との交換事業
- ダンボール式生ごみ堆肥化モニター募集
- 学校給食施設及び庁舎食堂の生ごみ堆肥化事業
- 堆肥化センターの運営
- 地域循環型生ごみリサイクルシステムモデル事業

この外、ごみ減量・リサイクルを進めるための普及啓発事業があり、リサイクルプラザ(葛岡、今泉)の運営、焼却工場等の環境施設見学バスの運行、環境問

題について市民に訴えるイベントの開催などが行われている。

(2) 資源化事業

ごみ減量と同じく資源化のためのリサイクルについても、一般廃棄物処理基本計画では重点項目と位置づけている。市では次のような施策を事業化している。

- プラスチック製容器包装分別収集事業
- 缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類資源化事業
- 資源物店頭回収事業
- 粗大ごみ処理施設等での鉄・アルミ回収事業

市の設置する次のリサイクル施設において缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類などが分別され、資源化に向けた処理作業が行われている。

葛岡資源化センター

松森資源化センター

又、次の民間 2 施設においても資源化事業が行われている。

(協)仙台清掃公社 再資源化工場

J F E 環境(株) 仙台プラスチックリサイクル工場

この外、民間において紙類の回収を中心とした次のような事業の推進を行っている。

- 集団資源回収事業（市は実施団体に対して助成を行っている）
- 紙類拠点回収事業
- 古紙等定期回収モデル事業

7. し尿処理事業

(1) 処理体系

仙台市では水洗化促進のもと、公共下水道等の整備が進み、平成 17 年度では水洗化処理率は 98.8%に達し、くみ取りし尿等は年々減少している。

公共下水道による処理は仙台市建設局の所管により事業が進められ、環境局はくみ取りし尿及び浄化槽汚泥の処理事業を実施している。処理施設として南蒲生環境センター、松森し尿処理施設が稼働している。し尿収集は有料により行われている。

(2) 収集量と対象人口

(仙台市環境局事業概要より)

区 分		H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度
し	年間収集量(k)	29,475	26,850	24,585	22,989	22,036
	対前年比	- 9.1%	- 8.9%	- 8.4%	- 6.5%	- 4.1%
	対 14 年度比	100	91	83	78	75
尿	くみ取り収集人口(人)	21,455	19,327	16,678	15,297	13,857
	対前年比	- 13.0%	- 9.9%	- 13.7%	- 8.3%	- 9.4%
	対 14 年度比	100	90	78	71	65
	総人口に占める割合	2.1%	1.9%	1.6%	1.5%	1.4%
水洗化人口割合		97.9%	98.1%	98.4%	98.5%	98.6%

上記のように水洗化の進行と共に、年間収集量、対象人口、共に減少が続いている。

8 . 産業廃棄物対策事業

(1) 発生と処理の状況

産業廃棄物の処理は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、排出事業者自らが行わなければならないことになっているが、委託処理も認められているため、実際には処理業者(収集運搬又は処分の許可を受けた業者)が行なっている場合がほとんどとなっている。

仙台市では産業廃棄物の対策を進める上で、市内での発生、排出、処分等の実態把握のため 5 年毎に産業廃棄物実態調査を行っており、平成 17 年度に実施した平成 16 年度の結果の概要は次のとおりである。

区 分	調査結果
総発生量	総発生量...約 200 万 5 千 2 百 t (内訳)有償物量 約 15 万 3 千 7 百 t 上記以外 約 185 万 1 千 4 百 t (主な内訳) 汚 泥 約 93 万 5 千 4 百 t (45.8%) がれき類 約 64 万 8 千 8 百 t (31.8%)
処分状況	再生利用 約 77 万 9 千 5 百 t (42.1%) 焼却等減量化 約 89 万 3 千 2 百 t (48.2%) 最終(埋立)処分 約 15 万 5 千 7 百 t (8.4%) その他 約 2 万 3 千 t (1.2%)

(2) 適正処理指導

資源消費循環型の社会を目指すため、産業廃棄物排出ないしは処理事業者には、まず廃棄物の排出量及び有害性を低減させること、すなわち発生抑制が求められ、次にリサイクルが求められる。そして最終的には法に定められた排出事業者責任に基づき生活環境保全の上、適正処理をしなければならない。このため次のような適正処理指導が行われている。

- 排出事業者に対する指導...立入検査、廃棄物減量化、再生利用促進の指導
- 県外搬出及び市内搬入の承認
- 処理業者に対する指導...適正受託・マニフェストの適正な使用の指導等
- 産業廃棄物処理施設に対する指導...適正な施設設置、及び維持管理の指導等
- 不法投棄対策...監視指導員(産廃Gメン)によるパトロール、産廃 110 番の設置、監視カメラの設置、民間業者による休日パトロール

9 . 他都市との比較

地方分権の時代に対応した自治体評価の研究に取り組んでいる団体として、財団法人関西社会経済研究所(会長：関西経済連合会会長 以下研究所という。)がある。同研究所は、2007年5月に「政令指定都市の事業評価～経済性、効率性、有効性の視点による～」という研究成果を公表し、その中で「ゴミ収集処理事業(清掃事業・環境事業)の評価」として、全国12の政令指定都市間での比較評価を行い、結果を発表している。全国の政令指定都市の中での、仙台市のごみ処理行政に対する一つの見方を示すものと思われるので、以下で紹介することとする。(以下で記載の数値は「16年度決算数値」であるとしている。)

(1) 研究の問題意識

「ゴミ収集処理に関する事業は、市民の日々の生活に直結し、地域社会の衛生環境を向上する基礎的事業である。それとともに、その排出量や処理方法は、地球規模の環境や資源のあり方にも影響する。個々の市民が行政とともにそのあり方を考え、取組まなければならない重要な課題となっている。」という問題意識のもとに、ごみ収集処理の評価に関して、同研究会は、「環境面」、「効率性」、「提供されるサービス」の3つの軸をもとに評価することを試みている。

(2) 環境評価指数

政令指定都市の廃棄物処理基本計画の基本理念には、ほとんどが循環型社会の構築をあげ、地球環境のあり方を考え、環境にやさしい取組みを目指している。

そこで環境面を評価する指標として、第一に「市民1人1日当りゴミ排出量」を取る。ゴミ排出量が減少すれば、その運搬や焼却処理のためのエネルギー消費が少なくなり、CO₂排出量も全体として減少する。

市民1人1日あたりゴミ排出量

1人当たりゴミ合計		生活系ゴミ		事業系ゴミ	
順位	g / 人日	順位	g / 人日	順位	g / 人日
名古屋市	990	広島市	549	名古屋市	340
広島市	1,024	京都市	582	川崎市	347
川崎市	1,041	名古屋市	650	横浜市	362
横浜市	1,076	福岡市	678	千葉市	447
仙台市	1,203	川崎市	694	広島市	475
千葉市	1,209	大阪市	700	仙台市	498
京都市	1,318	仙台市	705	神戸市	528
札幌市	1,329	横浜市	714	北九州市	539
北九州市	1,399	札幌市	718	札幌市	611
福岡市	1,428	千葉市	761	京都市	736
神戸市	1,430	北九州市	859	福岡市	750
大阪市	1,793	神戸市	903	大阪市	1,093

比較の順位は、市民のゴミ排出量を考えれば、生活系ゴミでのみ比較することが適当であるとする。

環境評価の第二の指標として「リサイクル率」を取上げる。各都市で掲げる循環型社会構築の基本理念の観点から、この指標は意味を持つ。

リサイクル率

順位	%
名古屋市	22.8
千葉市	22.3
仙台市	16.1
川崎市	14.2
広島市	14.1
横浜市	13.4
札幌市	12.5
福岡市	9.0
神戸市	7.5
北九州市	6.0
京都市	3.7
大阪市	3.5

(注) リサイクル率 = (直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量) / (ゴミ処理量 + 集団回収量) × 100

(3) 効率性評価指数

ゴミ処理事業には多額の税金が投入されており、納税者である市民にとっては、ごみの収集処理という事業をいかに効率的に遂行するかは重要な関心事となる。

そこで効率性評価には、ゴミ処理費用に関して次の3つの指標を検討する。

- 人口1人当たりゴミ処理に使われる一般財源...これが少ないほど市民にとってはありがたい。
- ゴミ1トン当たり処理費用...ゴミ処理施設の建設改良費を除いた、処理及び維持管理費(人件費+処理費+車両購入費+委託費+処理費その他)の合計が少ないほど単位ゴミ当たりの効率的収集処理がなされていることになる。
- 人口1人当たり処理及び維持管理費用

ゴミ処理費用

一人当たり一般財源		トン当たり処理費		一人当たり処理費	
順位	円	順位	円	順位	円
仙台市	3,526	札幌市	19,294	仙台市	8,493
広島市	7,490	仙台市	19,335	札幌市	9,360
札幌市	7,578	北九州市	23,138	横浜市	9,824
横浜市	8,103	横浜市	25,023	北九州市	11,811
北九州市	8,197	福岡市	28,668	広島市	12,906
名古屋市	11,019	神戸市	30,061	千葉市	13,522
千葉市	11,189	千葉市	30,650	名古屋市	13,647
福岡市	11,350	大阪市	32,273	川崎市	14,196
京都市	12,376	広島市	34,545	福岡市	14,945
川崎市	12,840	京都市	35,295	神戸市	15,695
神戸市	13,955	川崎市	37,346	京都市	16,981
大阪市	16,601	名古屋市	37,764	大阪市	21,123

上記の内、人口1人当たり処理及び維持管理費用が、ごみ収集処理に関する効率性をあらかず重要な指標と考える、とする。

(4) サービス評価指数

一般に、市民は、できるだけ手厚いごみ収集サービスが提供されることを望んでいる。この場合、提供される外形的なサービスメニューと提供量とをとらえて指数を推測する方法を取る。取上げたサービスメニューと評価内容は次の

とおり。

サービスメニューと評価要素の概要

サービスメニュー		評価要素の概要		
家庭ゴミの収集方式及び頻度	収集方式	ステーション方式と戸別収集方式がある	名古屋、大阪、福岡が戸別方式	仙台はステーション方式
	収集頻度	週2回、3回、4回がある	川崎4回、千葉、横浜3回	仙台は2回
付帯サービスなど	高齢者・障害者対応：家庭普通ゴミ出し時の支援の有無	横浜、川崎、名古屋、大阪、神戸は何らかの支援がある		仙台は支援無し
	後片付け清掃の有無	横浜、川崎、名古屋、大阪、福岡は有		仙台は有り
	生ゴミの対カラス犬猫対策の有無	札幌、仙台、千葉、横浜、名古屋、京都、北九州はネット支給等何らかの対策有		仙台は初回ネット無償支給

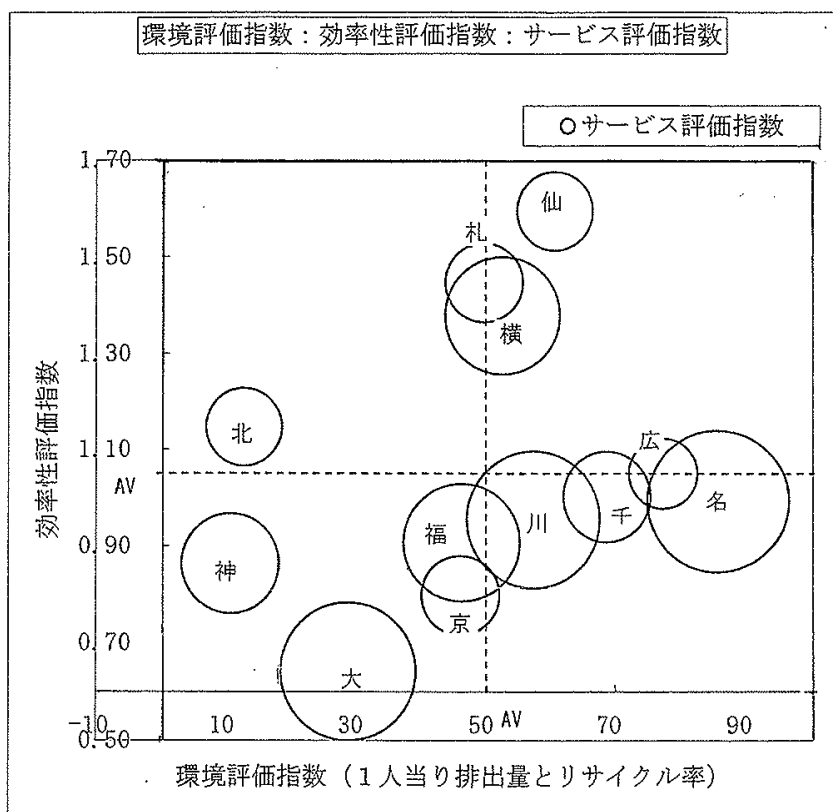
収集方式は戸別方式の方が、収集頻度は多い方が、又、付帯サービスは実施されている方が、当然サービス評価指数の配点は高くなる。

(5) 総合評価

以上見てきた、環境評価指数、効率性評価指数、サービス評価指数という3つの軸を考えた場合、それらが、互いにトレードオフの関係に立つ場合があることがわかる。リサイクルを促進して循環型社会の構築を目指すことは、他方で、様々な手間やコストを発生させ、効率性評価指数を下げる可能性がある。戸別収集方式や収集頻度を多くするとサービス評価指数を高めるが、それらは効率性評価指数を下げる方向に働く。

収集頻度が少なくてもコスト削減を望むのか、あるいはその逆を望むのか。手間やコストがかかっても、分別収集を徹底することによってリサイクル率を上げ、又、ゴミ排出量を少なくすることを望むのか、あるいはその逆を望むのか。最終的には国民、市民が決定することになる。

当該研究会では、環境評価指数、効率性評価指数、サービス評価指数という3つの評価指数を出すため、それぞれの評価要素を一定のルールで加工して指数を計算している。そして、それらの関連を可視的表現によりわかりやすく示すため、以下の図を提示している。



（仙：仙台市、札：札幌市、横：横浜市、大：大阪市、名：名古屋市、等々）

この図では、次のような状況を表している。

まず、左右軸に「環境評価指数」を割当てる。右へ行くほど環境に配慮された都市であると考えられる。一人当たりの生活ごみの排出量が少なく、又リサイクル率が高い都市ほど右に位置され、逆の場合は左側に位置される事になる。

次に上下軸に「効率性評価指数」を割当てる。上に行くほど効率的にごみの収集処理がなされており、下に行くほど非効率な部分が多い事をあらわしている。

さらに各都市の円の大きさは、「サービス評価指数」を表す。円が大きいほど提供されるサービスが多く、逆に円が小さいほど提供サービスが少ないことを示す。個別収集を行なっている名古屋市、大阪市、福岡市、あるいは収集頻度が週4回の川崎市、は円が大きくなっている。

以上から、この図では、右上に位置付けられ、かつ円が大きい都市ほど、環境評価指数も効率性評価指数もサービス評価指数も高い、という優れた都市で

あることになる。しかし現実問題としては、この 3 つの要素は互いに相反する関係に立つことが多い。

仙台市についてみれば、右上ゾーンに位置付けされているが、円は大きくない。これは、仙台市においては、人口一人当たりの廃棄物処理一般財源の少なさや、トン当たり廃棄物処理費の少なさでは、比較都市の中ではトップクラスで、その結果効率性評価は高く出ているが、収集方式がステーション方式で、収集頻度が週 2 回、又付帯サービスも少ないことから、サービス評価指数を表す円が大きくは出てこない事によるものと思われる。

しかしながら、上記の図からは、この研究会が行なったごみ収集事業の評価において、仙台市は、比較都市の中でも総合的に見て上位にランクされていると見ることができ、「ごみ処理事業先進都市」といえるのではないかと考えられる。

10 . 廃棄物処理に係る主な準拠法令等

< 法律 >

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

< 条例、規則、要領、要領、計画等 >

- 仙台市廃棄物の減量及び適正化処理等に関する条例、同規則
- 仙台市一般廃棄物処理基本計画
- 仙台市一般廃棄物処理基実施計画
- 仙台市一般廃棄物処理要領
- 一般廃棄物処理手数料減免取扱要領
- 仙台市リサイクルプラザ条例
- 仙台市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱、同事務取扱要領
- 仙台市家庭用電気式生ごみ処理機購入費補助金交付要綱、同事務取扱要領
- 仙台市養豚同業組合運営補助金交付要綱
- 仙台市古紙等定期回収モデル事業奨励金交付要綱
- 一般廃棄物(ごみ)(し尿等)の処理業の許可方針
- 事業系一般廃棄物(ごみ)収集運搬許可の事務処理要領
- 仙台市産業廃棄物処理指導方針
- 仙台市環境局保安規定
- 環境局設計積算要領

1 1 . 検討の方針

これまで、仙台市の廃棄物処理事業の概要を見てきたが、冒頭で述べたとおり、ごみ処理に係る支出は毎年度 100 億円規模で発生しており、その中でも、仙台市が直接的に収集処理事業を実施する、一般廃棄物処理事業に係る支出が大きな部分を占め、特に家庭ごみ等の収集処理業務は規模が大きい。

よって、これらごみ処理に係る、施設の運営、業務の委託、金銭管理、物品管理等に関して準拠性はもとより、効率性、経済性、有効性の観点からも検討を行う事とする。

第 3 . 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第4．外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見

1．葛岡工場の運営管理について

(1) 施設の概要と役割

概要

項目	内容
所在地	仙台市青葉区郷六字葛岡 57 番地の 1
使用開始年月	平成 7 年 9 月
敷地面積	97,113 m ² (全て仙台市所有)
建物延べ床面積	約 50,000 m ²
焼却能力	600 t/日 (300 t/×2 炉)
炉形式	全連続燃焼式 (24 時間運転方式) ストーカ炉
排ガス処理	ろ過式集じん器 (バグフィルター式)
所属人員	23 名

役割

葛岡工場は、主に青葉区、泉区から排出される一般ごみの焼却処理施設としての役割を担っている。平成 18 年度における当該工場のごみ処理実績は 148 千トンであり、その内訳は、委託業者搬入 87 千トン (59%)、許可業者搬入 44 千トン (30%)、その他が 17 千トン (11%) となっている。その他の主なものは、市民搬入である。

(2) ごみ処理手数料の徴収事務

葛岡工場に搬入されるごみは、大きく一般家庭から出る生活ごみと、会社等から出る事業ごみに大別される。このうち、委託業者によって搬入される定日収集生活ごみは無料で受入れるが、これ以外の、許可業者によって搬入される事業ごみ及び一般市民が自己搬入する家庭ごみについては有料であり、手数料が徴収される。料率は 1,000 円 / 100 kg となっている。

平成 18 年度のごみ処理手数料の収納実績は、許可業者搬入に係る受入れ手数料が 440 百万円余りで、葛岡工場での受入れ手数料合計 630 百万円の 70% を占めている。

一般市民から徴収された手数料は原則として搬入時現金で受入れられ、一日

の業務終了後、システムで計算された料金合計と照合され、一致を確認し現金出納簿に記帳される。現金は翌日あるいは休日明けに金融機関に入金される。手数料徴収の翌日にシステムから日計簿が出力され、金融機関からの領収確認書と照合を行うことによって最終的に現金の一致を確認している。

許可業者搬入に係る受入れ手数料は、都度の現金による納入ではなく、後納扱いとなり月末に当月分の料金を締め、納入通知書を発行し、翌月指定金融機関に納入される。

入金の有無は、システムから当月の入金予定の一覧表を出力し、金融機関からの納入済通知書控えと照合し一致を確認した後、調定書に入金日を記入することによって管理している。

(3) 業務の外部委託事務

平成18年度に葛岡工場及び粗大ごみ処理施設・資源化施設で外部に業務委託している契約のうち、業務・機器の特殊性などの理由から、機器メーカー（または当該メーカーのメンテナンス会社等）に対して、特命随意契約により発注している契約が次のとおりある（契約額百万円以上の受託者）。

特命随意契約の主な内訳

業務名	受託者名	契約金額 (千円)	受注者の過去3年間の変遷状況
エレベータ保守点検業務(工場)	(株)日立ビルシステムサービス	1,988	過去3年同一業者
エレベータ保守点検業務(粗大棟)	(株)日立ビルシステムサービス	457	"
消防設備保守点検業務(工場)	(社)仙台市防災安全協会	2,426	" 平成19年度から指名競争入札に変更
消防設備保守点検業務(粗大棟)	(社)仙台市防災安全協会	1,040	" 平成19年度から指名競争入札に変更
有害ガス警報装置点検整備業務(工場)	理研計器(株)	2,175	過去3年同一業者
有害ガス警報装置点検整備業務(粗大棟)	理研計器(株)	764	"
計装用空気圧縮機等点検整備業務(工場)	(株)日立産機システム	7,253	"
計装用空気圧縮機等点検整備業務(粗大棟)	(株)日立産機システム	989	"
ばいじん計等点検整備業務	日本エマソン(株)	1,460	"
工業用テレビ点検整備業務(工場)	日立国際電気サービス(株)	1,633	"
工業用テレビ点検整備業務(粗大棟)	日立国際電気サービス(株)	677	"
ごみピット火災警報装置点検業務	(株)協立	1,292	"
工場棟施設台帳整備業務	三菱ビルテクノサービス(株)	1,995	新規
粗大棟設備台帳整備業務	三菱ビルテクノサービス(株)	1,995	新規
工場ネットワーク整備業務	三菱ビルテクノサービス(株)	1,250	新規
焼却炉中間点検整備業務	SN環境テクノロジー(株)	4,778	日立造船(株)より変更だがSN社も日立造船系列
工場運転管理業務	日立造船(株)	279,300	過去3年同一業者
焼却残灰運搬業務	(株)仙台環境サービス	33,175	" 平成20年度から指名競争入札に変更予定
炉ボイラー等点検整備業務	日立造船(株)	194,334	過去3年同一業者
純水装置点検整備業務	(株)リンカイ	5,250	"
排水処理設備点検業務	アタカ大機(株)	3,360	"
薬品移送ポンプ等点検整備業務	(株)イワキ	2,048	"
給水ポンプ等点検整備業務	(株)西島製作所	8,925	"
電動機等点検整備業務	(株)日立産機システム	4,933	"
クレーンバケット点検整備業務(工場)	(株)福島製作所	9,407	"
クレーンバケット点検整備業務(粗大棟)	(株)福島製作所	253	"
クレーン定期点検整備業務(工場)	富士ホイスト工業(株)	15,315	"
クレーン定期点検整備業務(粗大棟)	富士ホイスト工業(株)	4,530	"
粗大棟電気制御盤点検整備業務	ニシウミ電機商事(株)	1,313	新規
粗大ごみ処理施設運転管理業務	(株)仙台市環境整備公社	69,000	過去3年同一業者
粗大ごみ処理施設点検整備業務	SN環境テクノロジー(株)	37,125	"
資源化施設点検整備業務	SN環境テクノロジー(株)	23,775	"
粗大ごみ処理施設維持修繕業務	みちのくサービス(株)	1,985	新規

(4) 備品の管理

取得価格2万円以上の備品については備品台帳に記載し管理している。また、備品現物にも備品整理簿(シール)の貼付けが行われている。ただし、平成11年度までは取得価格1万円以上の備品についてシール貼付けを行っていたため、備品台帳に記載されている備品以外にもシールが貼られており、備品台帳と備品管理簿(シール)とが不一致の状況となっている。また当該備品管理簿(シール)には、備品台帳との関連性を示す管理番号等の記載はない。

平成18年度までは、備品台帳に記載されている備品の現物確認は行っていなかったが、平成19年度から現物確認を行うこととなり、概ね現物確認されているが、一部は調査中である。

(5) 薬剤の発注、在庫管理

葛岡工場では、排水・排ガスの浄化、ボイラー水の維持等のために、苛性ソーダ、塩酸、特殊助剤等の薬品が使用されている。

これらの薬品は、現場の担当者によって発注が行われるが、薬品が納品されると、納品書と検量数量の一致の確認が行われ、検査調書<納品>で工場長が薬品の納品状況を確認している。

これらの薬品のうち、タンク保管の現物については、使用量、残量が測定器で計測され、共通運転日報に記録され管理されている。

また、倉庫保管の現物については、薬品出納簿に受入数量、払出数量及び在庫数量が記録され、数量の管理が行われている。

(6) 資源物等売却

平成18年度の葛岡工場における資源物等の売却実績は次のとおりである。

種別	金額(千円)	売却先	(参考)平成19年度売却先
鉄くず	48,894	(株)港金属	三井環境(株)
アルミくず	20,777	(株)港金属	三井環境(株)
電力	195,034	東北電力(株)	東北電力(株)

鉄くず・アルミくずの売却価格は、財政局契約課で入札により決定され、1年間同一価格で売却される。電力の売却価格は、電力会社と市との交渉によって決定されている。

(7) 結果及び意見

指摘事項

(ア) 備品管理について

葛岡工場では備品台帳が整備されているが、平成 18 年度まで備品の現物確認は実施されておらず、備品台帳が管理の用具として機能していなかった。

平成 19 年度より、現物確認する方針がとられ調査日時時点で一部の現物確認が終了している。ただし、今回実施された現物確認は、現在ある備品をリストアップしたに過ぎず、備品台帳との関連性が明らかにされていないことから、依然備品台帳が管理の用具としては機能していない。

現物確認は、備品台帳に記載されている備品の実在性を確認することに意味があることから、備品台帳にしたがって現物の確認をする必要がある。

また、このような確認を可能ならしめるためには、備品台帳と現物とがレファレンス番号等で関連付けされている必要があるが、現在の備品管理簿(シール)には管理番号等の記載はなく、また、備品台帳記載の備品以外にもシールが貼付けられている。したがって、備品管理簿(シール)の記載内容として備品番号等を入れるとともに、すべての管理備品に貼りなおすことが必要である。

なお、管理の手間と資産の重要性に鑑みて、管理対象資産の金額基準についても見直す必要があると思われる。

意見

(ア) 競争入札の徹底について

葛岡粗大ごみ処理施設における「粗大ごみ処理施設維持修繕業務」(受注業者みちのくサービス(株)契約金額 1,985 千円)は、平成 18 年度の点検業務としては計画していなかった。しかしながら、SN 環境テクノロジー(株)による粗大ごみ処理施設点検整備業務実施中に、設備の腐食等が発見され修繕の必要性が指摘されたことから、急遽発注が行われたものである。当該修繕業務は SN 環境テクノロジー(株)でも可能ではあったが、SN 環境テクノロジー(株)への発注となると、当初契約している業務の契約額修正となり、手続きが煩雑となることから、同じ日立造船(株)系のみちのくサービス(株)への特命随意契約となったものである。

結果的に見て、当該業務については、少なくとも SN 環境テクノロジー(株)とみちのくサービス(株)の 2 社は実施可能であり、みちのくサービス(株)への特命随意発注とした根拠に乏しい。

仙台市契約規則に基づき競争入札に該当する場合は、例え手続きが煩雑になるとしても、原則どおりの競争入札ルールを遵守すべきである。

(イ) 合い見積の実施と競争入札の積極的導入について

工場棟及び粗大棟施設台帳整備業務、工場ネットワーク整備業務（受託業者三菱ビルテクノサービス㈱）契約金額合計 5,240 千円）は、施設台帳の電子化と、それにとまなうネットワーク構築のためのソフトウェア制作業務である。これは三菱ビルテクノサービス㈱の提案により導入を決定したものであることから、三菱ビルテクノサービス㈱への特命随意契約となっている。

発注金額の積算は、三菱ビルテクノサービス㈱から見積書入手し、それを査定することによって決定している。当該業務は三菱ビルテクノサービス㈱よりの提案にもとづくものであり、同社に対して発注することが合理的であったとしても、葛岡工場では当該業務の積算経験がないことから、このような場合には、少なくとも他社からも見積書入手し、合い見積の上、内容の合理性を検討する必要があると思われる。

また、葛岡工場及び粗大ごみ処理施設では、平成 18 年度の業務委託 63 件のうち 50 件の業務について、その業務及び機器に特殊性があるとして、機器のメーカー等への随意契約によって委託がなされており、その主な内訳は「(3) 業務の外部委託」の項に記載のとおりである。さらに過去 3 年間同一業者に特命委託しているなど、委託業者の変更もほとんどない状況が見られる。

このような措置は、業務の連続性及び質を保つため、ある程度止むを得ないとも考えられが、長年にわたる同一業務の同一業者への業務委託は、マンネリ化と業務効率化への取組み不足を招く事も充分考えられる。

上記で見たように、実際には随意契約から競争入札に変更されている事例が示すとおり、業務によっては現在の受託業者以外にも実施可能な業者が存在することを認識する必要がある。よって、それら業者に対して競争入札を実施した上で、応札者の業務実施能力を見極め、従来業者と同程度の実施能力を確認できれば何ら問題ないこととなる。

以上より、現在随意契約としている業務についても積極的に競争入札を実施し、複数の業者から当該業務の効率性、経済性についての新たな提案を求めていくべきである。

2. 松森工場の運営管理について

(1) 施設の概要と役割

概要

項目	内容
所在地	仙台市泉区松森字城前135
建設年月	平成17年8月
敷地面積	33,924 m ²
建物延床面積	45,414 m ²
焼却能力	600 t / 日 (200 t / 日 × 3 炉)
焼却炉形式	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ方式)
灰溶融炉形式	黒鉛電極式プラズマアーク炉
灰溶融炉能力	80 t / 日 (80 t / 日 × 2 炉 [内1炉予備])
プラントメーカー	三菱重工業(株)
所属人員	30名 (嘱託2名含む)

役割

松森工場は、主に泉区、宮城野区から排出される一般ごみの焼却処理施設としての役割を担っている。

平成18年度における当該工場のごみ処理実績は142千トンであり、その内訳は、委託業者搬入79千トン(55.6%)、許可業者搬入43千トン(30.4%)、その他(市民搬入、富谷町からの処理受託分等)が19千トン(14.0%)となっている。

(2) ごみ処理手数料の徴収事務

仙台市泉区、宮城野区を中心とした許可業者によって搬入される事業ごみ、及び一般市民が自己搬入する家庭ごみについて、原則としてごみ処理手数料が徴収される。また、松森工場では、富谷町から一部ごみ処理業務を受託しており、これについてもごみ処理手数料が徴収されている。料率は1,000円/100kgとなっている。

搬入業者は仙台市の許可業者が中心であり平成18年度実績では、許可業者搬入に係る受入手数料は432百万円とごみ処理手数料及びごみ処理受託収入全体の80%を占め、松森工場で受け入れた手数料合計は年間537百万円余りとなっ

ている。

手数料徴収事務の内容については、1. 葛岡工場の管理運営(2) ごみ処理手数料の徴収事務の項を参照されたい。

(3) 金銭の出納、現金の管理

主に一般市民からの手数料の徴収時のつり銭として、工場管理係は現金を15万円保有している。

当該釣銭(15万円)及び現金徴収した手数料は共に工場事務所内の金庫に保管され、窓口担当とのつり銭の受け払い、徴収した手数料の受け払いは管理係作成の日計簿で管理されている。

金庫は鍵と暗証番号が利用可能であるが、通常は鍵のみを利用している。鍵の保管管理者は定められており、帰宅時も施錠可能な机に保管して管理しているとのことであった。

金庫の内容物を確認した結果、市有財産以外の職場内の積立金通帳等もあわせて金庫内にて保管されていた。

(4) 業務の外部委託事務

松森工場においては種々の業務が外部委託により発注されている。平成18年度において松森工場管理係が担当係となって外部発注されている委託業務は33件あり、内25件が随意契約により行われている。主要な外部委託業務には次のようなものがある。

No	業務名	受注者	金額 (千円)	契約方式
1	炉・ボイラー等点検整備業務	三菱重工環境エンジニアリング(株)	201,600	随意契約
2	灰溶融炉等点検整備業務(その1 5月から7月)	三菱重工環境エンジニアリング(株)	54,047	随意契約
3	灰溶融炉等点検整備業務(その2 11月から3月)	三菱重工環境エンジニアリング(株)	110,250	随意契約
4	工場運転管理業務	重環オペレーション(株)	345,870	随意契約
5	庁舎清掃業務	大都ビルメンテナンス(株)	4,987	指名競争
6	エレベーター設備保守点検管理 業務(その1)	東芝エレベーター(株)東北支社	1,386	随意契約

No	業務名	受注者	金額 (千円)	契約方式
7	エレベーター設備保守点検管理 業務(その2)	フジテック(株)	2,079	随意契約
8	電話設備保守点検業務	扶桑電通(株)東北支店	604	随意契約
9	消防用設備保守点検業務	ホーチキ(株)東北支社	4,095	随意契約
10	受水槽等清掃業務	(株)新興	147	指名競争
11	電力設備保守点検業務	東北電力(株)	159	随意契約
12	排ガス測定装置保守点検業務(そ の1)	美和電気(株)仙台支店	15,750	指名競争
13	排ガス測定装置保守点検業務(そ の2)	アドバンテック東洋(株) 仙台営業所	7,087	指名競争
14	空調設備点検業務	日本メックス(株)東北支 店	2,625	指名競争
15	有害ガス警報装置点検業務	理研計器(株)仙台営業所	1,995	随意契約
16	ホッパーステージ換気装置活性 炭交換業務	(株)マルキ	4,767	指名競争

4の契約は、初年度(平成16年度)においては、制限付一般競争入札を行い、重環オペレーション(株)が落札し同社と契約したが、翌年度以降は、同社と随意契約により継続委託している。

上記随意契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、「...その性質又は目的が競争入札に適しないもの...」に該当するとして随意契約としている。

(5) 備品の管理

備品については、市所定の物品分類表に基づき1点当たり2万円以上の購入物が管理対象物となっている。又、備品の受払いは、備品整理簿にて管理されている。整理簿には連番等は付されていないが、備考欄にて現物が特定できるように型番やメーカー名が記載されている。

備品には現物が特定できるように備品整理簿記載の物品番号記載のシールとして添付されていた。

現状では定期的に、備品と備品整理簿とを照合する棚卸しは行われていないものの、新しい工場であることもあり備品整理簿と現物をサンプルで照合した結果、特に差異は認識されなかった。

(6) 薬剤の発注、在庫管理

松森工場では、排ガス処理、排水処理等のためにいくつかの薬剤が使用されている。使用される薬剤は、消石灰、活性炭、アンモニア、苛性ソーダ、等で、いずれもタンク保管により現物が管理され、「薬品残量日報」に日々の薬剤残量が自動記録され、前日残量から当日残量を差し引き（仮称「薬品管理台帳」）薬剤の使用量が把握されている。

薬剤の仕入れ発注は指定業者に対して行われ、毎年、財政局契約課において入札により決定された購入単価により現地納入、その後支払いの手続きを行っている。

(7) 資源物売却処理

資源物の売却対象物は、現状では灰溶融により生じた溶融メタルのみである。溶融メタルの平成18年度の売却額は、総額でも1百万円未満と僅少である。工場の燃焼設備から溶融前金属が取り出し可能だが、溶融前の金属はダイオキシン等の有害物質を含む灰等が付着しているため、現状では売却対象とはならず埋立処理している。

毎回の売却額は50千円未満であり、見積書兼承諾書（物品売渡）にて、工場にて売却処理される。現状、溶融メタルの売却先は小名浜製錬(株)1社のみである。これは、溶融メタルには様々な金属が含まれているため再処理能力を持つ業者に売却先が限定されることによっている。

(8) 外部への温水、蒸気、電力の売却

松森工場では、ごみ燃焼余熱の積極的な回収と有効利用を図るため、ボイラーにより蒸気を発生させ発電設備によって発電した電力で工場などの電力を賄い、余剰電力は東北電力(株)に売電している。

また、余熱を利用して隣接する市民施設（スポパーク松森）に温水を供給している。当該温水の供給は、平成16年3月締結の仙台市と松森PFI(株)との事業契約第53条第3項に従い無償とされている。

(9) 結果及び意見

指摘事項

(ア) 備品管理について

平成 17 年度より稼動した新工場という事もあり、現在のところは備品整理簿と現物とは整合しているが、時の経過に伴い備品の破損や滅失が生じること、また人事異動等が生じ担当が替わること、なども考慮して、備品整理簿を適切に整備維持するために、少なくとも年 1 回は備品の棚卸を実施し、備品整理簿との一致を確認しておくべきである。

(イ) 金銭等の管理について

工場内金庫での金銭等の保管については、市有財産とそれ以外は明確に区別して管理すべきである。

止むを得ず同一金庫内に保管する場合にあっては、預り品リストを作成し市有財産とそれ以外を明確に区分できる状態にすべきである。

また、金庫に保管する内容物を定期的に確認することも必要とされる。

意見

(ア) 業務の外部委託先の選定について

上記で見たように、平成 18 年度の工場における外部委託業務の 33 件中 25 件は、当該業務及び業務の対象となる設備の特殊性から、設備メーカー等へ随意契約によって委託がなされており、委託業者の変更もほとんどない。これは、廃棄物の処理を間断なく適正に行うためには止むを得ないとも考えられるが、業務によっては現在の受託業者以外にも実施可能な業者が存在する可能性はあり、現実に一部競争入札も導入されている。

毎年の業務外部委託検討の際は、前年度の受託者以外に当該業務を実施可能な業者がないかを探索し、地方自治法第 234 条でいう契約における競争入札を優先する考えに基づき、入札方式の採用を図っていくべきであると考えている。

なお、この意見に関しては、さらに、1. 葛岡工場の管理運営について(7) 結果及び意見 意見(イ) 合い見積の実施と競争入札の積極的導入についての項を参照されたい。

3. 今泉工場の運営管理について

(1) 施設の概要と役割

概要

項目	内容
所在地	仙台市若林区今泉字上新田 103
建設年月	昭和 58 年 1 月/昭和 60 年 12 月
敷地面積	90,630 m ²
建物延床面積	17,101 m ²
焼却炉形式	全連続燃焼式焼却炉(ストーカ・ロータリーキルン方式)
プラントメーカー	日本鋼管(株)
所属人員	58 名 (嘱託 1 名含む)

役割

今泉工場は、主に太白区の一部、若林区及び宮城野区の一部から排出される一般ごみの焼却処理施設としての役割を担っている。平成 18 年度における当該工場のごみ処理実績は 103 千トンで、内訳は委託業者搬入 62 千トン(60%)、許可業者搬入 26 千トン(25%)、その他 15 千トン(15%)となっている。

(2) ごみ処理手数料の徴収事務

太白区、若林区等を中心とした許可業者の収集ごみ及び一般市民搬入ごみについて、原則として処理手数料が徴収される。料率は 1,000 円 / 100kg となっている。

搬入業者は仙台市の許可業者が中心であり平成 18 年度実績では、許可業者搬入に係る受入手数料は 260 百万円で、今泉工場における年間ごみ処理手数料 418 百万円余の約 62%を占める。

手数料徴収事務の内容については、1. 葛岡工場の管理運営(2) ごみ処理手数料の徴収事務の項を参照されたい。

(3) 金銭の出納、現金の管理

一般市民からの手数料の徴収時のつり銭として、計量係と工場管理係それぞれ 10 万円ずつ計 20 万円の現金を保有している。

当該釣銭及び現金徴収した手数料は共に工場事務所内の金庫に保管され、窓口担当とのつり銭の受け払い、徴収した手数料の受け払いは管理係作成の現金出納簿で管理されている。

金庫は鍵と暗証番号が利用可能であり、鍵及び暗証番号の両方を利用している。鍵の保管管理者等アクセス制限は明確であり、鍵は帰宅時も施錠可能な机に保管して管理しているとのことだった。

金庫の内容物を確認した結果、金庫内に市有財産以外の職場内の積立金、係内の懇親会残金等があわせて保管されていた。

工場では、職員給与支払用、電話料金支払用、水道料金支払用及び工場親睦会用の合計 4 冊の工場長名義の通帳が保管されていた。すべての通帳は工場長名義で銀行届出印も工場長保管となっている。

上記の職員給与支払用の通帳は、外部公所厚生費及び選挙事務に従事した職員に対する超過勤務手当の現金支給分に利用される。なお、外部公所厚生費は各課公所長の指定する親睦会等の口座に一括して振り込まれ、その後、職員に現金支給される。また、現金支給を希望した選挙事務従事職員への超過勤務手当は、まず各課公所長名義の給与支払用口座に一括して振り込まれ、その後各職員に現金支給される運用となっている。

(4) 業務の外部委託事務

今泉工場及び今泉粗大ごみ処理施設においては、種々の業務が外部委託により発注されている。平成 18 年度において次のような業務が今泉工場において外部発注されており、記載の委託業務 29 件中 19 件が随意契約により行われている。

No	業務名	受注者	金額 (千円)	契約方式
1	庁舎清掃業務委託	ビルテック(株)	7,528	随意契約
2	焼却灰運搬業務	(株)仙台環境サービス	21,507	随意契約
3	塩化水素・ばいじん量測定装置点検整備業務	仙台環境科学(株)	4,042	指名競争
4	窒素酸化物等測定装置点検整備業務	(株)東北サイエンス	2,100	指名競争
5	監視用テレビ装置点検整備業務	(株)日立国際電気サービス東北支店	2,478	随意契約
6	電気計装設備保守点検業務	美和電気工業(株)仙台支社	15,750	随意契約

No	業務名	受注者	金額 (千円)	契約方式
7	記録用等電子計算設備保守点検業務	富士通(株)東北営業本部	4,515	随意契約
8	クレーン自動制御装置点検整備業務	トヨタ力電気(株)	3,496	随意契約
9	消防設備法定点検業務	(株)桜井防災	1,197	指名競争
10	クレーン点検整備業務	東北ドック鉄工(株)仙台営業所	5,250	指名競争
11	ごみ・灰クレーン電動油圧クラブバケット整備業務	(株)福島製作所	10,080	随意契約
12	空気圧縮機等整備業務	(株)協立仙台営業所	3,999	指名競争
13	計量システム等保守点検業務	産電工業(株)	1,365	随意契約
14	有害ガス測定装置点検整備業務	理研計器(株)仙台営業所	1,890	随意契約
15	ボイラー補機等点検整備業務	(株)安斉鉄工所	6,405	指名競争
16	クリンカ除去等整備業務	東北ドック鉄工(株)仙台営業所	5,629	指名競争
17	ごみピット火災報知設備整備業務	(株)協立仙台営業所	2,520	随意契約
18	植栽保守管理業務	飯田造園(株)	1,963	指名競争
19	炉・ボイラー等分解整備業務	JFE 環境ソリューションズ(株)北日本支社	139,776	随意契約
20	自家用電機工作物点検整備業務	(株)ユアテック宮城支社	9,450	随意契約
21	自動調節弁分解整備業務	本山振興(株)	3,045	随意契約
22	各種ポンプ整備業務	荏原テクノサーブ(株)	4,830	指名競争
23	粗大ごみ処理施設運転管理業務	仙台市環境整備公社	61,950	随意契約
24	臨時運転管理業務(その2)	仙台市環境整備公社	1,102	随意契約
25	スプリングマットレス解体業務	仙台市環境整備公社	2,940	随意契約
26	不燃ごみ処理業務	(株)菅野商店	3,258	指名競争
27	粗大ごみ処理施設点検整備等業務	仙台市環境整備公社	4,305	随意契約
28	粗大ごみ処理施設電気設備点検整備業務	産電工業(株)	4,410	随意契約
29	粗大ごみ処理設備定期整備業務	JFE 環境ソリューションズ(株)北日本支社	46,830	随意契約

(5) 備品の管理

市所定の物品分類表に基づき 1 点当たり 2 万円以上の購入物が管理対象物となる。

受け払いは備品出納簿にて記録されている。備品出納簿には連番等は付されていない。備品には現物が特定できるように備品出納簿記載の物品番号記載のシールとして添付されていたが、年数の経過によりシールに記載されている内容が読み取れないものがあつた。

工場長が物品管理者となつて管理を行うことになっているが、現状では過去の人事異動により担当者が変更となっていることなどから、備品管理簿と現物を容易に照合することは困難な状況であつた。

(6) 薬剤の発注、在庫管理

今泉工場では、排ガス処理、排水処理等のためにいくつかの薬剤が使用される。

使用される薬剤は、消石灰、活性炭等で、タンク、サイロ、または、ポリ容器に保管により保管されている。購入記録は、納品時に納品書と現物を照合し検査調書を作成し、出納簿に転記されている。払出記録については、タンク、サイロで保管している薬品は、残高を把握し、使用量を逆算し、運転係作成の日報(使用量は前日と当日の残量から逆算)を基に物品請求兼払出書を起票し、出納簿に転記され、それ以外の薬品は、払出時に物品請求兼払出書を起票し、出納簿に転記される。タンク、サイロ保管以外の薬品については、月 1 回、出納簿と現物を照合している。ただし、照合の証跡は残されていない。

薬剤の仕入れ発注は指定業者に対して行われ、毎年、財政局契約課において入札により決定された購入単価により現地納入、その後支払手続が行われている。

(7) 資源物売却処理の事務

資源物の売却対象物は、現状では設備更新工事等で生じた撤去設備の鉄くず及び鉄製の粗大ごみのみである。鉄くずの平成 18 年度の売却額は総額でも 1 百万円未満と僅少である。

現状では発生量が少量であるため、工場内の鉄くず置き場に保管し、一定量になった場合には、管野商店(株)に売却している。

平成 18 年度の売却額は 1 回 50 千円未満であり、工場長承認により工場にて

売却処理される。売却先は管野商店(株)のみであるが、これは売却量が少量であること及び他の廃棄物処理も委託していることから相手先が 1 社となっているとのことである。

(8) 外部への温水、蒸気、電力の売却

今泉工場では、ごみ燃焼余熱の積極的な回収と有効利用を図るため、ボイラーにより蒸気を発生させ発電設備によって発電した電力で工場などの電力を賄い、余剰電力は東北電力(株)に売電している。

(9) 結果及び意見

指摘事項

(ア) 備品管理について

現状、備品出納帳と現物の完全な照合は困難な状況となっており、早急に棚卸しを実施すべきである。また、時の経過に伴い備品の破損や滅失が生じること、また人事異動等が生じることを配慮して備品整理簿を適切に整備維持するために、少なくとも年 1 回は定期的な備品の棚卸を実施すべきである。

(イ) 金銭等の管理について

市有財産とそれ以外は明確に区別して管理すべきである。止むを得ず同一の場所に保管する場合にあっては、預り品リストを作成し市有財産とそれ以外を明確に区分できる状態にすべきである。

また、金庫に保管する内容物を定期的に確認することが望まれる。

(ウ) 薬剤の発注について

平成 19 年 3 月、4 月、及び 7 月に納品されたボイラー用の薬品である清缶剤 600kg (489 千円 : 2 ヶ月分の使用量) は、平成 18 年度の予算で平成 19 年 3 月 8 日に発注されたものであった。出納簿によれば、清缶剤の前年度からの繰越数量は、1,140kg(3.7 ヶ月分の使用量に相当)であり、平成 19 年 4 月から 9 月までの清缶剤の払出数量 1,840kg からみて、当該発注は不必要であったと思慮される。

薬品の購入は、その使用量や適正な在庫量を考慮して計画的に購入すべきであり、たとえ予算に余剰があったとしても、このような発注対応は慎むべきである。

意見

(ア) 業務の外部委託先の選定について

上記で見たように、工場における外部委託業務の 29 件中 19 件は、当該業務及び業務の対象となる設備の特殊性から、設備メーカー等へ随意契約によって委託がなされており、委託業者の変更もほとんどない。これは、廃棄物の処理を間断なく適正に行うためには止むを得ないとも考えられが、業務によっては現在の受託業者以外にも実施可能な業者が存在する可能性はある。

毎年の業務外部委託検討の際は、前年度の受託者以外に当該業務を実施可能な業者がないかを探索すべきであると考ええる。

なお、この意見に関しては、さらに、1．葛岡工場の管理運営について(7) 結果及び意見 意見(イ) 合い見積の実施と競争入札の積極的導入についての項を参照されたい。

4. 石積埋立処分場の運営管理について

(1) 施設の概要と役割

概要

項目	内容
所在地	黒川郡富谷町石積字堀田 11
建設年月	昭和 61 年 4 月
全体面積	約 800,000 m ² (全て仙台市所有)
埋立面積	約 348,400 m ²
埋立容量	約 6,412,000 m ³
埋立工法	サンドイッチ工法+セル工法
埋立期間	昭和 61 年～平成 22 年(更に相当期間埋立可能と見込む)
付帯設備	浸出水処理施設、トラックスケール、パワーショベル、ブルドーザー、ダンプトラック
所属人員	12 名

役割

石積埋立処分場は、主に、一般ごみの焼却処理施設である今泉工場、葛岡工場、松森工場から日々排出される焼却灰の最終受入施設としての役割を担っている。平成 18 年度において当該処分場が受け入れた搬入量 63 千トン余の内、3 工場から受け入れた焼却灰は 56 千トン余で、全体の 89%を占めている。

この外、不燃ごみの自己搬入受入れ、及び松森及び葛岡の資源化センターからの資源化残渣や、粗大ごみ処理施設からの破碎処理残渣の受入、又清掃土砂や罹災がれきの受入などがある。

(2) ごみ処理手数料の徴収事務

仙台市の焼却工場等のごみ処理施設からの焼却灰等の受入以外は、原則処理手数料が徴収される。料率は 1,000 円 / 100kg となっている。

搬入業者は仙台市の許可業者が多く、外に一般市民の搬入もある。平成 18 年度実績では、業者搬入に係る受入手数料は全体の 81%を占め、受け入れた手数料合計は一般市民の受入も含めて年間 37 百万円余りとなっている。

一般業者や市民からの徴収手数料は搬入時現金で受け入れられ、翌日あるいは休日明けに金融機関に入金される。現金は釣銭(6 万円)と共に金庫に保管され、

受入は日計簿で管理されている。

指定業者や官公庁搬入に係る手数料の受入は、後納扱いとなり月末締めにて翌月納入通知書により指定金融機関に納入される。入金の有無は手数料調定書に納入済通知書控えを添付することにより管理されている。

(3) 業務の外部委託事務

石積埋立処分場に於ける種々の委託業務の内、処分施設内での工事を伴う業務については、環境局施設課において、主に指名競争入札により外部発注され施工されている。この外、次のような業務が石積埋立管理事務所が担当係となって発注されている。(平成18年度発注分につき検証)

業務名	受注者	金額(千円)	契約方式
自動計量器保守管理業務	産電工業(株)	651	随意契約
廃棄物不法投棄監視業務	石積町内会	600	随意契約
庁舎清掃業務	陽光ビルサービス(株)	892	指名競争
遠隔監視システム保守管理業務	産電工業(株)	945	随意契約
集中監視システム整備業務	美和電気工業(株)	892	指名競争
活性炭再生業務	大和薬品(株)	6,405	指名競争
計装機器整備点検業務	美和電気工業(株)	2,362	指名競争
自家用電気工作物保安管理業務	(財)東北電気保安協会	720	随意契約

上記の内、随意契約については、仙台市契約規則第16条の2に基づき100万円を超えない契約で随意契約該当としており、妥当と判断される。

この場合であっても、仙台市契約規則第17条では「随意契約により契約を締結しようとするときは、契約及び見積りに必要な事項を示し、なるべく2人以上から見積書を徴するものとする。」としているが、見積り徴求は契約先のみからとなっている。

(4) 薬剤の発注、在庫管理

石積埋立処分場は管理型の埋立処理施設で、地下水の汚染を防ぐため、埋立地内全面にしゃ水シートを張り、その上で、埋設物からの浸出水を集めて水質の適正化処理を行い放流する方式が取られている。浸出水の処理過程で水質良化のためにいくつかの薬剤が使用される。

使用される薬剤は、メタノール、苛性ソーダ、硫酸等で、いずれもタンク保管により現物が管理され、「排水処理場施設運転日報」に日々の薬剤投入量、使用量、残量が記録されることにより薬剤の在庫管理が行われている。

薬剤の仕入れ発注は指定業者に対して行われ、毎年、財政局契約課において入札により決定された購入単価により現地納入、その後支払い手続きが行われている。

(5) 結果及び意見

意見

埋立処分場現地での業務委託契約で、随意契約になるものについては、契約額の公正性を担保するため、契約規則第 17 条に基づき、できるだけ複数業者から見積りを徴求する必要がある。

又、毎年随意契約で、年間委託金額 60 万円で更改されている廃棄物不法投棄監視業務は、継続して近隣の石積町内会へ随意契約での発注となっている。契約に基づき、毎月監視結果報告がなされているが、内容は極めて軽微な作業内容と推測され、処分場内職員でも代替可能な程度の作業量と考えられ、よって、この契約の実態は近隣町内会への周辺対策に係る助成の意味が大きいものと思われる。

石積処分場が開設されて 10 数年を経過しており、この委託契約については検討すべき時期に来ているものと考えられる。

5. 環境事業所の運営管理

(1) 施設の概要と役割

概要

環境事業所は各区に所在し、施設の概要は次のとおりである。

事業所名 区分	青葉 環境事業所	宮城野 環境事業所	若林 環境事業所	太白 環境事業所	泉 環境事業所
所在地	青葉区六郷 葛岡	宮城野区仙 石	若林区今泉 字上新田	太白区郡山 字上野	泉区松森字 阿比古
建設年月	平成7年 4月	昭和54年 4月	昭和44年 7月	平成18年 4月	平成11年 4月
ごみ収集 車両	5台	4台	4台	4台	4台
所属人員	30人	24人	18人	23人	19人

役割

環境事業所は、一般廃棄物の収集を仙台市が直営で行なっていたころは、収集車両、収集作業員の出勤拠点の役割を担っていたが、平成17年度に委託収集への移行が完了してからは、次のような業務を主な役割として運営されている。特にごみの減量・リサイクルの指導的業務を担う役割が大きい。

- ごみ収集委託業者への指導、及び収集に関する苦情への対応
- ごみの出し方やリサイクルの指導・啓発
- 臨時ごみの収集
- 罹災ごみ、生活保護ごみの収集
- ごみ集積所に関する事案への対処
- 集団資源回収支援事業に関する事務
- 古紙定期回収モデル事業
- 大規模建築物所有者、多量排出事業者への立入り調査・指導
- 中小事業者訪問指導
- 不法投棄ごみ(主に粗大ごみ)への対応
- 環境美化運動への支援
- 野外焼却、不法焼却の調査・指導
- 事業系紙類回収庫、家庭系紙類回収庫の管理

上記の内、臨時ごみの収集は、市が直営で行なうごみ収集事業として各環境事業所で行われている。これは引越し、大掃除など大量に出た生活ごみで、市

民よりの申し込みにより、有料で収集が行われるものである。

この外、ごみ排出ルールのご指導、ごみ減量化、資源化への指導・徹底などが環境事業所の主な業務となっている。

(2) ごみ処理手数料の徴収事務

臨時ごみの収集は、市の直営として環境事業所所有のごみ収集車により実施され、その都度、申し込み市民より収集手数料を現金にて徴収している。

収集現場において「臨時ごみ収集品目内訳書」により、品目及び重量により収集手数料が算出され、申し込み市民の確認のもとその場で現金を収受し、「納入済通知書」が市民に手渡される。その後、1日分の件数と金額が「出納員日報」にまとめられ、所長の承認の後、現金はつり銭(2万円)と共に金庫に保管され、翌日あるいは休日明けに市の指定金融機関に入金される。

「納入済通知書」にはあらかじめ連番が付されて収集担当者に交付されており、控えを回収保管することにより、現場入金処理の網羅性が確認できる仕組みとなっている。

(3) 業務の外部委託事務

各環境事業所では各種業務が外部委託され、その中に次のような状況にある委託業務がある。

事業所	業務名	年度	委託業者	金額千円	契約方式
青葉	事業所施設清掃業務	16	(株)ビルワーク	1,614	指名競争入札
		17	(株)ビルワーク	1,365	指名競争入札
		18	(株)ビルワーク	1,365	指名競争入札
宮城野	事業所施設清掃業務	16	(株)ビルワーク	467	特命随意契約
		17	(株)ビルワーク	467	特命随意契約
		18	(株)ビルワーク	467	随意(見積合せ)
若林	事業所施設清掃業務	16	(株)ビルテック	1,291	指名競争入札
		17	(株)ビルテック	1,265	指名競争入札
		18	(株)ビルテック	1,201	指名競争入札
泉	し尿処理施設運営管理	16	(株)清流メンテナンス	31,941	特命随意契約
		17	(株)清流メンテナンス	32,571	特命随意契約
		18	(株)清流メンテナンス	31,197	特命随意契約
	し尿処理施設破砕機定期点検整備	16	(株)カンヨー 트레이ディング	1,344	特命随意契約
		17	(株)カンヨー 트레이ディング	997	特命随意契約

し尿処理施設遠心分離 機定期点検整備	18	(株)ナノトレイディング	1,071	特命随意契約
	16	巴工業(株)	1,239	特命随意契約
	17	巴工業(株)	1,237	特命随意契約
	18	巴工業(株)	1,223	特命随意契約

(4) 結果及び意見

清掃業務委託の契約方法について（意見）

青葉、宮城野、若林の各環境事業所の清掃業務は、上記の表で見るとおり指名競争ないし随意契約によりここ3年間はそれぞれ同一業者と契約がなされている。

青葉環境事業所の契約においては、毎年ほぼ同じ業者3社が応札し、上記の業者が落札しており、同社は価格競争力に優れているものと思われる。又同社は宮城野環境事業所の清掃業務についてもここ3年間随意で契約を獲得している。

清掃業務はどの業者によっても提供するサービスの程度は維持される業務と思われるので、青葉、宮城野、若林の3事業所の清掃業務を一括して、上記価格競争力に優れた業者を含めて競争入札に付すことが考えられる。これにより契約ボリュームが大きくなり、業者にとっては作業の効率化が拡大し、委託する市側にとっては経済性が上がることが期待できる。3事業所一括発注を検討されたい。

泉環境事業所のし尿処理施設業務委託の契約方法について（意見）

泉環境事業所の管轄するし尿処理施設の運営管理、破碎機定期点検整備、遠心分離機定期点検整備については、上記のように、それぞれ同一業者に継続して特命随意契約により発注が行われている。

同一業者に継続して発注が行われているのは、施設建設のプラントメーカーのメンテナンス会社であること、当該設備機械の販売代理店や当該設備機械の製造販売メーカーであることなどから、当該施設設備の内容に精通しているためとしている。しかし、上記3社は、5年以上にわたって同一業務を特命随意契約により受注し続けており、特に(株)清流メンテナンスは泉市の時代からの継続であり、契約期間は4半世紀を越えている。この状況下では、業務に対するマンネリ化、あるいはコスト意識の低下が発生する可能性が高くなることは容易に推察でき、早い段階で競争入札による契約方式に切り替える必要があった。特命随意契約による理由として、仙台市の入札参加登録業者に同種の業者がないことも上げているが、それはこれまで同種の業者をリサーチしてこなかった

た結果といえる。

なお、泉環境事業所での浄化槽汚泥の受入れは今年度で停止することとなり、来年度の早い時期に処理施設を廃止することを決定している。よって泉環境事業所での上記のような特命随意契約は終了する予定である。

しかしながら、競争入札への移行が必要な特命随意契約が継続されていた、という事実は把握しておくべきであり、この事例を参考に、同様の内容を持つ特命随意契約がないかどうかの検討を行っていく必要がある。

6. 家庭ごみ収集運搬業務の委託事務

(1) 家庭ごみ収集業務民間委託への経緯

仙台市は平成元年、政令指定都市に移行してから、家庭ごみの収集に関しては、旧仙台市域は直営で、政令市に併合した旧泉市域、旧宮城町・秋保域は民間委託で行われ、旧来の収集方式が並存している状況にあった。このためごみ収集作業員の労働条件における直営と民間委託との格差の存在、直営地域と委託地域の収集コストに大きな違いがあることが指摘された。これに対してごみ収集の効率的な事業運営を目指すため、全市域における家庭ごみの収集業務を平成11年度から平成17年度までに段階的に民間に委託することとし、予定通り平成17年度に全市に於ける民間による委託収集が成し遂げられている。

(2) 委託先と委託金額の推移

家庭ごみ収集運搬業務は、仙台市を10の地域に区分してそれぞれ下記5社の委託先と委託契約を結んでいる。地域ごとの委託先と委託金額の推移は下表のとおりである。

平成11年度から、直営から委託への移行により新たに登場した委託業者は、現年度(19年度)まで同一地域の収集運搬業務を継続して受託し続けている状況が示されている。又合併前から委託方式を取っていた旧泉市域、旧宮城町・秋保域の委託先についても、現在まで同一地域で同一業者が継続して業務を受託し続けている状況が示されている。

記載受託業者の正式名称は次のとおり。

青葉環境	...	(株)青葉環境保全
宮城衛生	...	(株)宮城衛生環境公社
公害処理	...	(株)公害処理センター
泉清掃	...	泉清掃協業組合
仙台清掃	...	協業組合仙台清掃公社

ごみ収集運搬委託業者と委託金額の推移

(千円)

地区		H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
青葉区 A地区	委託先	直営	直営	直営	直営	青葉環境	青葉環境	青葉環境	青葉環境	青葉環境
	委託金額					94,048	90,825	91,245	90,090	91,980
青葉区 B地区	委託先	直営	直営	直営	直営	直営	宮城衛生	宮城衛生	宮城衛生	宮城衛生
	委託金額						88,830	87,258	80,300	79,350
青葉区 C地区	委託先	直営	直営	直営	直営	直営	直営	宮城衛生	宮城衛生	宮城衛生
	委託金額							68,040	62,860	62,960
宮城野区 A地区	委託先	直営	直営	公害処理	公害処理	公害処理	公害処理	公害処理	公害処理	公害処理
	委託金額			57,750	75,316	74,094	75,338	79,553	79,249	80,902
宮城野区 B地区	委託先	直営	直営	直営	泉清掃	泉清掃	泉清掃	泉清掃	泉清掃	泉清掃
	委託金額				83,685	82,500	84,500	89,900	90,301	90,000
若林区	委託先	直営	仙台清掃	仙台清掃	仙台清掃	仙台清掃	仙台清掃	仙台清掃	仙台清掃	仙台清掃
	委託金額		118,230	118,900	143,010	143,008	143,860	145,173	145,066	147,525
太白区 A地区	委託先	宮城衛生	宮城衛生	宮城衛生	宮城衛生	宮城衛生	宮城衛生	宮城衛生	宮城衛生	宮城衛生
	委託金額	136,500	136,500	137,865	143,412	147,000	147,425	153,428	152,150	153,450
太白区 B地区	委託先	公害処理	公害処理	公害処理	公害処理	公害処理	公害処理	公害処理	公害処理	公害処理
	委託金額	122,850	122,850	124,078	149,000	141,114	149,052	151,000	157,132	156,135
泉区	委託先	泉清掃	泉清掃	泉清掃	泉清掃	泉清掃	泉清掃	泉清掃	泉清掃	泉清掃
	委託金額	298,188	281,088	285,480	310,900	303,190	296,158	277,800	277,304	284,016
宮城・秋 保地区	委託先	宮城衛生	宮城衛生	宮城衛生	宮城衛生	宮城衛生	宮城衛生	宮城衛生	宮城衛生	宮城衛生
	委託金額	129,428	129,428	131,517	136,501	136,324	137,340	137,730	145,892	151,596
委託額合計		686,966	788,096	855,590	1,041,824	1,121,278	1,213,328	1,281,127	1,280,344	1,297,914

(3) 委託業者選定手続

業務委託基準

廃棄物処理法 第6条の2第2項では次のように定める。

「市町村が行なうべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。」

これを受けて廃棄物処理法施行令第4条では、一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準として第1項で「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。」と定める外、欠格条項等の定めを置いている。

選定手続

仙台市は、上記法令で定める委託の基準に基づき、契約締結予定業者について業務委託審査基準に基づき毎年度審査を実施し委託業者を決定する。

審査に当たっては「業務委託基準審査申請書」の提出を求め、添付書類と共に審査に付される。添付書類には、「定款」、「役員、従業員名簿」、「財務諸表」、「車両台帳」、「車両の写真」などが含まれ「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有する」かどうか審査される。

家庭ごみの収集運搬業務については、特命随意契約により、上記の表で見たように、毎年度、同一地域、同一業者に業務が委託され現在に至っている。特命随意契約によること、毎年度、同一地域で同一業者に委託することについては、次のような理由によるとしている。

- ▶ 廃棄物処理法により市の固有の事務である一般廃棄物の収集、運搬、処分を市以外の者に委託する契約は、公法上の契約とされており、地方自治法第 234 条(契約の締結)は適用されず、契約の締結は市の裁量に委ねられている。
- ▶ 同法は一般廃棄物の収集、運搬、処分を市以外の者に委託する基準についても資格要件等を詳しく規定しているが、これは同法が業務遂行の正確さを経済性よりも重視しているためである。
- ▶ 本業務について収集地域の状況を熟考し交通状況に応じた最適な運搬ルートを選定できる等、豊富な経験を有する過去の受託業者に特命することを相当とする。

現状は上記のとおり特命随意契約により業務委託が行われているが、平成 11 年度からの直営から委託に移行するに当たっては、当該委託初年度のみ、地域ごとに制限付一般競争入札により委託業者を選定し、以後、同一業者と随意契約を継続しているという経緯がある。

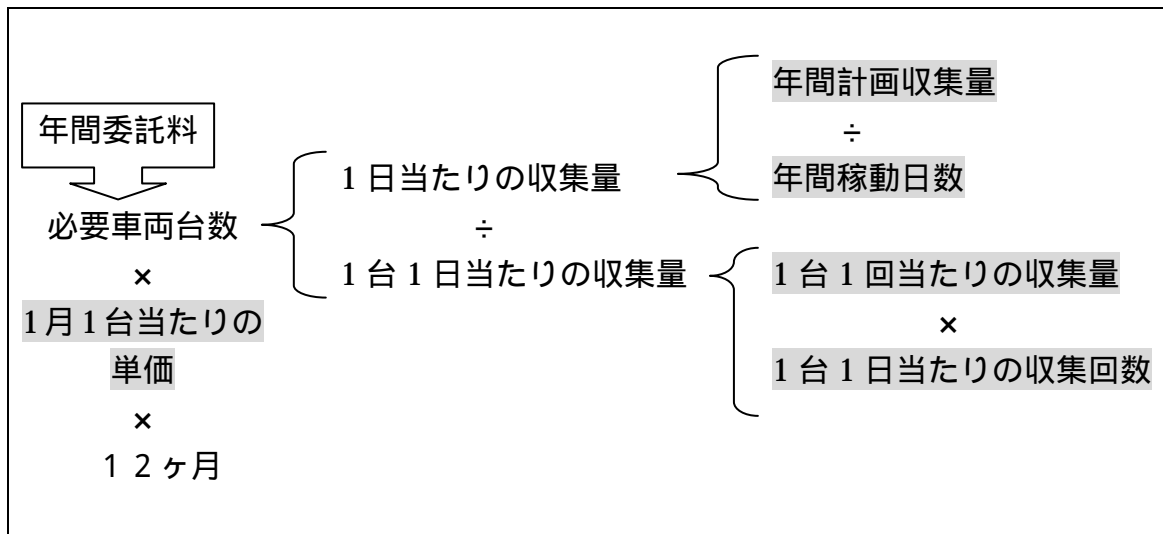
契約手続

地域ごとの特命業者は、市側から提示された年間計画収集量等のデータに基づき、当該地区の年間の収集運搬に係る委託料を見積り、市側で積算した委託料の範囲内で契約金額を決定する。契約金額は、地域ごとに市側で積算した委託料と端数部分を除きほとんど同額で決定されることから、委託料決定の主導権は市側にあることは明らかである。

(4) 委託料の算出方法

家庭ごみ等の委託料は、収集地区ごとに収集車両の必要台数を求め、それに 1 月 1 台当たりの運用コストを乗じる方法で算出される。具体的算出方法は次の

とおりとなっている。



上記の網掛け部分が、委託料を変化させる変動要素となっており、それぞれ次のような取り扱いがなされている。

年間計画収集量	過去の収集実績から導き出された収集見込み
年間稼働日数	こよみに基づく年間収集予定日数
1台1回当たりの収集量	家庭ごみは市直営収集時の収集量を委託においても以後継続して適用
1台1日当たりの収集回数	家庭ごみ市直営収集時の地区毎の回転数(収集回数)を委託においても以後継続して適用
1月1台当たりの単価	運用コストである人件費、物件費、間接費について市で積算価額を持つが、入札による民間委託当初の地区毎の入札提示額を原則継続して委託料算出に使用している。

(5) 結果及び意見

委託業者の選定手続きについて(意見)

▶ 委託契約の意味について

一般廃棄物の収集、運搬、処分業務は、廃棄物処理法により市の固有の事務と考えられ、この業務を市以外の者に委託する契約は、公法上の契約とされる。これに対して地方自治法第234条(契約の締結)では私法上の契約について定められており、公法上の契約にはこの条項の取扱は適用されないとする。

しかしながら、公法上の契約・私法上の契約に関わらず、地方公共団体が直接実施するよりも、他の者に委託して実施させることの方が効率的であるもの、例えば、特殊な技術、設備等を必要とする、あるいは高度の専門的知識を必要とする事務事業、調査、研究といったものがある。

仙台市が家庭ごみの収集、運搬、処分業務について、直営を解消し全面的に外部委託としたことも、ごみ収集業務の効率化によるコスト低減にあり、それは上記の外部委託の趣旨に則ったものであった。

よって、ごみ収集業務の外部委託が公法上の契約であっても、業務の効率化によるコスト低減目的は常に存在し、この目的を実現するため、競争入札等の導入を常に考慮することが、行政サイドの裁量として求められていると考えるべきである。

▶ 長期委託契約からの脱皮

家庭ごみの収集運搬業務は、現在 10 地域に区分して特命随意契約により外部委託が行われている。それぞれの地域での同一業者への平成 19 年度までの特命による委託継続期間は次のようになっている。

地区	委託開始年度	委託継続期間
青葉区 A 地区	H15 年度	5 年
青葉区 B 地区	H16 年度	4 年
青葉区 C 地区	H17 年度	3 年
宮城野区 A 地区	H13 年度	7 年
宮城野区 B 地区	H14 年度	6 年
若林区	H12 年度	8 年
太白区 A 地区	H11 年度	9 年
太白区 B 地区	H11 年度	9 年
泉区	H 元年合併時以前	19 年以上
宮城・秋保地区	H 元年合併時以前	19 年以上

仙台市と合併前から外部委託であった、泉区、宮城・秋保地区以外は、記載の委託開始年度に制限付一般競争入札を行い、それにより決定した業者に、その後、継続して特命による業務委託を行い現在に至っている。今のところ現在の特命委託方式を変更する具体的方針があるとは聞いていないことから、今しばらくは同一業者への委託が続いていくものと想定される。

しかしながら、このままの方式が続いていくと、泉区、宮城・秋保地区では合併後だけでも同一業者への委託が 4 半世紀に近づき、他地域においても継続委託が 10 年を超える地区が生じてくることは容易に想像がつく。

廃棄物処理法では、ごみ収集運搬を委託する場合、基準を定め「委託料が受託

業務を遂行するに足りる額であること」と定め、適正な業務の遂行を重視している。一方、行政としては最小の経費で最大の効果を得ることを求められていることも考慮し、直営から委託に切り替えるに当たっては、制限付一般競争入札により、廃棄物処理法を考慮の上業者選定を行ってきた。この趣旨を踏襲していく上では、一定の時期に、外部業者に対して、収集業務の効率性、経済性を踏まえた上で、入札方式の下で委託料の提示を求めていくことは必要なことと認められる。上記のような当初の委託契約継続期間を見ると、その時期については、機が熟しているといわざるを得ない。よって地区ごとの委託業者選定においては、廃棄物処理法を考慮の上、当初取られた制限付一般競争入札によることを検討すべき時期であると判断される。この場合、契約期間を複数年として、業者側の車両設備や人手の手当に答えていく必要もあるものと考えられる。

仙台市では毎年、ごみ、し尿等の一般廃棄物収集運搬を委託する予定の業者について、廃棄物処理法に基づく業務委託審査基準により、適格性の審査を実施している。平成 19 年度においては、上記の家庭ごみ収集業者 5 社を含めて 12 社について審査し、適格性の確認を行なっている。よって再度の入札に当たっては、これらの業者が中心に入札に参加するものと思われ、応札環境は整っているものと考えられる。

委託料の算出方法について（指摘事項）

➤ 委託料積算要素の検討

すでに触れたように、仙台市では、市域を 10 の地区に区分し、5 つの業者と家庭ごみ収集運搬業務について特命随意にて委託契約を行っている。外部委託開始初年度は地区ごとに制限付一般競争入札により業者選定が行われたが、その後同一業者と継続して特命随意契約によっている状況は「ごみ収集運搬委託業者と委託金額の推移」の表で示したとおりである。

特命随意による契約手続において、委託業者より見積書を徴求して委託金額の決定が行われるが、次の考え方と算式によって、市側において地区ごとに積算した金額に沿った契約額になることが実態となっている。

収集委託料の積算方法は、すでに示しているが、改めて算式内容を検討すれば次のとおりである。

まず、委託料算出の基本は、地区ごとに必要とされる収集車両の台数を求め、それに 1 月 1 台当たりの車両コストを乗じて積算することとしている。算式を示せば次のとおりである。

$$\text{年 間 委 託 料} = (\text{A})\text{必要車両台数} \times \text{1 月 1 台あたり単価} \times 12 \text{ ヶ月}$$

また、(A)必要車両台数は、収集車両 1 台 1 日当たりの収集量を求め、当該地区の 1 日当たりのごみ量を収集するには何台必要かで算出される。算式を示せば次のとおりである。

$$(\text{A})\text{必要車両台数} = (\text{B})\text{1 日あたり収集量} \div (\text{C})\text{1 台 1 日あたり収集量}$$

(B)1 日あたり収集量は、まず地区ごとの年間計画収集量を定め、収集曜日等に基づき計算される年間収集稼働日数で割ることにより求められる。算式を示せば次のとおりである。

$$(\text{B})\text{1 日あたり収集量} = (\text{D})\text{年間計画収集量} \div (\text{E})\text{年間稼働日数}$$

さらに、(C)1 台 1 日あたり収集量は、収集車両 1 台が 1 回あたり積載する量と、収集車両 1 台の 1 日当たりの収集回数を掛け合わせて求められる。算式を示せば次のとおりである。

$$\begin{array}{l} (\text{C})\text{1 台 1 日あたり} \\ \text{収 集 量} \end{array} = (\text{F})\text{1 台 1 回当たりの収集量} \times (\text{G})\text{1 台 1 日あたり収集回数}$$

上記より、(A)必要車両台数算出の要素の一つである(B)1 日あたり収集量は、その構成要素から、相当程度確実に把握できる要素と判断される。

これに対して、もう一方の要素である(C)1 台 1 日あたり収集量は、その構成要素(F)及び(G)がコントロール可能な性格を持つため、変動する可能性が高い。よって、(A)必要車両台数、ひいては委託料の算出に、(F)1 台 1 回当たりの収集量、及び(G)1 台 1 日あたり収集回数という 2 つの要素が影響を与える可能性が高く、これら 2 要素のレベルは注視していかなければならないものと考えられる。

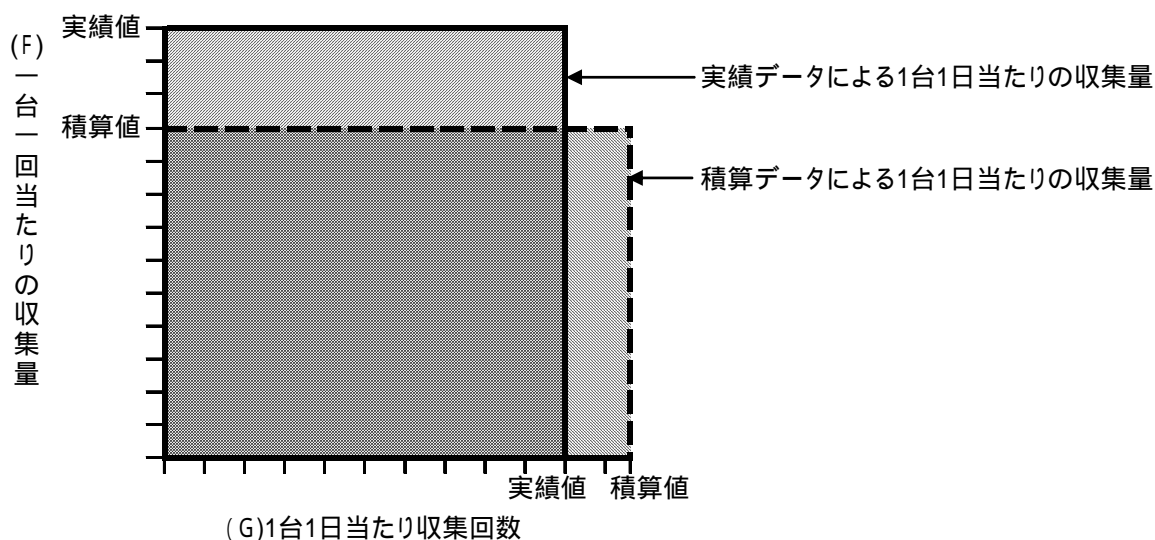
なお、上記算式から、委託料積算のもう一つの要素である収集車両の「1 月 1 台あたり単価」は、外部委託開始時に行われた制限付一般競争入札において、業者側が提示した金額をベースにしているため、その後市側で若干の見直しは行っているものの、所与のものとして取り扱われている。

➤ 委託料積算要素実績値の把握

(A)必要車両台数、ひいては委託料の算出に影響を与える可能性が高い、(F)1 台 1 回当たりの収集量、及び(G)1 台 1 日あたり収集回数として現在使われているデータは、外部委託開始当初から現在まで、市が直営で収集運搬を行っている

た当時のデータが採用され現在に至っている。すなわち(F)及び(G)については、同一データが毎年度継続して委託料積算に使われている状況が続いていることとなる。

委託業者は委託契約に基づき毎月市に業務報告書を提出する。この業務報告書より上記(F)及び(G)の実績データが算出されるので、直近年度について積算データと実績データの比較を試みてみると、ごみ収集運搬委託契約全般について、総じて下図のような傾向を示していることが把握できる。



この図より、次のような傾向を読み取ることができる。

(F)1台1回当たりの収集量の実績が、積算で予定したデータより増加している。これは積算で採用した直営当時の収集運搬車両より、現在の委託業者の使用する収集車両の大型化によるものと見られる。委託業者が毎年度市に提出する業務委託基準審査申請書記載の車両は、3トン特殊(巻込)車が中心となっており、さらに4トン車の保有も増え大型化が進んでいる。直営当時の2トン車を中心とした収集運搬の現場は、車両大型化により収集の効率化が図られていることを示すものといえる。

(G)1台1日当たり収集回数は積算値より実績値が下回ってきている。これは上記のとおり車両大型化により、ごみ集積所と焼却工場との間のピストン回数が少なくなったため、収集効率化の効果の現れと言える。

また、(C)1台1日当たり収集量は、実績データのほうが積算データより増加している。これは上記の図より、車両大型化による効果の現れであることは如実に読み取ることができる。

以上より、収集運搬作業の現状は、車両大型化を中心として効率化が図られ

てきており、その結果必要車両台数は、積算値を下回る実績を示すに至っている。

このことは委託料算出の計算式よりすれば、委託料見直しを促すものと考えなければならない。

➤ 委託料積算額の見直し

以上のことから、委託料積算においては、次の点について見直しを図ることを検討する必要がある。

(F)1台1回当たりの収集量は、収集車両の大型化の進展により増加している事は上記のとおり明確となっている。よって、委託料積算に当たっては(F)1台1回当たりの収集量を各地区の実態に合わせた数値に引き上げる必要がある。

(G)1台1日当たり収集回数は、収集業務の効率化の向上により、当初の積算見込み回数より減少傾向を示し、ピストン回数を緩和している。これを当初の積算見込み回数並みに引き上げる事ができれば、さらなる収集業務の効率化効果が現れ、委託金額圧縮につながる。この点についても検討が必要である。

以上の検討は、必ずしも毎年度委託契約更改ごとに取り入れる必要はないが、現状の実績データと積算データとの乖離については、すでに示した入札方式をすみやかに実行に移し、その機を捉えるなどして、早急な対応が必要と認められる。

家庭ごみ等の収集委託料については、算出方法を定め、一旦、算出に係る変動要素の取扱を決めてからは、実態への見直しは行わず、現在まで継続適用するに至っている。しかしながら委託業者の収集業務の実績データと積算データを比較すると、上で見たように実績と積算との間に乖離の生じていることが把握された。委託業者からは月次で業務報告を受けていることから、このデータに基づき、委託料積算に係る変動要素の変化の状況を適時に分析し把握しておくことにも留意が必要である。

7. リサイクル業務の委託事務について

(1) リサイクル対象廃棄物の処理の概要

仙台市では、ごみのリサイクルをごみの資源化事業と位置付け、家庭から排出されるリサイクル対象物を大きく二つに分け、次により事業を推進している。

缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類資源化事業

項目	事業内容
収集運搬	ごみ集積所に配布した専用回収容器により週1回収され、松森、葛岡の資源化センターに搬入される。 収集運搬は、泉区は泉清掃協業組合、泉区以外の地区は(株)仙台市環境整備公社により行われている。
選別業務	仙台市の施設である松森資源化センター、葛岡資源化センターで行われる。選別作業は(株)仙台市環境整備公社が受託している。
資源化対応	アルミ缶、スチール缶、生びんは外部に売却処理される。売払い業務は(株)仙台市環境整備公社が受託している。 ペットボトルは再商品化業者に引き渡されるほか、一部市独自に外部売却も行われている。廃乾電池、廃蛍光管は専門業者に引き渡される。

事業者が排出する缶・びん・ペットボトル等は、許可業者が収集にあたり、業者ルートで処理されるほか、一部松森、葛岡の資源化センターに持ち込まれる。

プラスチック製容器包装資源化事業

項目	事業内容
収集運搬	専用の指定袋でごみ集積所に排出され、週1回収してJFE環境(株)の仙台プラスチックリサイクル工場に搬入される。 収集運搬は、家庭ごみ収集業者が担当地区のプラスチック製容器包装の収集運搬を同時に受託している。
選別業務	JFE環境(株)が受託し、同社の仙台プラスチックリサイクル工場にて選別作業が行われる。 JFE環境(株)は廃蛍光管の処理も受託している。
資源化対応	再商品化事業者へ引渡し資源化される。 再商品化事業費は容器包装リサイクル法で、原則特定事業者負担となるが、負担義務のない小規模事業者分は市町村が負担する事となっており、仙台市でも毎年度経費負担の支出が生じている。

事業者が排出するプラスチック製容器包装ごみについては、許可業者が収集し、産業廃棄物として処理することとなっている。

また、リサイクルを進める前提として市民の意識の高まりや正しい知識取得が不可欠となるため、仙台市では「100万人のごみ減量大作戦キャンペーン」の開催や広報啓発物の作成等によりリサイクルの普及啓発にも努めている。仙台市はリサイクル普及啓発事業として平成11年から継続してキャンペーンを実施してきている。キャンペーンキャラクターとして、平成14年からワケルくんとパートナーのセツコさんを中心とした「ワケルくんファミリー」が利用されている。

資源化処理量の推移

缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装等の資源化対象物の年度別処理量の推移は次のとおりとなっている。

資源化施設処理量の推移

(仙台市環境局事業概要より)(単位:トン)

項目		H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
処理量合計		41,355	41,166	39,547	39,196	39,297
(対14年度指数)		(100)	(100)	(96)	(95)	(95)
搬入内訳	生活ごみ	34,818	35,441	34,173	33,968	33,980
	許可業者	6,419	5,499	5,329	5,194	5,279
	自己搬入	118	226	45	34	38
資源化処理施設内訳	松森資源化センター	10,832	10,602	9,317	9,453	9,201
	(対14年度指数)	(100)	(98)	(86)	(87)	(85)
	葛岡資源化センター	13,463	12,622	12,481	12,539	12,622
	(対14年度指数)	(100)	(94)	(93)	(93)	(94)
	JFE環境(株)施設	12,767	13,595	13,652	13,356	13,469
	(対14年度指数)	(100)	(106)	(107)	(105)	(105)
処分内訳	焼却	3,536	3,156	3,550	3,596	3,721
	埋立	3,291	3,006	2,921	2,748	2,481
資源化		34,528	35,004	33,076	32,852	33,095

松森、葛岡資源化センターで扱う缶・びん・ペットボトル等の処理量は減少傾向にあるが、JFE環境(株)で扱うプラスチック製容器包装の処理量は、ほぼ一定の処理量を示している。

(2) 缶・びん・ペットボトル等に係る処理の委託

標記に係る処理の委託は次のように推移している。

委託業務名	年度	契約方法	契約相手方	金額(千円)
缶・びん・ペット ボトル等収集運搬 業務(泉区)	16	特命随意契約	泉清掃協業組合	130,800
	17	特命随意契約	泉清掃協業組合	134,080
	18	特命随意契約	泉清掃協業組合	133,450
	19	特命随意契約	泉清掃協業組合	133,453
缶・びん・ペット ボトル等収集運搬 業務(泉区以外)	16	特命随意契約	(株)仙台市環境整備公社	630,000
	17	特命随意契約	(株)仙台市環境整備公社	661,500
	18	特命随意契約	(株)仙台市環境整備公社	640,500
	19	特命随意契約	(株)仙台市環境整備公社	638,925
缶・びん・ペット ボトル等収集容器 洗浄業務	16	特命随意契約	仙台市手をつなぐ育成会	23,079
	17	特命随意契約	仙台市手をつなぐ育成会	23,079
	18	特命随意契約	仙台市手をつなぐ育成会	23,079
	19	特命随意契約	仙台市手をつなぐ育成会	23,079
缶・びん・ペット ボトル等選別業務	16	特命随意契約	(株)仙台市環境整備公社	504,525
	17	特命随意契約	(株)仙台市環境整備公社	518,805
	18	特命随意契約	(株)仙台市環境整備公社	491,507
	19	特命随意契約	(株)仙台市環境整備公社	495,600
使用済み乾電池処 分業務	16	特命随意契約	野村興産(株)等	23,657
	17	特命随意契約	野村興産(株)等	24,967
	18	競争入札	野村興産(株)	20,787
	19	競争入札	野村興産(株)(予算額)	21,943
蛍光管処分業務	16	競争入札	J F E 環境(株)	15,752
	17	競争入札	J F E 環境(株)	14,685
	18	競争入札	J F E 環境(株)	14,509
	19	競争入札	J F E 環境(株)(予算額)	14,372
缶・びん売払い業 務	16	特命随意契約	(株)仙台市環境整備公社	9,975
	17	特命随意契約	(株)仙台市環境整備公社	8,400
	18	特命随意契約	(株)仙台市環境整備公社	8,316
	19	特命随意契約	(株)仙台市環境整備公社	8,400

(3) プラスチック製容器包装に係る処理の委託

標記に係る処理の委託は次のように推移している。

プラスチック製容器包装収集運搬業務（全市合計）	16	特命随意契約	委託5業者合計	318,777
	17	特命随意契約	委託5業者合計	334,810
	18	特命随意契約	委託5業者合計	327,918
	19	特命随意契約	委託5業者合計	332,613
プラスチック製容器包装選別業務	16	特命随意契約	J F E 環境（株）	368,358
	17	特命随意契約	J F E 環境（株）	372,287
	18	特命随意契約	J F E 環境（株）	376,364
	19	特命随意契約	J F E 環境（株）（予算額）	377,010
プラスチック製容器包装再商品化業務	16	競争入札	札幌プラスチックリサイクル（株）	63,064
	17	競争入札	札幌プラスチックリサイクル（株）	46,917
	18	競争入札	(株)築館クリーンセンター	29,540
	19	競争入札	札幌プラスチックリサイクル（株）（予算額）	27,497

（４）業務委託料の算出方式について

契約金額見直しは前述の契約金額の推移にあるように、概ね毎年実施されている。なお、特命随意契約の場合、仙台市として詳細な積算を事前に準備することで委託金額の適正水準を検討することが原則となる。

委託契約を仙台市として初めて行う場合、原則どおりの詳細な積算に基づく検討、及び競争入札が実施されているが、その後、前年の委託先に同内容で特命随意契約により委託する場合、前年委託実績金額を基礎として積算値を算出している。

（５）結果及び意見

指摘事項

業務委託は仙台市契約規則に基づき、1,000千円以上の契約は競争入札とすることが原則であるが、リサイクル事業の特殊性と業務委託先がある程度限定される業務もあり、地方自治法第234条第2項の規定により随意契約とする場合が多い。結果として、リサイクル推進課所管の契約52契約中、概ね7割の35

件が特命随意契約となっている。なお、年額 5 百万円を超え、金額的に重要と判断される契約は平成 18 年度で 11 件あり、内 7 件が特命随意契約であり、プラスチック製容器包装再商品化業務契約を除き、最近 4 年間で委託先の変更が生じていない。このような状況の下では、委託料水準が適正であるか毎年慎重に検討することが必要となる。

例えば、JFE 環境(株)に特命随意契約で委託されているプラスチック製容器包装選別業務について、単価の見直しは毎年実施されているものの、同社に対して選別業務を委託した当初に詳細な積算を実施した後は、単純に前年の契約単価を積算値とする状況が続いている。当該委託業務は、既に平成 12 年の事業開始から 6 年経過しており、かつ委託金額自体も 3 億円以上と重要な契約である。

よって、当初委託先を決定した時と同水準の詳細な積算を少なくとも 2～3 年に一度は実施し、業務委託料の適正水準の確認と確保を図っていく必要がある。

意見

仙台市のリサイクル普及啓発の柱の一つである市民へのキャンペーンでは、平成 14 年度からキャラクターの「ワケルくんファミリー」が利用されている。このキャンペーンの一環である広告制作・掲出業務は、(株)電通東日本仙台支社に特命随意契約で継続して委託されてきている。

ここで利用されるキャンペーンキャラクター「ワケルくん」は、市の企画コンペティションで(株)電通東日本のデザインを最優秀提案に決定したものである。その後平成 15 年度及び平成 16 年度でも再度コンペティションを行うが、結果として(株)電通東日本の提案に決定しているが、キャラクター著作権等については、仙台市との間での確認文書等の整理はなされておらず、その取り扱いについては、著作権法のもと一般的な事例にそって共有する形で運用されている。平成 17 年度からは、継続して(株)電通東日本にこのキャラクターを利用した業務を委託している状況が続いている。

確認文書等の整理がなされていない状況を踏まえれば、「ワケルくんファミリー」の著作権等の取扱いが一部不明確であり、結果として発注先選択の障害になっている。既に当該問題発生から数年を経過してしまっているが、仙台市として、より早く著作権等の法的問題には対応すべきであったことになる。

仙台市は(株)電通東日本との事務手続き調整を開始しているが、現在、締結には至っていない。現在のキャラクター著作権の帰属を文書により明確に整理すると共に、今後、同様な著作権等の法的な問題が生じた場合、契約締結前での適切な対応が望まれる。

8. ごみ処理手数料等の収受と滞納管理

(1) 粗大ごみ処理手数料

粗大ごみ処理手数料の納付は、粗大ごみ排出者が粗大ごみ処理手数料納付券（以下「納付券」という）を購入することによってなされる。納付券は、400円券と3,000円券の2種類があり、市内の粗大ごみ処理手数料納付券取扱店（平成19年4月1日現在17受託者の475店舗）（以下「取扱店」という）で販売されている。仙台市は、納付券の作成、保管、管理を凸版印刷株式会社に委託しており、取扱店からの請求に基づき凸版印刷から取扱店に直接配送される。各取扱店への配送状況は、凸版印刷株式会社より仙台市（廃棄物管理課管理係）へ「手数料納付券納付先一覧」にて月次で報告される。取扱店は、毎月の販売実績を翌月の15日までに「仙台市粗大ごみ処理手数料徴収実績等報告書兼委託料領収書」にて仙台市（廃棄物管理課料金係）に報告するとともに、20日までに販売代金から委託手数料（個人商店10%、その他11%）を差し引き振込納付する。納付券の破損・汚損が生じ販売不可能となった場合は、取扱店は「仙台市粗大ごみ処理手数料納付券 破損・汚損等報告書」を作成するとともに、現物を添付して、仙台市（廃棄物管理課管理係）へ送付する。回収された、破損・汚損した納付券は、一部見本として使用するものを除き、不定期に焼却処理している。取扱店での納付券の紛失については、平成15年に400円券11枚の紛失事例の報告があったとのことである。なお、紛失についての報告様式はないとのことであった。

廃棄物管理課料金係は、繰替払整理簿を用い、「仙台市粗大ごみ処理手数料徴収実績等報告書兼委託料領収書」の提出の有無、手数料の収納月日の管理を行っており、期日までに払い込みがない場合は、電話等により適時に督促を行っている。調査日現在滞納はないとのことである。

(2) 犬猫等死体処理手数料

仙台市は、犬・猫等の動物の死体を、定日収集生活ごみとは別に収集し処分している。動物の死体は、市民からの申し込みにより個別に収集したもの及び市民が直接施設に搬入したものは有料で、飼い主が不明なもの等については無料で、ペット斎場において焼却している。手数料徴収は犬猫等死体収集運搬焼却業務の委託先である(株)仙台市環境整備公社に委託されており、処理手数料は同公社が市民より現金にて受領し、翌営業日に仙台市に振込まれる。また、手数料収受の状況は、「犬・猫等死体処理手数料収入日計表」により廃棄物管理課

に報告される。処理手数料は、原則として動物の死体受渡し時に現金で回収されるため滞納は発生しないとのことである。

(3) し尿処理手数料

仙台市におけるし尿の処理方法は、水洗処理とくみ取り処理に大別される。くみ取りし尿は、委託業者が収集し貯留槽に搬入した後、南蒲生環境センターに輸送して処理されている。手数料は、原則として口座振替、納付書による金融機関窓口での支払い、納付書による廃棄物管理課窓口での支払いのいずれかの方法により回収される。3回の未納でし尿の収集をストップするとの対応を行っているため、転居先不明等の一部のものを除き滞納はない。

(4) 結果及び意見

納付券の管理について（指摘事項）

粗大ごみ処理手数料の収納は、納付券の購入によって行われる。納付券の管理に不備がある場合、粗大ごみ処理手数料の回収を伴わない納付券の交付が発生する余地があり、納付券の管理が重要となる。

手数料の回収を伴わない納付券の交付を防止するためには、取扱店の納付券の管理状況を管理する必要がある。

廃棄物管理課は、粗大ごみ手数料の収納事務として、「仙台市粗大ごみ処理手数料徴収実績等報告書兼委託料領収書」により、手数料金額の集計・管理を行っているものの、取扱店の納付券の在庫管理についての管理は実施していない。

仙台市粗大ごみ処理手数料徴収実績等報告書兼委託料領収書を閲覧したところ、平成19年4月から9月の各月の販売枚数につき一部の取扱店から下表のように報告がなされていた。

(単位：枚)

取扱店	券種	4月	5月	6月	7月	8月	9月
A社((株)デイリーヤマザキ)	400円券	490	310	410	510	310	
	3000円券	6	10	2	2	2	
B社((株)ファミリーマート)	400円券	3,710	3,350	3,530	3,100	3,450	3,100
	3000円券	35	30	10	45	25	30
C社((株)サークルケーサンクス)	400円券	2,510	2,240	2,160	2,070	2,270	2,300
	3000円券	35	15	40	35	20	20

A社(株)デイリーヤマザキ)の3000円券を除き、いずれの販売枚数も、400円券の1綴り10枚、3000円券の1綴り5枚の整数倍となっている。毎月の販売枚数が綴り枚数の整数倍となるとは通常考えられず、上記3社の管理は綴り単位となっていると推測され、適正な在庫管理がなされているか、すなわち、納付券の受入、店頭での販売、破損・汚損枚数による受払が、手許残枚数に整合しているかどうか疑念がある。この状況は、取扱店の納付券の管理状況を管理することの重要性を示しており、他の取扱店についても納付券の受払処理が適正に行われているかどうか確認する必要があると認められる。

具体的には、

定期的に対取扱店から納付券管理簿の写しを徴収し、受払の適正処理について査閲する

定期、あるいは随時に対取扱店に出向き、現物と納付券管理簿残高を照合する等の管理手続を実施すべきである。

また、破損・汚損等の理由で廃棄物管理課管理係へ返送された粗大ごみ処理手数料納付券については、不正使用等を防止するため裁断等の方法により、回収後速やかに使用不能な状態にする必要があると思われる。

9. 補助金等の交付事務

(1) 主要な補助金及び奨励金の概要

補助金等はごみの減量化及びリサイクル推進等を目的として設定されている。平成 18 年度の主要な補助金等は、家庭用電気式生ごみ処理機購入費補助金 12 百万円、及び集団資源回収奨励金 116 百万円であり、近年支出規模は微増の傾向で推移してきている。

これらの概要をまとめると以下のようになる。

【平成 18 年度の主要補助金等の概要】

目的	名称	交付先	交付額 (千円)	根拠条例等	内容
ごみの減量化	生ごみ堆肥化容器購入費補助金	交付申請し、対象機器購入した市民	1,102	仙台市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱	家庭厨芥ごみ減量を図るため購入費の一部を補助。2 千円/台。
ごみの減量化	家庭用電気式生ごみ処理機購入費補助金	交付申請し、対象機器購入した市民	12,473	仙台市家庭用電気式生ごみ処理機購入費補助金交付要綱	家庭厨芥ごみ減量を図るため購入費の一部を補助。上限 25 千円/件。
リサイクル推進	集団資源回収奨励金	集団資源回収をする非営利団体	116,130	仙台市集団資源回収実施要綱	集団資源回収を奨励するため奨励金を交付

【主要補助金等の推移】

名称		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
生ごみ堆肥化容器購入費補助金	上限台数	1,000	1,000	1,000	900	900
	交付件数	447	355	456	551	* 256
	交付額 (千円)	894	710	912	1,102	* 512
電気式生ごみ処理機購入費補助金	上限台数	1,300	1,200	1,100	1,000	900
	交付件数	312	574	971	524	* 299
	交付額 (千円)	7,354	13,832	23,442	12,473	* 7,108
集団資源回収奨励金	交付団体数	1,240	1,261	1,281	1,288	約 1,300
	決算額 (千円)	113,829	115,942	115,566	116,130	* 122,134

(*) 平成 19 年については、調査実施時(平成 19 年 11 月)までに把握された

データ及び一部予想値を含んでいるため、最終値は変更となる。

(2) 主要な奨励金等の内容と交付事務について

生ごみ堆肥化容器購入費及び家庭用電気式生ごみ処理機購入費補助金

生ごみ堆肥化容器購入補助金の支給額は、1世帯当たり2基までで容器1基につき2千円となっている。また、補助対象となる容器等の販売業者は、事前登録制度となっている。

支給手続きは具体的には以下の通りである。

市役所等で配賦している生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付申請書（以下交付申請書）に市民が必要事項を記入して市に提出する。市は、交付申請書の提出を受けた後、受付簿兼決定簿に記入し受付番号を付す。受付簿兼決定簿上で交付決定の決裁が実施され、市民に補助金交付決定通知書を送付する。

市民は登録業者から生ごみ堆肥化容器を購入し、その際に市から送付された補助金交付決定通知書を業者に提出することで、2千円の購入補助（値引き）を受ける。

市は登録業者から補助金交付決定通知書の提出を受けて、記載内容等を確認して補助金を販売業者に振り込む。

次に、家庭用電気式生ごみ処理機については、基本的に生ごみ堆肥化容器と同様な交付手続きである。

ただし、補助金の金額は購入額の半額（上限25千円/台）と異なっており、購入する処理機により補助額が変動する。また、補助金の支給は市民が直接市に対して購入時に販売証明書を販売店に記入してもらい、それとあわせて交付請求書を提出し、市が市民の指定した口座に振り込む手続きとなっている。

集団資源回収奨励金

集団資源回収とは、子ども会等の非営利団体が地域で資源回収を実施し、これを資源回収業者に引き渡して、ごみの減量と資源の有効利用を図る活動を行う。仙台市は、集団資源回収活動を支援することにより、一層のごみ減量とリサイクル推進を図るため、市内の非営利団体（子ども会、町内会、マンション管理組合等）で事前に登録した団体に対して、奨励金を交付している。

結果として、集団資源回収を実施している子ども会等は、回収した資源物の資源回収業者への売却収入の他に、仙台市からの奨励金を受け取ることとなる。仙台市の奨励金の額は、実施月数割（実施月数×1千円）と回収量割額（回収キログラム×3円）の合計額となる。仙台市は、半期に一度、各実施団体が指定した口座へ振込み交付する運用となっている。

平成18年度の実績では、各実施団体への平均交付額は89千円であり、平均回収量は26.9トン、平均実施回数は9.2回となっている。

仙台市からの奨励金交付額が上位となっている実施団体は、対象世帯数や実施回数が多い団体であり、上位50団体では1団体当たり70トンを超える回収実績がある。奨励金を交付している団体が約1,300程度あることを鑑みると、

各実施団体間で資源回収量には大きなばらつきが生じていることとなる。回収量は各実施団体の対象世帯数のみならず、実施回数等の活動状況により大きく左右されているものと考えられる。

交付事務手続きは概ね以下の通りである。

町内会、子供会、マンション管理組合等の集団資源回収実施団体は、年度毎に事前に実施団体の登録をする。また、資源回収業者も事前に登録をする。各団体・業者からの申請に基づき、市は登録した団体・業者については登録通知書を出す。

資源回収は、実施団体が回収した資源を登録業者に引き渡すことで実施されるが、登録業者は、各実施団体から引き渡された資源物の量に基づき、仙台市指定の実績伝票（複写式）を作成し、各実施団体及び仙台市に提出する。

仙台市において、登録業者から提出された実績伝票の正確性をチェックするため、登録業者が搬入した際の資源買取問屋の計量票と照合することとしている。

仙台市では、PC上の専用プログラムに実績伝票を入力することで実績を集計している。なお、専用ソフトウェアへの入力方法等はマニュアルとして取りまとめられており、かつ見直しチェックを行う運用となっている。

以上の結果、集計した実績について確認するため、回収実績及び奨励金交付申請書案を仙台市が作成して、各実施団体宛に事前に送付し、交付申請書の内容確認を実施団体に依頼し、各実施団体が確認して仙台市に交付申請し、仙台市が奨励金を振り込むことになっている。

（３）その他の助成金等

その他の助成金等の概要は以下の通りである。

助成目的	名 称	交付先	H18年度交付額(千円)	内容
リサイクル推進	集団資源回収事業推進研究助成金	有限責任中間法人仙台市集団資源回収業者協議会	1,000	紙類等の効率的な回収のあり方等の調査研究を補助するため。平成19年度からは廃止。
ごみの減量	仙台市養豚同業組合運営費補助金	仙台市養豚同業組合	300	厨芥ごみを養豚の飼料にまわすことでごみ減量を図るため、薬品等の購入費の一部を負担
普及啓発事業	環境配慮型店舗認定委員会負担金	環境配慮型店舗認定委員会	643	「エコにこショップ・オフィス」認定制度のリーフレットやステッカーの作成費用を負担
普及啓発事業	アメニティ・せんだい推進協議会負担金	アメニティ・せんだい推進協議会	1,906	「エコフェスタ」の開催、「わかる本」の作成費用等

	担金			
普及啓発事業	大都市清掃事業者協議会減量化・資源化共同キャンペーン負担金	大都市清掃事業者協議会減量化・資源化共同キャンペーン	1,080	大都市清掃事業協議会実施のキャンペーンの負担金。 各大都市が順番でゴミ減量の共同キャンペーンを主催。仙台市は平成20年担当予定。
リサイクル推進	古紙等定期回収モデル事業奨励金	仙台市集団資源回収業者協議会	1,609	集団資源回収ではカバーできない地域の資源回収方法の研究モデル事業支援。結果として平成20年10月より全市で古紙等定期回収導入につながっている。

その他の補助金等（負担金以外）

環境局長決裁の交付要綱に基づき交付事務が実施される。対象者は交付要綱に記載され、限定されている。交付の目的も要綱に明記されている。

交付先からの補助金又は助成金の交付申請書により支給される。

その他の負担金

申請書に基づき、交付先の規約及び活動状況、予算資料を提出させて負担金の支出が市としての事業目的に合致しているかを検討の上、承認された金額を支給する。

なお、各委員会からは決算報告等を提出させて適切に収入に計上されたか、活動が実施されているかをリサイクル推進課にて確認・検査する。

（４）結果及び意見

（参考意見）

補助金及び奨励金については、適切な交付事務が実施されていると判断した。なお、集団資源回収奨励金の交付にあたり、実績伝票を集計するためにマイクロソフト社のアクセス等を利用したソフトウェアを利用している。現状、当該システムに不具合や計算のエラーが生じていないかを確認するためのメンテナンスや、計算式の正確性を検証するテストは定期的実施することになっていない。年間の実績伝票処理枚数は1万枚以上であり、年1回程度はソフトウェアのメンテナンスやテストを実施して、ソフトウェアの計算ロジックの正確性を検証することが望まれる。

10．原価計算について

(1) 原価計算の概要

原価計算の目的

廃棄物処理事業を遂行するためには、多額の費用を必要とし、今後も都市化の進展に伴い廃棄物量及び処理経費がますます増加することが予想される。

廃棄物処理の原価計算は、第一義的には、廃棄物事業に係る行政効果と経済性を考慮するための資料を提供することをその目的としている。また、ごみ・し尿の処理手数料の算出や、他市町からの受託処分単価を決定するための参考資料を提供する役割も担っている。

原価計算の方法

仙台市における廃棄物処理に係る原価計算は、基本的には、環境局総務課が作成した「原価計算用マニュアル」によっているが、不足の部分は担当者の工夫や判断によるところも多い。集計内容は以下の状況にある。

(ア) 集計部門

廃棄物処理事業は、ごみ及びし尿を収集・運搬し、それを処理・処分するという段階的な処理過程で運営されている。

そのため原価計算においては、廃棄物処理に要した費用を、まず、ごみとし尿の2部門に分け、それを、それぞれの処理過程等に分類して集計する。さらに、ごみの処分については、焼却・埋立・破碎といった各処分の内容ごとに集計する(以下「部門別原価計算」という。)

部門別に集計された原価は、当該部門の性質に応じて、一般廃棄物の種類別に、または工場別等に細分化され、それぞれの原価が把握される(以下「種類別原価計算」という。)

なお、環境局全体、または部門に跨って発生する共通経費については、人員按分等により各種類別に配賦する。

(イ) 原価要素

原価要素は、大きく人件費、物件費(減価償却費を含む)、起債利子の3項目からなり、年度中に発生した費用を決算額等により集計しており、主な内容は以下のとおりである。

原価要素	内容
人件費	報酬、給料、共済費、職員手当等
物件費	人件費および起債利子以外の費用
(うち減価償却費)	資本的支出と認められる工事請負費や車両購入に係る費用等 償却期間は、原則として、大蔵省令で定める耐用年数にもとづくこととしているが、施設の稼動予定年数や車両更新期間を考慮して決めており、償却方法は定額法によっている。
起債利子	ごみ及びし尿に係る市債の償還利子

最近 5 年間のごみ処理原価等の推移は、次のとおりである。

(仙台市環境局事業概要より) (単位 : 千円)

項目	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
ごみ収集	2,316,420	1,917,167	1,825,468	1,427,039	1,596,130
ごみ処分	7,684,912	7,692,121	7,164,138	8,189,369	8,139,697
焼却	6,383,480	6,402,757	5,866,063	6,868,146	6,950,927
埋立	560,629	561,303	538,937	601,407	490,789
破碎	740,803	728,061	759,138	719,816	697,981
収集 + 処分	10,001,332	9,609,288	8,989,606	9,616,408	9,735,827
資源物収集運搬	1,064,786	1,238,374	1,194,366	1,192,477	1,230,721
資源物処理	1,327,959	1,432,104	1,403,586	1,386,801	1,305,285
犬猫等死体処理	58,978	59,289	64,913	65,347	58,580
総原価	12,453,055	12,339,055	11,652,471	12,261,033	12,330,413
ごみ減量運動	1,150,458	1,089,053	1,090,558	1,353,068	1,080,144
産廃処理指導	152,008	157,175	155,106	162,141	161,281
環境美化運動	56,418	53,588	51,587	54,688	43,947
合計	13,811,939	13,638,871	12,949,722	13,830,930	13,615,785
(1トン当たり 単位:円)	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
ごみ収集	10,315	8,417	8,161	6,302	6,962
前年比増減 (%)	(-)	*1(18.4)	(3.0)	*2(22.8)	(10.5)
ごみ処分	15,348	14,942	14,277	16,914	16,954
前年比増減 (%)	(-)	(2.6)	(4.5)	(18.5)	(0.2)
焼却	16,020	15,849	14,782	17,944	18,256
前年比増減 (%)	(-)	(1.1)	(6.7)	*3(21.4)	(1.7)
埋立	8,602	7,875	8,390	9,693	7,829
前年比増減 (%)	(-)	(8.5)	(6.5)	*4(15.5)	*5(19.2)
破碎	19,980	18,412	18,644	18,275	19,035
前年比増減 (%)	(-)	(7.8)	(1.3)	(2.0)	(4.2)
収集 + 処分	25,663	23,359	22,438	23,216	23,916
資源物収集運搬	30,937	36,119	34,951	35,106	36,219
前年比増減 (%)	(-)	*1(16.8)	(3.2)	(0.4)	(3.2)
資源物処理	34,405	37,889	37,612	37,199	35,582
前年比増減 (%)	(-)	(10.1)	(0.7)	(1.1)	(4.3)
犬猫等死体処理	6,008	5,566	5,988	6,080	5,393
前年比増減 (%)	(-)	(7.4)	(7.6)	(1.5)	(11.3)

< コメント >

- *1 平成 11 年度から段階的に実施してきた家庭ごみ収集業務の民間委託、及び平成 14 年度に全市で開始されたプラスチック製容器包装分別収集について平成 15 年度からの祝日・振替休日収集に対応するための経過措置として、直営収集地区の収集人員が次のとおり変更された。

(平成 14 年度)(平成 15 年度)

家庭ごみ収集人員数	92	48
プラごみ収集人員数	1	15

このため平成 15 年度において、1 トン当りごみ収集原価が減少し、資源物収集運搬原価が上昇している。

- *2 ごみ収集業務委託の進捗に伴い、家庭ごみ及び臨時ごみの収集人員が減少したことにより、1 トン当りごみ収集原価が減少している。
- *3 松森工場の稼働開始に伴い減価償却費等の増加により、1 トン当りごみ焼却減価が上昇している。
- *4 延寿及び森郷埋立処分場(ともに埋立は終了)について、排水処理施設改修・更新工事の発生により、1 トン当りごみ埋立原価が上昇している。
- *5 平成 17 年度は上記工事があったが平成 18 年度はなかったこと、及び減価償却費の減少などによって、1 トン当りごみ埋立原価が減少している。

平成 18 年度のごみ収集及び処分に係る原価の費目別内訳は、次のとおりである。

(単位:千円)

項目	ごみ収集	構成比 (%)	ごみ処分			構成比 (%)	計	構成比 (%)	
			焼却	埋立	破碎				
報酬	-	-	16,283	13,578	2,704	-	0.2	16,283	0.2
給料等	269,192	16.9	1,115,140	979,121	108,342	27,676	13.7	1,384,332	14.2
賃金	-	-	1,245	-	1,245	-	0.0	1,245	0.0
被服貸与費	161	0.0	2,383	2,283	37	62	0.0	2,545	0.0
間接費配賦額	109,394	6.9	151,620	126,257	12,954	12,407	1.9	261,014	2.7
人件費計	378,748	23.7	1,286,672	1,121,241	125,285	40,145	15.8	1,665,421	17.1
旅費	-	-	655	655	-	-	0.0	655	0.0
需用費	6,728	0.4	865,659	742,663	79,243	43,752	10.6	872,387	9.0
役務費	4,005	0.3	6,343	4,208	2,118	16	0.1	10,348	0.1
委託料	1,143,713	71.7	2,045,448	1,691,774	98,142	255,531	25.1	3,189,162	32.8
使用料	-	-	20,893	1,527	19,366	-	0.3	20,893	0.2
工事請負費	-	-	152,428	58,926	50,662	42,840	1.9	152,428	1.6
原材料費	-	-	3,297	-	3,297	-	0.0	3,297	0.0
備品購入費	-	-	23	-	23	-	0.0	23	0.0
負担金	-	-	255	255	-	-	0.0	255	0.0
公課費	-	-	4,756	4,658	97	-	0.1	4,756	0.0
車両保険料	-	-	1,038	202	835	-	0.0	1,038	0.0
建物共済費	61	0.0	5,906	5,378	121	406	0.1	5,967	0.1
減価償却費	10,068	0.6	3,168,268	2,806,491	105,437	256,339	38.9	3,178,337	32.6
間接費配賦額	52,804	3.3	27,217	22,711	2,314	2,190	0.3	80,021	0.8
起債利子	-	-	550,831	490,231	3,842	56,757	6.8	550,831	5.7
物件費・利子計	1,217,381	76.3	6,853,023	5,829,685	365,503	657,834	84.2	8,070,405	82.9
合計	1,596,130	100.0	8,139,697	6,950,927	490,789	697,981	100.0	9,735,827	100.0

<コメント>

ごみ収集 : ごみ収集費用は、仙台市が独自で収集を行っている臨時ごみ収集等に係る人件費が全体の4分の1程度、それ以外の委託収集に係る委託費が全体の4分の3程度となっている。

ごみ処分 : ごみ処分費用は、施設の減価償却費が約4割を占め、施設の運転委託などに係る委託費と独自運転などに係る人件費の合計が約4割となっている。この他、施設運転のための動力費などの需用費が約1割となっており、これら4項目で費用全体の9割以上を占めている。

(2) 結果及び意見

指摘事項

(ア) 部門共通人件費の配賦方法について

廃棄物処理事業において、人件費は環境局全体または複数の部門・種類に跨

って発生するが多い。

原価計算では、まず、労務課で環境局の課毎の人件費が集計され、直接、部門、種類に集計された後、部門共通費については一定の配賦基準にもとづいて、各部門、各種類ごとに配賦計算がなされる。

この場合の配賦基準は、原価計算担当者が、職員の作業内容を確認した上で、その仕事量にもとづいて概算で作業割合を決定したものをを用いているが、職員は各作業時間を内容ごとに毎日記録しているわけではないので、担当者の判断に左右される面もあり、必ずしも正確なものとは言い難い状況にある。

人件費は総原価の 2 割強を占め、その配賦如何によって種類別原価に大きく影響するものであることから、人件費の配賦は厳密に行われる必要がある。

また、廃棄物処理事業は、労働集約的作業といえることから、直接作業時間または、それをもとにした直接労務費は、次で指摘する間接費等の配賦基準の基礎としても有用と考えられる。

したがって、部門共通人件費は、直接作業時間について毎日実績時間を記録するなどし、実際の直接作業時間またはそれに順ずる客観的データを基礎として配賦基準を設定し、配賦計算を行う必要がある。

(イ) 間接費の配賦基準について

直接費として種類毎に直接賦課されたもの以外の費用は、市の原価計算では「一般管理費」として集計している。これには、環境局全体にかかわる費用であるため全ての種類に配賦される費用（これを「一般管理 1」という。）環境局のうち環境部の作業にはかかわらないため、環境部を除いて配賦される費用（これを「一般管理 2」という）及び環境部とし尿処理には関連しないため、それらを除いて配賦される費用（これを「一般管理ごみ」という。）の 3 つに分けている。

また、市内 5 ヶ所の環境事業所で発生する費用についても、一般管理費と同様に間接費として配賦計算が行われている。

平成 18 年度における一般管理費及び環境事業所経費（人件費は除く）の発生額は、それぞれ次のとおりである。

(単位：千円)

一般管理 1	一般管理 2	一般管理ごみ	環境事業所	合計
80,044	117,222	218,600	82,852	498,718

一般管理費は、一定の配賦基準にもとづいて各種類別に配賦されている。この場合に用いられている配賦基準は、前年度に使用した配賦基準をもとに当年度の部門等の改廃、作業量の増減等を加味して決定しているが、客観的な数量

基準によるものではなく、前項で指摘した人件費の配賦基準と同様、担当者の判断によるところが大きい。また、これまで継続して前年度の基準に当年度の状況変化を加味して決定する方法を踏襲しているが、そもそもその出発点となる当初にどのように配賦基準を決定したかは不明である（なお、環境事業所経費の配賦基準の決定方法については 意見（ア）「環境事業所」参照）。

一般管理費として各種別別に配賦される金額も、上記のとおり決して僅少なだけではなく、その配賦額が種類別原価に与える影響は少なからずある。

したがって、適正な原価計算のためには、各種別別への配賦基準は、一般管理費の発生と比例関係にあり、かつ、直接作業時間、直接労務費など客観的で合理的な基準を選択する必要がある。

また、操業廃止や終了等で直接労務費の発生がない、焼却（小鶴工場）埋立（延寿）破砕（マットレス）資源物処分（乾電池・蛍光管・不燃）の各種別別については、間接労務費の配賦が合計で 8,398 千円生じている。

通常、直接労務費と間接労務費は相関関係があるはずであり、廃止工場などで人員の関与が全くなく、直接労務費の発生がないのであれば、間接労務費の配賦も不要である。このような現象は、現行の間接費配賦基準が費用発生の態様と一致していないことを表していることとなる。

このことから、客観的合理的な配賦基準を選択する必要があると認められる。なお、多少なりとも人員の関与があるのであれば、その作業時間は直接労務費として把握されるべきである。

（ウ）引当金の計上について

現行の原価計算は、主として年度の決算額すなわち実際に支出のあった費用を対象にして行われており（ただし、退職金の支出は原価計算からは除かれている）引当金の計上は行われていない。

しかしながら、適正な原価計算のためには、実際の支出は行われていなくても、財貨の費消または役務の提供があったものについては、費用の発生を認識すべきである。すなわち発生主義の考え方に基づく原価計算手法の導入が必要とされる。

次に示した引当金は、金額的にも重要であり、廃棄物処理事業の性質からも無視しえないと考えられるため、発生主義の考え方から、原価計算上考慮する必要がある。

退職給付引当金

退職金は、職員の退職時に支払われる費用であるが、将来において退職金が

支払われる理由は、退職以前の期間に職員が役務を提供したという事実求められる。また、退職金は予め定められた一定の基準にもとづいて支払われるものであることから、年度末時点での必要額についても、通常合理的に見積もることが可能である。

したがって、適正な原価の把握のため、退職給付引当金を設定し、当年度の負担に属する退職費用額を費用として計上すべきである。

修繕・特別修繕引当金

廃棄物処理事業においては、大規模で特殊な設備を必要とし、これらの設備を適正に維持するために、毎年度多額の修繕費を支出している。

現状ではこれらの修繕費用は、支出時の費用として原価計算に含めているが、費用の発生が当年度における設備の使用によるものであるにもかかわらず、修繕費の支出が次年度以降になる場合は、引当金の設定を検討する必要がある。すなわち、数年ごとに定期的には大修繕が行われるような場合は、これに備えて「特別修繕引当金」を設定する必要がある。また、毎年度継続的に修繕工事を行う計画があり、従来も実際に修繕が行われていたが、ある年度の修繕が特別な理由によって施工されなかったときは、次年度以降の修繕に備えて「修繕引当金」を設定する必要がある。

以上の引当金も発生主義に基づくものであるが、これらの引当金を設定するにあたっては、年度末時点における必要額を合理的に見積もることができる場合を前提としており、合理的に見積もることができない場合は、依然として支出時の費用として処理せざるを得ないこととなっている。

(エ) 減価償却資産の計上基準について

現状、設備の修繕などに要する工事請負費については、マニュアル上概ね 1 億円以上の支出については、資産として計上し減価償却の対象としているが、それ未満の支出については支出年度の費用として処理している。

一方、備品購入費については、これまでの慣例により 10 万円以上の支出について資産計上とし減価償却している。

平成 18 年度における、工事請負費及び備品購入費（車両購入費は除く）の、計上内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

項目	資産計上	費用処理	合計
工事請負費	210,525 (2)	219,232	429,757
備品購入費	5,827 (8)	22,585	28,412

(注) 資産計上の () は計上件数である。

また、費用処理した工事請負費（219,232 千円）のうち、主なものは次のとおりである。

（単位：千円）

部門	種類	工事内容	金額
焼却	今泉工場	空冷壁改修工事	39,375
埋立	石積処分場	排水工事	14,028
破碎	今泉工場	圧縮供給装置ウイング更新工事	42,840

備品の資産計上基準は、10 万円以上のものとしているのに対し、建物・機械等の資産計上基準は概ね 1 億円以上のものとしており、大きく異なっている。このため、例えば 173 千円のカーナビゲーションシステムが資産計上され、4 年間で減価償却費として費用計上されているのに対し、1 件数千万円の工事費が期間費用として処理されている。

いくら以上のものを資産計上し減価償却の対象とするかは、資産の種類によって異なるべきではなく、有形固定資産全体として統一した基準によって行われる必要がある。

この場合、工事請負費については、その支出金額レベルのみで資産計上か否かを決定するものではなく、当該工事の内容によって判断する必要がある。すなわち、工事によって当該固定資産の価値が高められる場合、またはその耐久性を増し耐用年数を延長させることになると認められる部分に対応する金額は、資本的支出として資産計上し、これ以外の部分については、支出時の費用として処理すべきである。

（オ）有形固定資産の残存価額について

現状、有形固定資産の減価償却は、取得原価の 10%を残存価額として残し、取得原価の 90%までしか行われていない。

このため、現在市で把握している有形固定資産のうち、すでに耐用年数を経過している有形固定資産について、平成 18 年度末時点で 292,546 千円が帳簿上残存価額として減価償却されず残っている。

残存価額は、当該有形固定資産の売却価値等としての意味を有すると考えられるが、廃止施設等が何らかの売却価値を有するということはほとんどないと思われる。したがって、当該有形固定資産を継続使用している場合は、一定の規則にしたがって減価償却を継続すべきである。

また、当該固定資産がすでに除却売却されている場合には、未償却部分について速やかに損失処理する必要がある。

上述のとおり、有形固定資産について除却売却時点で何らかの価値を有することは稀であり、むしろ取壊等に追加の費用を要すること、また、法人税法改正

により、事業法人の有する有形固定資産について 1 円（備忘価額）まで減価償却することとされたことなどからも、今後取得する新規の有形固定資産については、残存価額はゼロとして減価償却すべきである。

（カ）廃止工場の関連費用

焼却工場の小鶴工場は平成 17 年度に廃止しており、また、埋立の延寿処分場及び森郷処分場も平成 18 年度以前に閉鎖しているが、平成 18 年度において次のとおり原価が発生している。

また、平成 18 年度末時点で、次のとおり有形固定資産の未償却残高がある。

(単位:千円)

施設	小鶴工場	延寿処分場	森郷処分場
給料等	-	-	-
間接費配賦額	4,683	1,962	-
人件費計	4,683	1,962	-
需用費	673	8,282	4,694
委託料	3,654	5,968	7,063
使用料	-	-	268
工事請負費	-	7,339	-
公課費	1,298	3	-
建物共済費	135	1	17
減価償却費	10,528	-	9,703
間接費配賦額	802	335	-
起債利子	-	-	1,291
物件費・利子計	17,092	21,930	23,038
合計	21,775	23,893	23,038
固定資産未償却残高	316,257	-	122,915

上記施設はすでに廃止していることから、当該施設は当年度の廃棄物処理に役立っているとはいえない。したがって、これらの費用は当年度の原価計算外で損失として処理されるべきものである。

また、有形固定資産に多額の未償却残高があるが、これらは本来施設の稼働期間中において減価償却費として認識されるべきものであったと考えられる。したがって、これらの未償却残高に何らかの価値が認められる場合を除いては、これについても原価計算外で損失として処理する必要がある。

（キ）原価計算規程・マニュアルの整備について

現状、仙台市においては、原価計算のためのマニュアルとして「原価計算用マニュアル」（環境局総務課作成）が整備されている。しかしながら、当該マニュアルは作成後相当期間が経過しており、実態と整合しない部分もでてきている。

したがって、当該マニュアルは、原価計算に関する基本的概念等については

参考にしようとしても、具体的計算方法については、利用に耐えうるものとは言い難い。

このため原価計算は、担当者が過去の方法を参考にしながら、現状に適合させるため、適宜工夫、検討しながら行っており、相当の労力を要しているのが実情である。

原価計算は、毎年度同一の方法により、経済的・効率的・合理的に行われなければならない。したがって、原価計算における基本的事項及び具体的計算方法等について予め決定しておき、担当者がすぐ利用できる規程・マニュアルとして文書化しておく必要がある。

また、当該規程・マニュアルは適宜見直しを図り、変更があった場合は修正しておく必要がある。

意見

(ア) 環境事業所

従来、市では区毎に設けられた環境事業所が、ごみの収集・運搬を担当していたが、現在では臨時ごみを除いて、ごみの収集・運搬作業は民間委託へ切り替わっている。このため、現在の環境事業所での主な業務は、臨時ごみの収集・運搬の他、広報・啓発及び指導・相談業務が中心となっている。

平成 18 年度の、各環境事業所における経費の発生状況は次のとおりである。

(単位:千円)

環境事業所	青葉	宮城野	若林	太白	泉以外計	泉	合計
報酬	849	849	-	849	2,547	801	3,350
給料	127,457	107,877	87,132	103,426	425,892	85,642	511,535
職員手当等	76,677	65,295	53,597	61,660	257,229	50,858	308,089
共済費	35,459	30,012	24,241	28,774	118,486	23,826	142,313
賃金	5,148	-	-	-	5,148	-	5,148
被服貸与費	119	145	126	96	486	103	591
人件費計	245,712	204,180	165,097	194,806	809,796	161,232	971,029
需用費					17,285	10,805	28,091
役務費					2,256	505	2,762
委託料					7,163	685	7,849
使用料					8,746	197	8,944
工事請負費					2,381	-	2,381
備品購入費					464	87	552
負担金					1,095	-	1,095
車両自賠責					2,635	597	3,233
建物共済費					33	120	153
減価償却費					26,759	1,028	27,788
物件費計					68,822	14,029	82,852
合計					878,619	175,262	1,053,881

上記の環境事業における発生経費は、(イ)「間接費の配賦基準について」の項でも示したとおり、各種類別に配賦されている。この場合の配賦基準は、

各環境事業所から、それぞれの作業内容と負荷割合の報告を受け、これをし尿処理のある泉と、し尿処理のない泉以外とに分け、平均値を参考にして、5単位ごとに区切った割合比として算出し使用している。

平成18年度に各環境事業所が報告した作業内容とその割合、及び原価計算に当たって決定した5単位毎に区切った配賦割合は以下のとおりである。

(仙台市環境局事業概要より)(単位:%)

作業		内容	青葉	宮城野	若林	太白	配賦基準 (泉以外)	泉	配賦基準 (泉)
ごみ収集	家庭ごみ	集積所設置相談	13	7.5	2	6.5	10	7	10
	臨時単独	臨時ごみ収集	10	15	30	38	25	31	25
	地域清掃等	地域清掃ごみ収集	-	5	6	-	5	10	5
資源物収集	缶・びん等	集積所設置相談	6.5	3.75	1	3.25	5	3.5	5
	プラ	集積所設置相談	6.5	3.75	1	3.25	5	3.5	5
ごみ減量	集団回収	集団資源回収関連事務	-	15	-	6	5	-	5
	クリーン	クリーン仙台推進員関係	4	15	-	7	5	-	5
	事業者	中小事業者訪問指導	33	15	9	9	15	17	15
		大規模多量事業者指導	-	-	-	-		7	
	その他	広報啓発用チラシ発送	14	-	-	-	25	-	20
		不適物調査収集	8	10	7	3		7	
		不法投棄調査収集	5	10	6	3		7	
		ごみ減量・リサイクル等の広報啓発	-	-	23	21		-	
その他	その他	-	-	15	-	-	-	-	
し尿処理	し尿処理	浄化槽汚泥処理施設・ペット斎場維持管理	-	-	-	-	7	5	
合計			100	100	100	100	100	100	

上表で見るとおり、原価計算に使用した配賦基準と、各環境事業所が報告した負荷割合とは大きな乖離がある。また一方では、各環境事業所が報告した負荷割合も、環境事業所で作業時間を記録しているわけではないので、主観的であるという問題もある。

人件費について見てみると、環境事業所の人件費は、環境局全体の約3割を占め、金額的にも重要であることから、その正確な把握は、種類別原価計算に不可欠であると言える。したがって、各環境事業所においても、実際の直接作業時間を把握・記録するなどして、より正確な配賦計算を行う必要があると考えられる。

これとは別に、現在の環境事業所での主な業務は、広報・啓発及び相談・指導等、原価計算の観点からは、間接費的な業務及び原価計算外の業務となっている。したがって、このような業務の実施については、その拠点のあり方を含め更なる業務の効率化の検討が望まれる。

(イ) 焼却工場ごとの原価比較

平成18年度における、焼却工場毎の原価、及び1トン当りの原価は、次のと

おりである。

(単位:千円)

工場	今泉	葛岡	松森	小鶴	計
報酬	4,132	4,747	4,699	-	13,578
給料等	536,078	190,080	252,963	-	979,121
被服貸与費	1,253	394	635	-	2,283
間接費配賦額	37,895	39,984	43,693	4,683	126,257
人件費計	579,360	235,206	301,991	4,683	1,121,241
旅費	354	161	138	-	655
需用費	158,922	248,079	334,986	673	742,663
役務費	902	964	2,341	-	4,208
委託料	271,949	604,448	811,721	3,654	1,691,774
使用料	491	576	458	-	1,527
工事請負費	58,747	-	178	-	58,926
負担金	163	17	74	-	255
公課費	1,045	2,314	-	1,298	4,658
車両保険料	117	42	42	-	202
建物共済費	309	776	4,157	135	5,378
減価償却費	762,218	1,120,548	913,195	10,528	2,806,491
間接費配賦額	6,804	7,247	7,857	802	22,711
起債利子	24,855	271,731	193,643	-	490,231
物件費・利子計	1,286,884	2,256,911	2,268,797	17,092	5,829,685
合計	1,866,244	2,492,117	2,570,788	21,775	6,950,926
ごみ焼却量(t)	103,591	148,587	128,577	-	380,775
1t当りごみ焼却費(円)	18,016	16,772	19,994	-	18,256
1t当り人件費(円)	5,593	1,583	2,349	-	2,945
1t当り委託費(円)	2,625	4,068	6,313	-	4,443
1t当り(人件費+委託費)(円)	8,218	5,651	8,662	-	7,388
1t当り需用費	1,534	1,670	2,605	-	1,951
1t当り減価償却費	7,358	7,541	7,103	-	7,371

1トン当りのごみ焼却費は仙台市平均で18,256円であり、工場別では、今泉工場が18,016円、葛岡工場が16,772円、松森工場が19,994円となっている。葛岡工場及び松森工場は工場運転業務を民間業者に委託しているが、今泉工場は市職員が運転業務を行っている。このため、今泉工場では1トン当り人件費が突出している反面、1トン当り委託費は他工場に比べて少ないという特徴がある。

葛岡工場と松森工場はともに運転業務を委託しているが、1トン当りのごみ焼却費は、松森工場のほうが葛岡工場よりも2割近く多くなっている。特に1トン当りの人件費、委託費及び需用費については5割程度も多く発生している。市では、松森工場は、近年の排出基準の厳格化や市民の環境意識の高まりに対応するために、最新の排ガス処理設備や灰溶融設備を備えていることなどが、高コストになっている要因であるとしているが、科目毎の詳細な分析まで行っていない。

同様の業務を行っている工場では、同様の原価の発生が予定されていること

から、工場間の原価比較を行うことは過剰または異常原価の発見に資すると考えられる。市としても原価計算によって把握された種類ごとの原価等を積極的に活用することによって、更なるコスト削減を追求して行く必要があると考える。

(ウ) 原価計算結果の活用

仙台市の「原価計算用マニュアル」では、原価計算の第一の目的として、「事業の行政効果と経済性を考慮するための資料を提供すること。」をあげている。しかしながら、現状での原価計算結果の利用は、事業概要への記載、各種照会への回答等に利用するにとどまっているのが実情である。

廃棄物処理に関する原価計算の目的として「市民に対してごみ処理事業の成果とコストを説明するため、その前提として適正な原価計算が必要とされる。」といわれるので、その意味では、環境局事業概要へのデータ記載はこの目的に沿っているとはいえる。

しかしながら、もう一つの目的として「原価計算の結果は適切に分析され、ごみ処理事業における改善活動に役立たせることが必要であり、その前提として適正な原価計算の実施が必要である。」といわれている。

よって、原価は(イ)で示したように、それを加工・分析することによって、事業の経済性、効率性を測る尺度とすることができるのであり、積極的にそれを活用し、現在行われている事業の経済性、効率性を検討して行くべきと考える。この際には、内部のみでの比較にとどまらず、同一規模の他自治体との比較も有用となることがある。

また、原価計算結果から提供される資料にもとづいて、市の廃棄物処理に関する事業及びその運営のあり方自体についても、常に検討を加えて行くべきと考える。

なお、ここで示したような原価計算結果の活用を図るには、「適正な原価計算」が行われていることが前提となる。すでに示した指摘事項に対する改善措置が望まれるところである。

11. ごみ有料化に向けた対応について

(1) 有料化の背景

仙台市のごみ処理について、事業ごみや粗大ごみなどは有料としているが、定日収集の家庭ごみについては現在無料で処理されている。

仙台市では、平成11年3月に全面改定した「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、環境への負荷が軽減される資源循環型の社会構築に向けて様々な取組みを進めている。このような中で次のような背景の下で、現在無料となっている家庭ごみの収集処理について、有料化に向けた検討が具体化したとしている。

平成17年3月に行なった「一般廃棄物処理基本計画」の中間見直しの中で、「Reduce（発生抑制） Reuse（再利用） Recycle（再生利用）の3Rを推進するため、市が支出するごみ処理費用の負担のあり方を市の実情を踏まえ、家庭ごみの有料化も視野に入れつつ、様々な角度から検討していく」として、ごみ処理費用負担のあり方検討の中で、有料化を取上げている。

国においては、平成17年5月に廃棄物処理法に基づく基本方針を改定し、地方公共団体の役割として「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべき」との方針を打ち出している。

このような背景から、家庭ごみの処理費用について住民負担を求める市町村が増えており、現在では全国の半数を超える市町村が有料化を実施している。

(2) 有料化の効果

家庭ごみの有料化は「ごみの排出抑制と分別徹底」及び「排出量に応じた受益と負担の適正化」の観点から進められるとしており、その効果として次のような点を上げている。

- ごみの分別徹底や不用品の購入抑制等が進み、ごみの減量化、資源化が促進される。
- 排出量に応じて費用の一部を自ら負担することにより、ごみ処理サービスの受益と負担の関係が目に見えるようになり、ごみ問題への関心も高まる。
- ごみ減量、リサイクルを通じた資源循環型社会形成への関心が高まり、大量消費の生活スタイルから、環境にやさしい生活スタイルへの転換が促進される。
- ごみ減量、リサイクルがより一層進む事により、将来的にはごみ処理コス

トが低減される。

- 3 Rの取組みが促進される事により、地球環境への負荷が低減され地球環境保全にも寄与する。

(3) 有料化の決定

審議会審議

家庭ごみ有料化の議論は、市民説明会やパブリックコメントの実施による市民からの意見などを踏まえて、18年度より仙台市廃棄物対策審議会で検討がなされ、平成19年6月「定日収集生活ごみの処理費用の負担のあり方とごみ減量・適正処理施策の推進方向について」として最終意見が取りまとめられた。

議会決議

上記審議会の最終意見に基づき、平成19年9月、市は、「仙台市廃棄物減量及び適正処理等に関する条例」に定める一般廃棄物処理手数料に追加する形で、家庭ごみ及びプラスチック製容器包装の収集袋の有料化を求める条例改正案を市議会に提出した。

市議会での審議の結果、平成19年10月、当初の手数料及び実施時期が一部修正の上可決され、次のような内容の手数料徴収制度の導入が決定した。

項目	種類	手数料
家庭ごみ	収集袋 45	40円
	収集袋 30	27円
	収集袋 20	18円
	収集袋 10	9円
プラスチック製容器包装	収集袋 45	25円
	収集袋 30	16円
	収集袋 15	8円
実施時期	平成20年10月1日	

(4) 有料化に向けた対応(意見)

第2. 仙台市の廃棄物処理事業の概要の項で、(財)関西社会経済研究所の研究成果に基づき、他都市(政令指定都市)との比較を見た中で、仙台市の同事業の位置付け、評価を検証した。その中で結論として示した評価図では、右上に位置付けされ、かつ円が大きい都市ほど、「環境評価指数」も「効率性評価指数」も、そして又「サービス評価指数」も高い、という優れた都市であるとさ

れることを見たが、仙台市は、効率性評価指数は高レベルを示すものの、サービス評価指数はあまり高い評価としては表れてはいなかった。

効率性評価指数は、トン当たりあるいは人口一人当たりのごみ処理費用の少なさがレベル評価の指標となっているが、市側の努力によりこのレベルは高い位置づけとなっている。

有料化の効果としてごみの減量化、資源化が促される事が上げられている。この事は、環境評価指数の構成要素である一人1日当たりの排出ごみ量の減少や、リサイクル率向上をもたらし、同指数のレベルアップをもたらす事にもなる。

しかしながら、もう一つの評価指数であるサービス評価指数のレベルアップは、ごみ有料化により必然的にもたらされるものではない。このサービス評価指数の評価要素としては、上記研究報告は、次のようなメニューを取り上げていた。

収 集 方 式 : ステーション方式、個別収集方式

収 集 頻 度 : 週2回、3回、4回

付帯サービス : 高齢者、障害者のごみ出し支援

集積所の清掃

カラス、犬、ネコ対策など

これらのメニューの枠の中では、仙台市のサービス評価指数は、あまり高い位置にはなかった。しかし市民の目線から見て望まれる、あるいは必要とするサービスメニューまだまだあると思われ、環境施策の大きな転機となる家庭ごみ有料化制度導入を契機に、それらの発掘、実現に努めることが、有料化による市民に対する見返りを形あるものとして示すことになるものと考えられる。

これにより、上に示した「環境評価指数」、「効率性評価指数」そして「サービス評価指数」全てが上位にランクされる事になり、仙台市は廃棄物処理事業においては「優れた都市」との評価を得る事になろう。

包括外部監査の結果報告書 <第2テーマ>

「株式会社仙台市環境整備公社の財務に関する事務の執行及び 管理の状況について」

包括外部監査人 公認会計士 那 須 和 良

第1．外部監査の概要

1．外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項に定める仙台市との包括外部監査契約に基づく監査。

2．選定した特定の事件

株式会社仙台市環境整備公社の財務に関する事務の執行及び管理の状況について

3．特定の事件を選定した理由

株式会社仙台市環境整備公社（以下公社という）は、仙台市が2分の1以上の出資をしている出資法人に該当する。又公社は仙台市の行なう廃棄物処理業務の中で、缶・びん・ペットボトル等の収集運搬選別業務、資源化センターや粗大ごみ処理施設の運転管理などの業務を受託している。この結果、公社の事業収入のほとんどは仙台市からの受託収入となっており、公社のこれら受託事業の執行状況は間接的に仙台市の財政に影響を与える状況にある。

平成19年度包括外部監査第1テーマでは「廃棄物処理事業に係る財務事務の執行について」と題して、廃棄物処理事業の運営状況を検討対象とした。廃棄物処理事業は歳出規模100億円余りで仙台市の財政上重要な位置付けにある。

よって、仙台市の廃棄物処理業務に密接な係りのある公社の運営について、財務的な面より事務の執行及び管理について検討を加える事は意義あることと考えられる。

4．外部監査の方法

(1) 監査の着眼点と主な監査手続

< 着眼点 >

- 委託料積算の妥当性
- コスト管理の妥当性
- 財務データ作成の妥当性
- 財産管理の適正性

< 主な監査手続 >

- 施設の現場視察
- 会社責任者及び担当者からの説明の聴取
- 契約書その他の関係証憑の査閲、関係諸法令への準拠性の検討
- 財務諸表作成方針の検討
- 問題点の抽出と改善策の検討

(2) 監査対象年度

平成18年度とするが必要に応じて過年度及び平成19年度の一部についても監査対象とする。

5．外部監査の実施期間

平成19年11月26日から平成20年3月11日まで

6．外部監査の実施者

包括外部監査人	公認会計士	那	須	和	良
同 補助者	公認会計士	有	倉	大	輔

第 2 . (株) 仙台市環境整備公社の概要

1 . 会社設立の経緯

昭和 55 年、仙台市廃棄物資源化促進等審議会から「廃棄物の資源化に関する調査報告」が提出され、これに基づき、ごみの適正処理と減量資源化を前提とした新たな処理体系の検討が進められ、その運営主体として仙台市と仙台市からし尿収集運搬業務を受託している民間 2 業者とが出資して、昭和 59 年 5 月、第三セクターとして(株)仙台市環境整備公社(以下公社という)が設立されている。

2 . 事業目的

定款記載の目的のうち、現在営む事業と関連する項目は次のとおりである。

- ・ 一般廃棄物の収集、運搬、処分に関する業務
- ・ 廃棄物の資源化に関する業務
- ・ 廃棄物処理関連施設等の運転及び維持管理の受託に関する業務
- ・ 産業廃棄物の収集、運搬、処分に関する業務
- ・ 貨物自動車運送事業

3 . 資本金及び株主

設立時の資本金は 8,000 万円であったが、平成 3 年に 2,000 万円の増資を行い、現在の資本金は 1 億円となっている。株主と出資額は次のとおりである。

株主名	出資額
仙台市	5,000 万円
協業組合仙台清掃公社	3,340 万円
株式会社公害処理センター	1,660 万円
合計	1 億円

4 . 役員

平成 19 年度の公社役員は次のとおりとなっている。

役職名	氏名	職業
代表取締役社長	伊藤徹男 (常勤)	前仙台市教育局理事

専務取締役	渡邊浩一（非常勤）	協業組合仙台清掃公社理事長
常務取締役	佐藤英夫（非常勤）	(株)公害処理センター会長
取締役	山内 晃（非常勤）	仙台市環境局長
取締役	加藤義政（非常勤）	協業組合仙台清掃公社常務理事
取締役	佐藤英美（非常勤）	(株)公害処理センター社長
取締役	庄子正和（非常勤）	協業組合仙台清掃公社
監査役	木須八重子（非常勤）	仙台市環境局次長
監査役	山田政彦（非常勤）	協業組合仙台清掃公社理事

5．従業員数

会社の従業員は、継続雇用契約のある一般社員と、1年ごとに雇用契約を更新する再雇用社員、嘱託社員、パート社員から構成されている。平成19年度当初のそれぞれの従事者数は次のとおりとなっている。

種 別	人 数
一般社員	168名
再雇用社員	1名
嘱託社員	8名
パート社員	50名
合 計	227名

6．事業所

事業所名		所在地
本社	総務部 総務課	仙台市泉区松森
事業部	事業課	仙台市泉区松森
	小鶴収集基地	仙台市宮城野区仙石
	松森資源化センター	仙台市泉区松森
	今泉破碎施設	仙台市若林区今泉
	葛岡収集基地	仙台市青葉区郷六葛岡
	葛岡資源化センター	
	葛岡破碎施設	

7. 事業用設備

土地、建物、機械装置、車両の所有関係は次のとおりとなっている。

事業場	土地	建物	機械装置	車両
本社	仙台市から借用		なし	収集車両等 会社所有
小鶴収集基地	仙台市から借用	会社所有		
松森資源化センター	仙台市から借用			
今泉破碎施設	仙台市から借用			
葛岡収集基地	仙台市から借用			
葛岡資源化センター 葛岡破碎施設				

8. 仙台市よりの受託事業

公社売り上げのほぼ100%は、仙台市からの受託収入となっている。

公社は設立当初より、仙台市から委託を受けて、あきかん、あきびん等の廃棄物の資源化処理を行っており、現在は缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類等の収集運搬、選別、売り払いまで一貫した資源化処理を仙台市より受託している。

このほか、粗大ごみの破碎処理と資源物回収、また、犬猫等の死体処理業務を受託し、これら業務が仙台市からの受託業務のほとんどを占めている。

9. 財務状況（資産負債及び損益の推移）

公社の財務状況は、次に示す連続貸借対照表、連続損益計算書に示すとおりである。

連続貸借対照表

(単位:千円)

科目 \ 年度	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期
流動資産					
現金預金	168,508	204,045	237,105	264,469	278,699
売掛債権	125,416	135,002	121,436	128,113	118,237
その他	11,322	312	410	366	4,253
有形固定資産	82,910	70,926	72,383	71,149	67,291
無形固定資産	904	904	904	904	904
投資その他	250	250	361	823	931
資産合計	389,310	411,439	432,599	465,824	470,315
流動負債					
買掛未払債務	98,580	100,629	82,513	82,727	92,975
未払消費税	16,780	16,159	9,712	15,815	12,912
未払法人税等	7,400	17,802	28,366	20,303	5,549
賞与引当金	10,559				
その他	5,030	6,627	4,730	5,913	11,003
固定負債					
長期借入金	20,000	15,000	10,000	5,000	
退職給付引当金	42,605	38,116	33,628	29,140	24,651
資本金	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
利益剰余金	88,356	117,106	163,650	206,926	223,225
資本負債合計	389,310	411,439	432,599	465,824	470,315

連続損益計算書

(単位:千円)

科目 \ 年度	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期
営業収入					
受託事業収入	1,247,751	1,282,263	1,302,525	1,317,591	1,266,434
缶瓶売却収入	175,938	176,785	0	0	0
自主事業収入	26,571	22,774	5,456	5,517	5,406
計	1,450,260	1,481,822	1,307,981	1,323,108	1,271,840
営業費用					
受託事業費	1,178,749	1,180,508	1,137,153	1,137,002	1,133,679
缶瓶仕入	160,833	162,455	0	0	0
自主事業仕入	2,711	2,321	608	912	834
一般管理費	107,659	101,623	99,541	115,087	115,637
計	1,449,952	1,446,907	1,237,302	1,253,001	1,250,150
営業利益	308	34,915	70,679	70,107	21,690
営業外収益	3,003	2,981	7,156	3,538	4,692
営業外費用	234	393	258	467	589
経常利益	3,077	37,503	77,577	73,178	25,793
特別利益	14,659	15,047	7,462	4,488	4,488
特別損失	0	1,401	894	1,091	1,983
税引前当期利益	17,736	51,149	84,145	76,575	28,298
法人税等	7,400	22,400	37,600	33,300	12,000
当期利益	10,336	28,749	46,545	43,275	16,298

営業収入は12～13億円と毎年安定的に推移しており、当期利益も1千万円台は

確実に確保している。これに伴い自己資本の積み増しが進むとともに、手許現金預金は増加傾向を示している。

第 3 . 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第 2 5 2 条の 2 9 の規定により記載すべき利害関係はない。

第4．外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見

1．委託契約の方法と委託料の決定について

(1) 委託業務と委託料の推移

仙台市は、公社設立の趣旨に基づき次のような業務を公社に特命随意契約により委託しており、委託料の推移は次のとおりとなっている。

(単位:千円)

業務名	契約窓口	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類収集運搬業務	廃棄物管理課	576,600	588,132	600,000	630,000	610,000
缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類選別業務	リサイクル推進課	478,800	478,990	480,500	494,100	468,101
缶・びん類選別加工品売払い業務	リサイクル推進課	0	0	9,500	8,000	7,920
缶・びん・ペットボトル等資源物の品質強化業務	リサイクル推進課	7,800	32,500	32,175		
犬猫等死体の収集運搬焼却及び手数料の徴収事務	廃棄物管理課	35,047	36,449	39,999	40,300	40,200
松森し尿貯留槽検収事務等業務	廃棄物管理課	5,933	5,933	5,869	5,285	5,100
仙台市葛岡粗大ごみ処理施設運転管理業務	葛岡工場	67,180	66,200	64,040	69,300	67,005
仙台市今泉粗大ごみ処理施設運転管理業務	今泉工場	65,640	63,750	62,400	61,705	60,360
今泉粗大ごみ処理施設点検整備業務	今泉工場	4,150	4,150	4,150	4,150	4,100
スプリングマットレス後方輸送業務	施設課	631	636	611	659	708
スプリングマットレス解体業務	今泉工場	5,835	5,300	3,000	3,700	2,800
合計		1,247,617	1,282,041	1,302,246	1,317,200	1,266,295

(注) の業務は選別の結果生ずる売払い対象物を仙台市から仕入れ自己売却していたものを、H16年度より売却手続きのみを受託することになったもの
 の業務はH16年度で終了している
 記載の金額は損益計算書の売上高となるもので税抜きである

(2) 委託料の決定

上記の委託業務は、仙台市と1年ごとの特命随意契約にて更改が行われており、その都度委託料が契約担当課との交渉のもとに決定される。この際の決定額は、市の契約担当課の積算額に導かれる形で決まるとされ、委託料決定の主導権は、市側にある状況となっている。このため公社においては、特に必要コ

ストの積上げ計算などはせず、これまでの契約額の傾向値をベースに契約担当課の主導の下で交渉に臨む状況となっている。

(3) 意見

委託料決定の市側の対応

市側の契約担当課での委託料の積算は、人件費、物件費の単価データに稼働率の推計値を適用して算出したり、それに委託処理量の見込みによる係数などを勘案して決定している傾向が強いと見られる。毎年この方式で積算するため、上記委託料の推移表で見るように、一つの委託業務の契約額は、毎年あるゾーンの中で決定されていく傾向が続いている。

これに対して、公社側の委託業務の実際の処理コストは、以下の「部門別事業原価の計算について」で見るように、委託契約ごとに発生する事業経費は、契約額に対してバラつきがあり、その結果、売上総利益率（いわゆる粗利率）はプラスの率からマイナスの率まで大きく振れている。このことは委託業務ごとの契約額と、実際の処理コストとの間で、乖離を来たしてきていることを示すものと言える。

公社は、第三セクターとして、仙台市のごみの適正処理と減量資源化を目指して事業遂行する立場にある。この事業遂行は全て市民の負担する税金によることから、公社としては事業遂行における効率性、経済性を常に確保していくとともに、発注者の仙台市としては第三セクターと結ぶ特命随意契約の内容を客観的、合理的なものとして行かなければならないこととなる。

また、公社への発注業務は廃棄物処理法上市の固有の業務で、契約の締結は市の裁量に任されているとされている中で、公社と特命随意により契約が結ばれている状況にもある。

これらの観点から、公社へ発注する業務の委託料決定方針を検討すると、契約額の客観性を示すため、公社側の実際の事業遂行コストを把握して契約額に反映することが重要になると考えられる。少なくとも契約における積算内訳と公社での実績値を比較検討し、次の積算に生かす工夫が必要となる。この際、公社の事業遂行が効率的、経済的に実施されているかどうか、具体的な確認作業も当然必要となり、それが契約額の合理性をもたらすことになると考えられる。

現在の契約額と事業コストとの乖離を解消し、客観的かつ合理的な委託料決定方式を早期に採用するよう検討する必要がある。

委託料決定の公社側の対応

公社は、第三セクターとして仙台市のごみ処理事業の一角を担っている。この立場は利益追求の立場ではなく、効率的、経済的に事業を遂行し、公社として、この事業を行うことの有効性を発揮することにあると考えられる。

このためには、公社は、貸借対照表や損益計算書などの計算書類で事業内容をディスクローズすることに加えて、特に大株主であり発注者である仙台市には、以下の部門別原価集計結果も報告して、事業の詳細を開示することにより、公社としての事業遂行の有効性を検討する機会を提供する必要がある。それは結果的に、仙台市における客観的かつ合理的な委託料決定方式の採用に資することになる。

2. 部門別事業原価の計算について

(1) 公社で実施している部門別原価集計

公社では、日々の事業実施コストやその他間接コストを、全社一本で設定した勘定科目体系の中で、伝票起票、パソコン入力、元帳作成処理を行っている。

このため、期中の会計システムの勘定処理の中では、事業経費と一般管理費の区分はもとより、事業経費の部門別区分集計もできない状況にある。

このため、年間の勘定科目集計が終わった後、会計システムからはなれて、賃金台帳や請求書等から事業経費と一般管理費の区分、さらに事業経費の部門別区分集計を行い、部門別損益計算を行っている。

公社で設定した部門と部門別原価集計の概要を、H18年度について示せば次のようになっている。

部門別原価集計(H18年度)

(単位:千円)

部門	合計	収集	選別	犬猫	貯留槽	今泉粗大	葛岡粗大	マットレス
委託表の番号			+			+ +		
売上高	1,266,295	610,000	476,022	40,200	5,100	67,260	67,005	708
事業経費								
賃金手当	799,098	439,495	238,332	31,497	0	41,355	48,419	0
雑給	106,590	0	93,140	0	0	5,335	8,115	0
退職金	1,657	0	686	0	0	0	971	0
法定福利費	126,903	61,581	46,445	4,413	0	6,542	7,922	0
燃料費	31,562	19,488	4,096	7,411	0	111	414	42
修繕費	23,778	14,302	7,949	341	0	688	386	112
消耗工具	11,036	4,162	5,229	1,535	0	37	73	0
車両公課	3,987	3,199	672	67	0	0	0	49
車両保険	9,195	6,896	1,797	166	0	141	81	114
外注費	2,469	0	2,263	0	206	0	0	0
減価償却費	17,404	16,145	980	140	0	139	0	0
計	1,133,679	565,268	401,589	45,570	206	54,348	66,381	317
売上総利益	132,616	44,732	74,433	5,370	4,894	12,912	624	391
総利益率%	10.5%	7.3%	15.6%	13.3%	96.0%	19.2%	0.9%	55.2%
一般管理費配布額	115,637	48,578	52,275	3,168	0	5,280	6,336	0
営業利益	16,979	3,846	22,158	8,538	4,894	7,632	5,712	391
営業利益率%	1.3%	0.6%	4.6%	21.2%	96.0%	11.3%	8.5%	55.2%

(2) 意見

現在、上記のように部門別原価集計作業は、会計システムの外で実施されており、年度決算後年間合計額で一括して算出される。

現在の会計システムの中で、部門を設けて、部門別に勘定科目設定をすることは可能となっている。よって会計伝票起票時点から部門別に区分された勘定科目により行い、システム入力することにより、月次で部門別原価集計結果が把握できる体制作りが必要と考えられる。

なお、一般管理費を含めた部門別原価には、現在退職給付費用の計上がない。退職時に退職金支給額が部門費用に計上されると、部門原価を乱すこととなるので、期間費用として退職給付費用を計上する方法に改める必要がある。

3. 人員構成、人件費対策について

(1) 人員構成と賃金等支給額の推移

公社事業の発生原価に占める人件費の割合は、上記部門別原価集計に見るように70%を超えており、特に公社事業の中核となる収集業務、選別業務では、人件費割合は80%前後でさらに高くなっている。このため人事政策による人件費のコントロールは、公社運営にとり重要なポイントと思われる。

公社の人員構成は、一般社員、再雇用社員、嘱託社員、パート社員からなっている。

一般社員は60歳定年で退職金制度がある。再雇用社員、嘱託社員、パート社員は1年毎の契約となっており退職金制度はない。

缶・びん・ペットボトル等の収集運搬業務には、ほぼ100%一般社員が当たり、選別業務にはパート社員が多く投入されている。

社員及びパート等に対する給与支給の推移と、これから導かれる1人当たり年間支給額は次のとおり推移している。

1人当たり給与の推移 (支給総額は会社作成原価計算資料より) (単位:千円)

項目		H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
事業経費 賃金手当 (社員)	支給総額	856,530	838,556	812,998	811,733	799,098
	期首人員	172人	169人	166人	163人	163人
	1人当たり	4,980	4,962	4,897	4,980	4,902
事業経費 雑給 (嘱託パート)	支給総額	91,943	114,537	106,279	103,069	106,590
	期首人員	34人	49人	49人	53人	53人
	1人当たり	2,701	2,337	2,169	2,329	2,011
事業経費 合計	支給総額	948,473	953,093	919,277	914,802	905,688
	期首人員	206人	218人	215人	216人	216人
一般管理費 給料手当 (社員)	支給総額	33,196	35,270	35,385	41,426	40,777
	期首人員	7人	7人	7人	8人	8人
	1人当たり	4,742	5,038	5,055	5,178	5,097

(2) 参考意見

上記推移表で見るとおり、収集運搬業務や、選別業務等、現業部門に携わる職員の賃金手当や雑給(事業経費)の支給額合計は、H18年度で905百万円余りで、5年前のH14年度の948百万円余りと比べ減少を示している。これに対して、ここ5年間の人員は増加傾向にある。これは推移表で見るとおり、社員の人員は減少し、それに変わって支給人件費の低いパート人員が増加

していることによっている。

社員については、H18年度期首の人員は163名で、5年前より9名減少している。1人当たりの年間平均支給額は490万円前後で、大きな変化はない。

これに対して、嘱託パートのH18年度期首の人員は53名で、5年前より19名増加しているが、1人当たりの年間平均支給額は2百万円余りで5年にわたり減少傾向が続いている。

このことから、公社の人事政策として社員のパート化を進めていることが窺がえ、人件費抑制策として奏功しているものと見られる。この方針は、今後も維持拡大することが人件費対策として重要なポイントになるものと考えられ、この場合、収集運搬業務へのパート投入の可能性についても検討する必要があるものと思われる。

一方、社員（一般社員）の人員数は、減少傾向にあるものの、公社職員全体の中でまだまだ大勢を占めている。このため社員人件費対策も、常に検討の俎上に上げておかなければならないものと考えられる。この場合の検討対象の一つとして、1人当たりの年間平均支給額があり、公社でのこの水準は、上記推移表に示すように、管理業務に携わる社員とほぼ同等のレベルとなっており、この5年間この水準に余り変化がない。このレベルが妥当なものかどうかについて、同業あるいは類似業種、類似職種の人件費レベルと比較検討を行うなどして、現在の公社業務に適合した支給レベルであるかどうか検討を加えていく必要があると考えられる。

4. 財務諸表の作成について

(1) 会社が採用している会計方針について

会社の決算期は3月であり、財務諸表作成のための会計基準は、会計規程(平成15年7月1日施行)によるとしている。しかしながら、直近の平成19年3月末をもって終了する第23期事業年度において採用された会計方針は、賞与引当金と退職給付引当金の取扱いが会計規程とは異なっており、実質的には法人税法の規定に従ったものとなっている。

現在、中小企業の会計に関する指針として、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会が共同で取りまとめた指針(最終改定平成19年4月27日)が公表されているが、会社の主要な会計方針をこの指針と比較し概観すると、以下のような状況となっている。

項目	会社の現状処理	中小企業会計指針との相違
固定資産の減価償却	定率法	相違なし
消費税等の処理	税抜処理	相違なし
商品の評価基準	先入先出法	相違なし
商品の評価方法	原価法	相違なし
貸倒引当金	未計上	取立不能見込額又は法人税の基準も容認
賞与引当金	未計上	計上要件を満たすものは計上
退職給付引当金	法人税法により、計上が容認されている金額	期末自己都合要支給額から中小企業退職金共済制度より給付される額を除いた金額
税金費用・税金債務	発生基準	相違なし
税効果会計	未対応	重要性がなければ処理不要
収益の認識	発生基準 一部入金基準を採用	発生基準
費用の認識	発生基準	相違なし

(2) 平成 19 年 3 月期の会計処理について

決算資料等の閲覧、及び会計担当者への質問等の結果、以下の事項が検出された。

賞与引当金の会計処理

従業員に対する賞与は、労働組合との確認書に基づき、夏季及び冬季に支給されている。組合との確認書によれば、支給対象期間と支給時期は次のとおりとなっている。

支給対象期間	支給時期
12月～5月	夏季
6月～11月	冬季

これによれば、3月期末においては、12月から3月の期間に帰属する賞与を引当計上する必要があるが生じるが、賞与引当金は計上されていない。

賞与引当金に関する未払法定福利費の会計処理

賞与引当金の計上に合わせて、賞与支給に伴い発生すると見込まれる公社負担の法定福利費（法令その他に基づき公社が負担する厚生年金保険料及び健康保険料等）についても、未払計上すべきであるが計上されていない。

退職給付引当金の会計処理

公社では、退職金規程に基づく退職金制度、及び退職年金規程に基づく退職年金制度を有している。退職金制度はポイント制を採用しており、退職日に退職金規程に従い算出した金額から、退職年金規約により計算された年金現価相当額を控除した額を公社が支給する制度となっている。また、退職年金は適格退職年金制度を採用している。

平成 15 年度の法人税法改正により、法人税法上退職給与引当金制度が廃止されたことに伴い、旧法人税法で容認された引当金残高を 10 年に渡り取り崩すこととされた。現状の貸借対照表に計上されている退職給与引当金は、この法人税法の規定に従って每期取り崩し処理されてきた残額である。

未払税金債務の会計処理

公社は期末での税金費用の計上を、税引前当期純利益に一定の実効税率（42%）を乗じて算出した金額により行っており、最終的な法人税等の確定納付額に対応した税金費用、及び税金債務の計上とはなっていない。

(3) 指摘事項

中小企業会計指針の適用について

公社の、現状の会計処理は、上記のとおり、実質的には法人税法の規定に従ったものとなっている。中小企業会計指針は強制されるものではなく、公社が採用している実質的に法人税法に従った会計処理は非公開企業では多くみられる会計慣行ではある。しかしながら、次の諸点から公社は、法人税法の規定に100%従うことなく、基本的な部分では中小企業会計指針を財務諸表作成の基準として採用すべきである。

- ・第1に、公社は、主要株主が仙台市で、純粋な民間中小企業とは性格を異にする第三セクターである。
- ・第2に、公社の担当する業務は、仙台市の廃棄物処理業務の一端を担う公共的性格の強い業務であり、当該業務の実施状況を適切に財務諸表に反映することが社会的に要請される。
- ・さらに、仙台市にとって公社委託業務の委託料の水準を決定する上でも適切な会計処理の採用による適切な経営成績の把握が必要である。

よって、少なくとも中小企業会計指針のうち、次に指摘する項目については、指針に従った会計処理を採用する必要があり留意が必要である。

平成19年3月期の会計処理について

平成19年3月期の会計処理を検討した結果、以下の項目について改善が必要である。

・賞与引当金の計上

賞与の支給対象期間、支給時期からすれば、上記で見たように、前年12月から当年3月までの期間に帰属する賞与見込み額を、期末引当計上する必要がある。平成19年3月期のこの金額を試算すれば、賞与引当金として56,289千円の計上が必要であった。

・賞与支給に係る法定福利費の未払計上

賞与支給に係る法定福利費も、賞与引当金の計上と合せて期末に未払い計上する必要がある。平成19年3月期には概算で6,000千円を未払計上すべきであった。

・退職給付引当金の適正額の計上

前述のとおり、退職給与引当金の計上額は法人税法の基準によっており、必要額との乖離が生じている。平成19年3月末の状況は、公社資料によれば、以下の表のようになっている。

脚注の(*参考)に記載のとおり、一般的には自己都合要支給額をもって会

計処理されるので、その限りでは平成 19 年 3 月末に 2 千万円余りの引当余剰となっている。しかし、会社都合（公社都合）で退職する割合が高いのであれば、会社都合要支給額をその割合相当加味した退職金要支給額にもとづき、退職給付引当金を計算することに留意が必要である。

項 目	金額（千円）
期末自己都合要支給額（*）	201,673
期末年金資産額（社外積立額）	197,065
差引 要計上退職給付引当金金額（A）	4,608
現状の退職給付引当金計上額（B）	24,651
差引 余剰額（B） - （A） =	20,043

（* 参考）公社都合での退職の場合の要支給額は 456 百万円となり、自己都合要支給額の金額に比較して大きくなる。これは、自己都合の場合会社の都合の 2 割～8 割の金額に減額されるためである。なお、一般的に自己都合要支給額をもって会計処理することが会計慣行であるため、上記では自己都合要支給額により計算した金額を記載している。

・未払税金債務の適正額の計上

期末での税金費用の計上は、税引前当期損益に一定の実効税率（42.4%）を乗じた金額で会計処理しているが、公社は法人税法上資本金 1 億円以下の中小企業に該当するため実際税率は、一部中小企業の優遇税率が適用され、低いものとなっている。この結果、毎年の税金費用の計上が過年度から過大となっており、平成 19 年 3 月末で 11,745 千円の未払法人税等の余剰が生じている。未払税金債務の余剰の発生状況を整理すると以下ようになる。

（単位：千円）

事業年度	16年3月以前	17年3月期	18年3月期	19年3月期
必要額		34,452	29,220	8,563
公社計上額		37,600	33,300	12,000
余剰額		3,147	4,079	3,436
累計余剰額	1,081	4,229	8,308	11,745

期末の未払税金債務は、当該年度の課税所得の見積もりに基づき、税目毎に計算された納付見込み額を計上することが原則であり、今後の計上処理に留意が必要である。

・その他資産項目の処理誤り

固定資産（有形固定資産、差入保証金、投資等）に除却処理漏れ等が生じているが、合計でも 362 千円の費用処理もれで金額は軽微であった。平成 19 年度において処理が必要である。

・入金基準による収益計上

売上（自主事業）の代理店手数料、営業外収益の雑収入である回収光熱費は入金時に収益計上しており、発生基準となっていない。発生主義により会計処理した場合には、代理店手数料は 33 千円、雑収入は 591 千円増加することとなるが、金額的には軽微である。以後、発生基準による計上に留意が必要である。

（４）意見

・会計規程（平成 15 年 7 月 1 日施行）の更新について

現状の会社の会計規程は、旧商法を基礎としたものとなっている。現状の会社法に整合しておらず、早期の見直しが望まれる。

5．資産の管理について

（１）現金及び預金の管理

現金及び預金については、定期的な実査や外部証憑との照合により良好に管理されている。

（２）固定資産の管理

会計規程に基づき、固定資産は台帳により、その他固定資産勘定は勘定明細により管理が実施されている。

（３）指摘事項

調査の結果、金額的には少額であるものの、有形固定資産で 6 件（簿価 155 千円）、差入保証金で 1 件（簿価 100 千円）、投資等（公社で保有する自動車のリサイクル預託金）で 15 件（簿価 107 千円）の過年度からの除却処理漏れ等が生じていた。今後、少なくとも期末において、現物の棚卸し等を実施して台帳および残高明細の正確性を担保すべきである。

6. その他参考意見

定款の見直し

事業報告に、株式は額面株式との記載があるが、株式の額面制度は廃止されている。これを含めて、定款について、新会社法適用により見直すべき部分を見直し、株主総会において定款変更の手続きをとっておく必要がある。

決算公告の実施

登記簿によれば、公告は官報に掲載することとなっているが、現状は未実施であり、実施が望まれる。

工場建設積立金、修繕積立金及び退職給与積立金

過年度の利益処分及び剰余金処分の結果として、純資産の部の剰余金の区分に工場建設積立金 16,891 千円、修繕積立金 75,200 千円、及び退職給与積立金 89,800 千円が計上されている。これらの積立金は、本来の積み立て目的である工場建設や工場の修繕の目的が現時点で明確ではなく、また、退職給与支給は本来負債に引当金として計上すべき内容である。よって、これら項目はすべて別途積立金へ振替処理することが貸借対照表純資産の部の表示としては相当と判断される。

以 上